令和元年度第１２回　地域連携推進機構運営会議　議事次第

日　時：令和元年１０月１８日（金）　１６：００～１７：００
場　所：本部管理棟　２階 第二会議室

【議題】 ＜審議事項＞		資料番号
1	プロジェクトシート８月確認について	審議１
2	非常勤講師（コーディネーター）委嘱について	審議２
3	国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程の一部改正について	審議３
4	平成 31 年度公開講座の開講追加について	審議４
5	平成 31 年度琉球大学公開授業計画書について	審議５
6	その他（『琉大未来共創フォーラム』について）	
＜報告事項＞		
1	沖縄の産業まつり出展について	報告１
2	福井大学視察について	報告２
3	第３１回国立大学法人共同研究センター長等会議について	報告３
4	各室･部門の当面の活動予定（主要事項）について	報告４
5	その他	

※参考資料
・　地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成３１年４月１日時点）（参考資料１）

※今後の日程（予定）
・第１３回 … １１月１５日（金）　１５：００～１７：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第１４回 … １２月　９日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第１５回 …　１月２０日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第１６回 …　２月１０日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第１７回 …　３月　９日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室

令和元年度第１１回 地域連携推進機構運営会議
議事要旨（案）

日　時: 令和元年９月１３日（金）　１４：００～１５：００
場　所: 大学本部棟２階　第二会議室
出席者: 牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）
欠席者: 新田 早苗（総合企画戦略部長）、玉城 理（産学連携推進部門 教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）
陪席者: 嘉目 克彦（監事）、大城 光雄（課長代理(併)企画係長）、赤嶺 雅哉（地域連携推進係長）、與儀 あゆみ（産学連携推進係長）、金城 まなみ（企画係主任）、田頭 明子（地域連携推進係主任）、宮平 知佳子（地域連携推進係員）、天願 翔太（産学連携推進係員）、照喜名 佑悟（企画係員）

※審議に先立ち、７月１２日開催の令和元年度第８回運営会議の議事要旨（案）、８月７日開催の令和元年度第９回運営会議（メール会議）議事要旨（案）、８月２９日開催の令和元年度第１０回運営会議（メール会議）議事要旨（案）について確認があり、了承された。

＜審議事項＞
議長から、次の３件の事項における機構の今後の対応について審議を行う旨提案があり、各担当から説明の上、審議を行った。

１．社会共創イニシアティブ部会への教員推薦について
竹村部門長から、資料（審議１）に基づき、社会共創イニシアティブ部会への教員推薦について説明があった。審議の結果、提案のとおり了承された。

２．研究成果有体物提供に関する契約書について
竹村部門長から、資料（審議２）に基づき、研究成果有体物提供に関する契約書について説明があった。審議の結果、提案のとおり了承された。

３．平成３１（令和元）年度　公開講座の追加について
背戸部門長から、資料（審議３）に基づき、平成３１（令和元）年度　公開講座の追加について説明があった。審議の結果、提案のとおり４講座が了承された。

＜報告事項＞

議長から、次の３つの事項について機構の現状の認識と情報の共有を図るため、各担当から報告を行うよう発言があった。

１．令和２年度　戦略の進捗状況等に関する調書について

大城課長代理から、資料（報告１）に基づき、報告があった。

２．大学の地域貢献度に関する全国調査２０１９について

大城課長代理から、資料（報告２）に基づき、報告があった。嘉目監事より、大学の順位が学外向けに広く公表されるものなので、学内においてその重要性について十分に情報共有・分析し、今後取り組むよう発言があった。

３．各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

各室・部門から、資料（報告３）に基づき、それぞれ報告があった。

平成３１年度プロジェクトシート【進捗管理】
大学本部とりまとめ記載用

中期目標 中期計画 年度計画	中期目標	7	地域の産学官が保有する多様な資源を活かし、地域を志向した教育研究を推進する産学官協働の仕組を構築し、地域社会の発展に貢献する人材を育成する。
	中期計画	26	地域の企業や自治体等のニーズに応えた人材を育成するため、地域志向のプログラムや地域創生科目の拡充を進める。また、COC事業やトビタテ留学JAPAN等の地域協働事業の展開を通して、本学が育成する人材の地元定着化に取り組む。
	年度計画	26	地域のニーズに応える人材を育成するため、知のふるさと納税事業など地域人材育成プログラムを実施するとともに、全学的な地域創生科目を拡充する。また、地域振興・地域定着プロジェクト（COC+）及びトビタテ留学JAPAN 地域人材コースに取り組む。

【年度計画進捗管理】

年度取組	対応部局	期限	確認項目番号
・地域志向教育推進プロジェクトの実施	地域連携推進機構／各部局	通年	①
・地域志向プロジェクトの実施	地域連携推進機構／各部局	通年	②
・地域創生科目の拡充、深化を図る	地域連携推進機構／各部局	通年	③
・地域協働事業の拡充、深化及びトビタテ留学ＪＡＰＡＮの実施	地域連携推進機構／各部局	通年	④
・地域協働事業に参加する学生が拡充する取組を実施	地域連携推進機構／各部局	通年	⑤

取組の確認項目（評価指標含む）	８月確認		１２月確認		具体的事項（進捗状況）
	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	
地域志向教育推進プロジェクトを実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	平成31(令和元)年度 地域志向活動トライアル経費による正課科目のおける地域志向取組の学内公募を行った。18件の応募があり、審査の結果8件の取組を採用した。また、COC+事業として、正課外地域実践教育プロジェクトを学内公募し、３件を採択した。
地域志向プロジェクトを実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	地域共創型学生プロジェクト「ちゅらプロ」を学内公募し、１件を採択した。また、琉大サテライトイブニングカレッジ（RSEC）の前期の講義を首里公民館にて開催した。
地域創生科目の拡充や深化を図ったか	実施した	Ⅲ	－	－	既設の科目を継続して開講するとともに、新たに「グローカル実践演習」を開講し、日本人学生、留学生、地域の高校生との共同演習として実施した。
・地域協働事業の拡充、深化及びトビタテ留学ＪＡＰＡＮを実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	・新たに宜野湾市との連携で「地域づくり塾」を共催した。 ・地域協働プロジェクト推進経費による４件の事業への継続支援、地域協働萌芽プロジェクト推進経費による１件の新規事業への支援を決定した。 ・トビタテ留学ＪＡＰＡＮで第11期の公募を行い、8人を選定した。
地域協働事業に参加する学生が拡充したか	拡充した	Ⅲ	－	－	新規科目の開講や地域協働事業の開始により参加学生が増加した。

推進責任者によるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

評価センター・IRによるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

【４月　３１年度計画の評価】

４段階評価 ※Ⅳ～Ⅰの４段階評価、通常はⅢ	－	年度計画の成果	－

年度取組	成果（可能な限り数値や具体的な実績等を示してください）	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）
・地域志向教育推進プロジェクトの実施	－	－
・地域志向プロジェクトの実施	－	－
・地域創生科目の拡充、深化を図る	－	－
・地域協働事業の拡充、深化及びトビタテ留学ＪＡＰＡＮの実施	－	－
・地域協働事業に参加する学生が拡充する取組を実施	－	－

エビデンス	－
中期計画における進捗状況 ※中期計画達成を100%とした場合	－
次年度以降に持ち越す取組むべき課題	－
中期計画達成のために 新たに追加または修正すべき取組	－

平成３１年度プロジェクトシート【進捗管理】
大学本部とりまとめ記載用

中期目標 中期計画 年度計画	中期目標	7	地域の産学官が保有する多様な資源を活かし、地域を志向した教育研究を推進する産学官協働の仕組を構築し、地域社会の発展に貢献する人材を育成する。
	中期計画	27	教育研究の成果を踏まえ、サテライトキャンパスを活用した学習コミュニティづくりを強化し、多様な学習ニーズに基づく学習機会や学び直しの充実を図り、地域社会を支える人材の質の向上に繋がる取組を行う。
	年度計画	27	サテライト配信する公開講座と公開授業を充実させ、出前講座や教育プログラムを提供する。

【年度計画進捗管理】

年度取組	対応部局	期限	確認項目番号
・公開講座及び公開授業の実施	地域連携推進機構／各部局	通年	①
・教育プログラムの提供	地域連携推進機構／各部局	通年	②
・配信による公開講座及び公開授業の実施	地域連携推進機構／各部局	通年	③
・出前講座の実施	地域連携推進機構／各部局	通年	④

取組の確認項目（評価指標含む）	８月確認		１２月確認		具体的事項（進捗状況）
	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	
・公開講座及び公開授業を実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	前学期の公開講座として専門科目16講座、一般科目30口座を実施した。また、公開授業の前期として37科目を実施した。
・教育プログラムの提供を実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	同上
・配信による公開講座及び公開授業を実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	公開講座として「心理リハビリテーション・ボランティア養成講座」のサテライト配信を行った。 また、公開授業として「海洋の科学」の配信を行った。
・出前講座を実施したか	実施した	Ⅲ	－	－	公開講座「やんばるで学ぶ世界自然遺産学習」ほか5件の出前講座を実施した。
	－	－	－	－	－

推進責任者によるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

評価センター・IRによるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

【４月　３１年度計画の評価】

４段階評価 ※Ⅳ～Ⅰの４段階評価、通常はⅢ	－	年度計画の成果	－

年度取組	成果（可能な限り数値や具体的な実績等を示してください）	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）
・公開講座及び公開授業の実施	－	－
・教育プログラムの提供	－	－
・配信による公開講座及び公開授業の実施	－	－
・出前講座の実施	－	－
	－	－

エビデンス	－
中期計画における進捗状況 ※中期計画達成を100%とした場合	－
次年度以降に持ち越す取組むべき課題	－
中期計画達成のために 新たに追加または修正すべき取組	－

平成３１年度プロジェクトシート【進捗管理】
大学本部とりまとめ記載用

中期目標 中期計画 年度計画	中期目標	7	地域の産学官が保有する多様な資源を活かし、地域を志向した教育研究を推進する産学官協働の仕組を構築し、地域社会の発展に貢献する人材を育成する。
	中期計画	28	地域産業の振興を担うグローカルな人材を育成するため、地域の他機関が連携する沖縄産学官協働人財育成円卓会議（県内企業、経済団体、高等教育機関、沖縄県、内閣府沖縄総合事務局等）と連携して、地域づくりのための人材養成プログラム、産学官コーディネータ等の産業振興を担う高度専門職養成プログラムや地域行政を担う自治体職員能力強化プログラム等の目的別プログラムを開発して実施する。また、沖縄産学官協働人財育成円卓会議を活用し、受講者のキャリアアップに繋がる客観的な地域認証システムを構築する。
	年度計画	28	沖縄産学官協働人財育成円卓会議と地域連携推進機構及び各部局等が連携し、目的別プログラム（認証プログラムも含む）を実施する。また、昨年度認証された初級地域公共政策士取得のためのプログラムを実施し、受講者のキャリアアップに資する仕組み作りに向けた検討を開始する。

【年度計画進捗管理】

年度取組	対応部局	期限	確認項目番号
・目的別プログラムの開発・実施	地域連携推進機構／各部局	通年	③
・円卓会議等を活用した地域認証システムの構築（受講者のキャリアアップに資する仕組み作り）に向けた検討	地域連携推進機構	通年	⑤
・地域社会の発展に貢献する人材の育成	地域連携推進機構／各部局	通年	⑥

取組の確認項目（評価指標含む）	８月確認 確認欄	８月確認 評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	１２月確認 確認欄	１２月確認 評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	具体的事項（進捗状況）
目的別プログラムの開発・実施したか。	実施した	Ⅲ	－	－	4月～8月までの間に、3件の目的別人材育成プログラムを実施した。9月以降、14件を実施予定である。
・円卓会議等を活用した地域認証システムの構築（受講者のキャリアアップに資する仕組み作り）に向けた検討したか。	検討した	Ⅲ	－	－	沖縄産学官協働人財育成円卓に元に設置したWGで開発した目的別人材育成プログラムのうち、６科目が一般財団法人地域公共人材開発機構の資格制度「初級地域公共政策士」の認証科目に認定された。認定された科目は、後期の公開授業として地域の社会人を受け入れ、初級地域公共政策士の資格取得を目指している。
目的別プログラムに何人が受講したか。	受講した	Ⅲ	－	－	以下3件のプログラムを計17名（学生6名、社会人11名）が受講した。 ①地域企業(自治体)お題解決プログラム ②政策立案能力基礎プログラム ③IoTシステムセキュリティ実践講座
	－	－	－	－	
	－	－	－	－	－

推進責任者によるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

評価センター・IRによるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

【４月　３１年度計画の評価】

４段階評価 ※Ⅳ～Ⅰの４段階評価、通常はⅢ	－	年度計画の成果	－

年度取組	成果（可能な限り数値や具体的な実績等を示してください）	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）
・目的別プログラムの開発・実施	－	－
・円卓会議等を活用した地域認証システムの構築（受講者のキャリアアップに資する仕組み作り）に向けた検討	－	－
・地域社会の発展に貢献する人材の育成	－	－
	－	－
	－	－

エビデンス	－
中期計画における進捗状況 ※中期計画達成を100%とした場合	－
次年度以降に持ち越す取組むべき課題	－
中期計画達成のために 新たに追加または修正すべき取組	－

平成３１年度プロジェクトシート【進捗管理】
大学本部とりまとめ記載用

中期目標 中期計画 年度計画	中期目標	8	沖縄の産業活性化及び持続的な自立型経済の実現に向って、学術的基盤に立脚して地域社会が抱える課題の解決や産業振興に資する取組を推進し、「行動するシンクタンク」として地域再生・活性化に貢献する。
	中期計画	29	「行動するシンクタンク」として地域コーディネータ機能を強化するため、地域連携推進機構に交流人材センター（仮称）を設置し、企業経営や行政運営の改善に関する専門人材を配置するとともに、企業や自治体等との連携体制を構築する。
	年度計画	29	専門人材を活用し、地域コーディネート機能を強化し、学内と企業・自治体等との連携体制を構築し、シンクタンク機能の強化を図る。

【年度計画進捗管理】

年度取組	対応部局	期限	確認項目番号
・交流人材プラットフォーム(交流人材バンクを運用)への交流・登録者(専門人材)の配置の継続	地域連携推進機構／各部局	通年	⑤
・交流・登録者を活用し、学内と企業、行政機関等との連携体制の構築	地域連携推進機構／	通年	⑥

取組の確認項目（評価指標含む）	８月確認 確認欄	８月確認 評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	１２月確認 確認欄	１２月確認 評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	具体的事項（進捗状況）
交流人材プラットフォーム（交流人材バンクを運用）に交流・登録者（専門人材）を登用・登録したか。	実施した	Ⅲ	－	－	令和元年度後学期から「初級地域公共政策士」資格取得のための科目履修プログラムを社会人向けに開講し、年度内の社会人資格取得者の輩出を予定している。そのため、これら資格取得者の登録及び交流の場となる「地域公共人材プラットフォーム」の設置を目指している。
交流・登録者を活用し、学内と企業・自治体等との連携体制を構築し、シンクタンク機能の強化を図ったか。	実施した	Ⅲ	－	－	「地域公共人材プラットフォーム」に調査研究や研修実施機能等を拡充することで、本学と企業・自治体等との永続的な連携体制を構築し、シンクタンク機能の強化を目指している。
	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

推進責任者によるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

評価センター・IRによるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

【４月　３１年度計画の評価】

４段階評価 ※Ⅳ～Ⅰの４段階評価、通常はⅢ	－	年度計画の成果	－

年度取組	成果（可能な限り数値や具体的な実績等を示してください）	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）
・交流人材プラットフォーム（交流人材バンクを運用）への交流・登録者（専門人材）の配置の継続	－	－
・交流・登録者を活用し、学内と企業、行政機関等との連携体制の構築	－	－
	－	－
	－	－
	－	－

エビデンス	－
中期計画における進捗状況 ※中期計画達成を100%とした場合	－
次年度以降に持ち越す取組むべき課題	－
中期計画達成のために 新たに追加または修正すべき取組	－

平成３１年度プロジェクトシート【進捗管理】
大学本部とりまとめ記載用

中期目標 中期計画 年度計画	中期目標	8	沖縄の産業活性化及び持続的な自立型経済の実現に向って、学術的基盤に立脚して地域社会が抱える課題の解決や産業振興に資する取組を推進し、「行動するシンクタンク」として地域再生・活性化に貢献する。
	中期計画	30	地域の産業振興を推進するため、沖縄産学官連携推進協議会等と連携し、企業ニーズを掘り起こし、本学の研究成果とのマッチングを行い、沖縄の産業振興に寄与する共同研究等を推進する。
	年度計画	30	地域連携推進機構において、地域や企業のニーズと本学の研究成果とマッチングを行い、沖縄の産業振興に寄与する共同研究等を推進する。また、ベンチャー創出に向けた取組を行う。

【年度計画進捗管理】

年度取組	対応部局	期限	確認項目番号
研究シーズの学内外への発信等	地域連携推進機構／各部局／研究支援機構	通年	②
本学研究シーズと地域・企業ニーズのマッチング	地域連携推進機構／各部局／研究支援機構	通年	③－1 ③－2
沖縄の産業振興に寄与する共同研究等の推進	地域連携推進機構／各部局／研究支援機構	通年	④－2

取組の確認項目（評価指標含む）	８月確認		１２月確認		具体的事項（進捗状況）
	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	確認欄	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）	
研究シーズを学内外へ発信したか。	実施した	Ⅲ	－	－	HPでの研究シーズ発信に加え、第4回農水産業技術展（6/19-20）、イノベーション・ジャパン2019（8/29-30）に出展した。 工学部においては、工業連合会ニュースで定期的なシーズ紹介を実施している。
地域ニーズ、企業ニーズと研究シーズとのマッチングをし、マッチング件数は増加したか。	増加した	Ⅲ	－	－	企業からの相談について、URAとも連携しながらマッチングを行った。産学官金共同研究スタートアップ支援事業を実施し、現在12件の研究テーマを支援している。また、大学の有する知的資産を活用した琉球大学ブランド商品開発事業を実施し、現在、2テーマを支援している。 工学部においては、工学部後援会の参加企業と工学部との技術交流事業を開始した。 また、産学官連携部門HP等から問合せのあった企業と研究者を8件マッチングした。
マッチングの結果、契約（共同研究等）件数は増加したか。	増加した	Ⅲ	－	－	企業からの相談について、URAとも連携しながらマッチングを行い、共同研究契約を2件締結した。
沖縄の産業振興に寄与する共同研究数・受託研究数は増えたか。	増加した	Ⅲ	－	－	URAとも連携しながらマッチングを行い、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業（出口志向型）へ申請、採択された。（採択件数：27年度～平成31年度合計32件） 沖縄の地域資源に着目した共同研究・受託研究を68件受け入れ、実施している。
	－	－	－	－	－

推進責任者によるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

評価センター・IRによるモニタリング	８月確認	－
	12月確認	－

【４月　３１年度計画の評価】

４段階評価 ※Ⅳ～Ⅰの４段階評価、通常はⅢ	－	年度計画の成果	－

年度取組	成果（可能な限り数値や具体的な実績等を示してください）	評価記入欄（Ⅰ～Ⅳ）
研究シーズの学内外への発信等	－	－
本学研究シーズと地域・企業ニーズのマッチング	－	－
沖縄の産業振興に寄与する共同研究等の推進	－	－
	－	－
	－	－

エビデンス	－
中期計画における進捗状況 ※中期計画達成を100%とした場合	－
次年度以降に持ち越す取組むべき課題	－
中期計画達成のために 新たに追加または修正すべき取組	－

令和元年 10 月 11 日

非常勤講師（コーディネーター）委嘱について（案）

１．非常勤講師委嘱（新規）・予定者
沖縄ファシリテーション研究所（F-LABO　OKINAWA）　當銘　大樹　氏

２．理由
地域連携推進機構（以下「機構」という。）では、本年度、重点施策推進経費事業「沖縄の亜熱帯・島嶼型の資源を基に更なる共同研究を誘致する活動の機能強化事業」の採択を受けている。
本事業では、地域連携推進機構と研究推進機構に所属する教職員を中心に学内横断的な戦略的チームを編成し、国内外の民間企業等からの共同研究受入額及び数を向上させるためのグローバルな産学連携機能の強化に取り組むことを目的としており、企業等と学内研究者とのマッチングを支援するコーディネーターを採用することで、共同研究受入の向上を図りたい。

３，根拠規程
・国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場）（第４条第３項、第５条第３項）

４．委嘱期間　　発令日から２０２０年３月３１日

５．勤務時間（予定）　　週 2 日（16 時間）の勤務
【予算】時給 4,190 円×16 時間×22 週＝1,474,880 円＋3,363 円（労災分）
＝約 1,500,000 円

令和元年 10 月更新

職務履歴書

1 氏名/保有資格

氏名：當銘大樹

資格：国際ファシリテーターズ協会(IAF)認定 プロフェッショナルファシリテーター(日本最年少)

2030SDGs 公認ファシリテーター（SDGs を学ぶシミュレーションゲームを実施する資格）

2 経歴要約

2014 年に修学旅行生向けに学習プログラムを開発・提供する教育系ベンチャー企業を創業。4 年間取締役兼執行責任者として従事する。従事期間中に沖縄修学旅行における平和学習・環境学習・キャリア学習のプログラムを開発し、年間 100 校以上に提供。同期間中に第 6 回世界のウチナーンチュ大会期間中の約 200 名規模の国際会議「沖縄県人会長・ウチナー民間大使会議」での総合司会およびファシリテーターを担当。沖縄県交通政策課主催の公共交通の利用増加へ向けたワークショップ「バス利用促進座談会」では合計 6 回のワークショップと利用促進のための取り組み（具体的なアクション）を 3 つ実施し、内 2 つがバス事業所の利用促進取り組みとして継続中。また若者向けのファシリテーション講座を 5 年間開講し、現時点で 100 名以上の卒業生を輩出するなど、担い手の育成にも尽力。2017 年 6 月に日本最年少で国際ファシリテーターズ協会の認定資格を取得。現在は教育分野に留まらず、産業界の課題解決や企業研修、SDGs を活用したワークショップ等を展開中。

3 職務経歴

教育系ベンチャー起業　取締役　2014 年創業～2018 年 3 月 31 日退任

F-LABO OKINAWA 代表　2018 年 4 月創業

(一社)大学コンソーシアム沖縄　地域連携コーディネーター　2018 年 7 月～2019 年 3 月

若者向けファシリテーション講座　講師兼ディレクター（任意団体）　2013 年 10 月～現在

(一財)沖縄 IT イノベーション戦略センター　シニアコーディネーター　2018 年 7 月～現在

※フューチャーセンター事業のディレクターを担当

4 業務内容

ファシリテーション事業では、クライアントの課題意識やニーズのヒアリングからゲスト・参加者の手配などのコーディネート業務から行い、当日のワークショップのプログラム設計とファシリテーターを務める。ワークショップのプログラム設計では、実際に成果が出るよう、コンサルティング業務も含めて行った。

5 業務実績

A.沖縄修学旅行業務

A-1　沖縄平和共育修学旅行プログラム開発（および旅行行程のコーディネート業務 / 年間 100 校以上）

A-2　海外視察学校との交流プログラム開発・運営

B.ファシリテーション業務（自主事業）

B-1　民間企業向け対話型研修の企画運営（沖縄銀行、コザ信用金庫、国際旅行社の合計３回）

B-2　自主開催のワークショップ（合計９回：2014.5～2018.3）

B-3　フューチャーセッション（ワークショップ）の企画運営（2015.6、2016.6、2018.7～現在）

B-4　普天間飛行場跡利用計画市民向けワークショップ（合計７回：2014.10～現在）

B-7　琉球大学「ベンチャー起業入門（後期日程）」の講義設計・講師（2018.10～2018.12）

B-9　くまもと復興無料塾でのワークショップ（合計２回：2017.7、2017.8、2019.3）

B-10 企業・市民向け SDGs ワークショップ（合計５回：2018.11～現在）

C.ファシリテーション業務（受託事業）

C-1　沖縄県「平成 28 年度沖縄県議会議員一般選挙啓発事業」模擬選挙ワークショップ（合計 6 回）

C-2　沖縄県「平成 28 年度ウチナーンチュ子弟等留学生通年研修」アイデンティティワークショップ（合計 10 回）

C-3　沖縄県「平成 28 年度県人会長・ウチナー民間大使（国際）会議」（合計 1 回）

C-4　沖縄県「平成 28・29・30 年度バス利用促進ワークショップ」（合計９回：2016.12～2019.3）

C-5　沖縄県「平成 29 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【専門高校生国外研修】」
（事前事後研修、海外での本研修のワークショップ合計 14 回実施）

C-7　平成 28 年度 / 29 年度「ウチナーネットワーク合宿」補助事業でのワークショップ（合計 2 回）

C-8　宜野湾市と琉球大学の地域連携協定へ向けたワークショップ（合計 1 回：2018.1）

C-9　うるま市ショップワークプロジェクトの次年度へ向けたワークショップ（合計 2 回：2018.2）

C-10 沖縄県「平成 30 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【書道・芸術部門】」

C-11 沖縄県「平成 30 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【沖縄高校生海外雄飛プログラム】」
→研修生(高校生)向けに SDGs ワークショップを実施

C-12 沖縄県「平成 30・31 年度沖縄離島体験交流促進事業」ファシリテーター

C-13 沖縄県「令和元年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【沖縄高校生海外雄飛プログラム】」

19/10/9産学重点施策Mtg by Haga

重点施策推進経費事業に関する打合せ#5資料

事業名：「沖縄の亜熱帯・島嶼型の資源を基に更なる共同研究を誘致する活動の機能強化事業」

地域連携推進機構と研究推進機構に所属する教職員を中心に学内横断的な戦略的チームを編成し、国内外の民間企業等からの共同研究受入額及び数を向上させるためのグローバルな産学連携機能の強化事業を実施する。
また、本提案は、本学の広報戦略とも密に関連する内容であるため、広報戦略担当部署とも連携して進め、本学のブランド力創造にも貢献できるよう実施する。

【日時】2019年10月9日(月)　13:00~14:30
【場所】亜熱帯島嶼科学拠点研究棟1F 研究企画室
【議題】
１、教員WGを結成し課題及び方策検討を実施（羽賀、企画・産学係）
　→第1回WGを10/8の8:30~の結果
２、オープンイノベーション機能強化の進め方論議（竹村先生より情報提供）
３、海外共同研究推進について（島袋先生）
４、マッチング支援のコーディネータ採用、産学HP改修の進捗（企画・産学係）
５、予算の使い道について
　・東洋経済からSDGs特集記事による上場企業へのPR提案
　・その他
６、今後の計画

前回（第３回打合せ）の議事メモ

【日時】2019年10月１日(火)9:00~10:30
【場所】亜熱帯島嶼科学拠点研究棟1F 研究企画室
【参加者】竹村先生、島袋先生、與儀係長、羽賀
【内容】
前回の振り返り説明後、以下の内容を論議した。
１、教員WGを結成し課題及び方策検討を実施（羽賀、企画・産学係）
　→第1回WG（瀬名波先生、眞榮平先生、平良先生、石田先生）を10/8の8:30~10:00実施。
　　医学部からの人選については、竹村先生より医学部長へ依頼する(10/8企画戦略会議の前を予定)。
２、牛窪理事への進捗報告の結果（竹村先生）
　→実施内容については了解いただいた。今後の適時報告を行う。
３、オープンイノベーション機能強化について（竹村先生より情報提供）
　→本日、木暮理事、牛窪理事と打合せを行う。その結果を受けて今後の進め方を検討する。
　　福井大の事例が参考になる（産学連携本部協力会、銀行からの出向コーディネータ等）
４、産学連携HPの改善の見積（企画・産学係）
　→HPの変更内容が決まれば実施できる。いろいろな入口から入れるようにする（広報係と連携）。
５、海外との共同研究について（島袋先生）
　→国際戦略基本方針をベースに検討を進めている。教員WGの議論に入れる。
６、マッチング支援のコーディネータ採用についてのご相談
　→候補者でOK。公募をかけて採用を進める。
７、予算の使い道について
　→残り330万円については、上記オープンイノベーション機能強化での使用を検討（広報センスのある人とか）
８、今後の計画
　→次回打合せを10/9午後1時から実施する。

課題定義書案（課題解決プログラム）

課題名		上位課題
外部資金・共同研究受入額の改善（教員版）		大学間連携や産学連携の推進による、外部資金獲得実績の改善
目標（第一指標の項目及び定義）		現状値
共同研究受入額の＋1億円向上（暫定）		144,915千円
課題定義書の確認（役割：氏名、役職）		確認日
リーダー：　竹村　明洋　産学官連携部門長		2019.9.9
パイロット：　島袋　亮道　地域連携推進機構・特命准教授		2019.9.9
ファシリテーター：　羽賀　史浩　上席URA		2019.9.9
チームメンバー：氏名	部局名	論議での役割
瀬名波　出　先生	工学部	工学の情報提供
平良　東紀　先生	農学部	農学の情報提供
眞榮平　孝裕　先生	理学部	理学の情報提供
石田　三成　先生	国際地域創造学部	国創の情報提供
松下　正之　先生	医学部	医学の情報提供

課題解決　進行表①　10/7 (8:30-10:00)

時間	進行	目的・活動内容	使用ツール
8:30～ 8:50	オリエンテーション（20分） ・開催宣言 ・集中討議の進め方 ・グラウンドルール作成 ・自己紹介と期待表明 ・リーダーへの質問の作成	集中討議の目的とチームに求められる役割の確認 メンバー間の壁を取り払う	・時間割とグラウンドルールを張り出す
8:50～ 9:20	現状把握（30分）	課題に関して定量的なデータを用いて、問題点を視覚化し現状把握を行う	・VOC（親和図） ・視覚化された問題
9:20～ 9:50	要因分析（30分）	課題の要因洗い出し、根本要因の明確化と第一指標との関係を明らかにする	・要因分析（系統図）
9:50～ 10:00	<竹村リーダー登場> リーダーとの質疑応答	リーダーに確認したいこと、聞いておきたいことを確認（不安事項、質問事項など）	

要因分析：共同研究が琉球大はなぜ少ないのか？

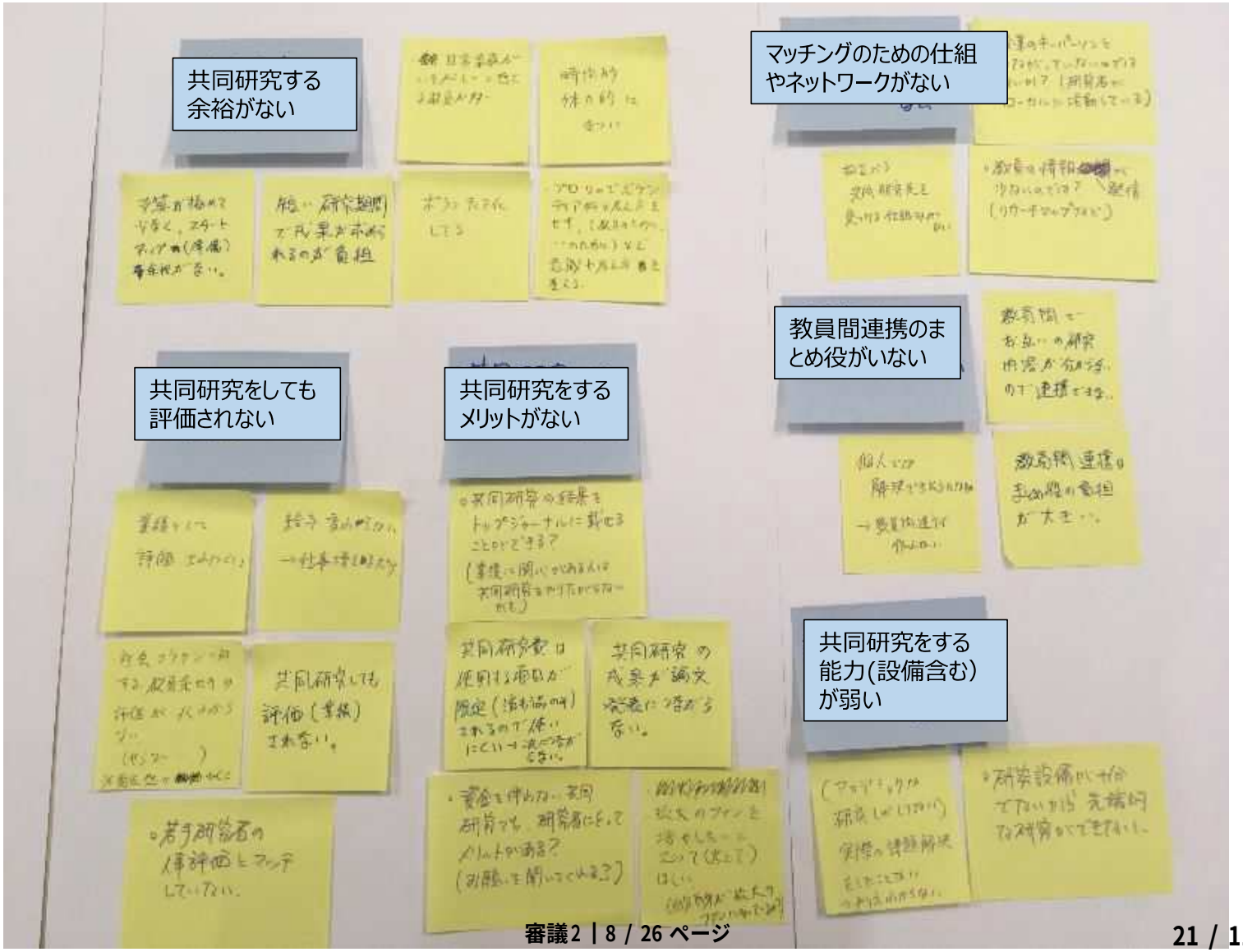

共同研究に関するファクトデータに基づくグッドプラクティス（九州地域）
「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」より情報整理

2017年度　大学等における産学連携等実施状況（九州沖縄地区）　　：金額千円

機関名	実務担当者数	研究者数	共同研究受入額（全体）	一人当たり共同研究受入額	共同研究受入額（民間企業）	一人当たり共同研究受入額(民間企業)	受託研究受入額（地方公共団体）	一人当たり受託研究受入額（地方公共団体）	特許出願件数	一人当たり特許出願件数	特許権実施等件数	特許権実施等収入	一人当たり特許権実施等収入	特許保有件数
九州大学	75	3512	2,581,828	735	2,104,657	599	143,403	41	303	0.086	524	104,249	29.6837	1,246
九州工業大学	25	383	523,608	1,367	345,160	901	3,550	9	68	0.178	159	9,192	24.0000	572
佐賀大学	6	812	196,552	242	165,908	204	54,580	67	19	0.023	29	2,739	3.3732	193
長崎大学	16	1457	337,092	231	298,047	205	28,526	20	33	0.023	40	11,268	7.7337	176
熊本大学	12	1324	551,009	416	512,490	387	40,361	30	80	0.060	120	20,229	15.2787	387
大分大学	22	568	163,763	288	132,217	233	860	2	31	0.055	11	920	1.6197	121
宮崎大学	16	799	164,470	206	133,095	167	50,761	64	31	0.039	51	5,034	6.3004	201
鹿児島大学	12	1334	321,005	241	266,701	200	104,667	78	84	0.063	73	6,587	4.9378	325
琉球大学	6	1067	144,915	136	119,357	112	524,872	492	11	0.010	12	2	0.0019	72
平均	21	1,251	553,805	429	453,070	334	105,731	89	73	0.06	113	17,802	10	366

参考資料：

・平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730.htm

・大学ファクトブック2019－「組織」対「組織」の本格的産学連携の拡大に向けて－
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1418896.htm

スケジュール案

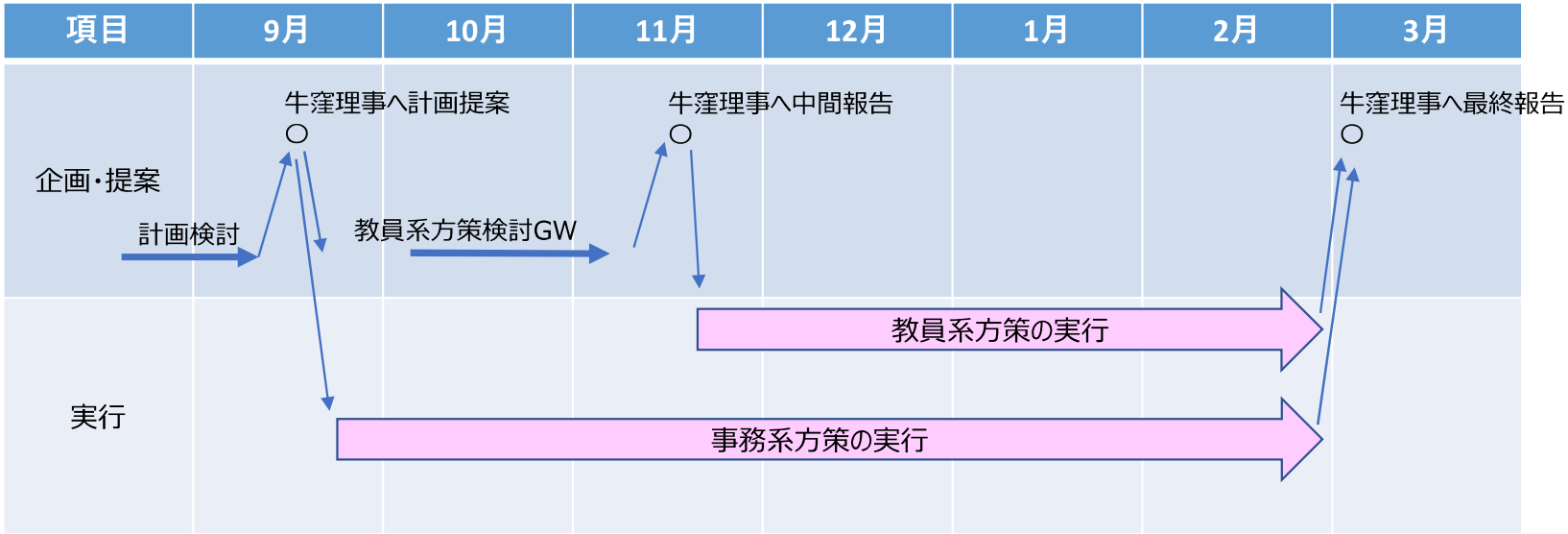
項目
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
企画・提案
実行
牛窪理事へ計画提案
牛窪理事へ中間報告
牛窪理事へ最終報告
計画検討
教員系方策検討GW
教員系方策の実行
事務系方策の実行

予算案

積 算 内 訳	金額（千円）	備　　考
人件費	2,000	コーディネータ採用（5000x16hx4Wx6M)
外注費①	600	シーズ集HP改修
外注費②	600	研究者データベースHP改修
外注費③	600	広報の全学HPの改修（SDGs含む）
国内旅費	500	マッチングイベント、キャンパスクリエイト等
外注費④	2,100	東洋経済SDGs記事（4ページ、抜き刷り10000部、PDFデータ)
その他	1,200	
計	7,600	

東洋経済　大学企画案 「SDGsに取組む大学特集　第2弾」

19/10/2定例Mtg by Haga URA

1. 出版の狙い

極秘　WAVE LTD GROUP

発行の目的

2020年でSDGsが採択されてから5年。日本でも浸透・実装のフェーズを経て多くの組織や団体、個人がSDGsの理念を実践に移しつつあり、社会の関心がますます高まっています。
そのSDGsに関連する特徴的な研究・教育や具体的な取り組み事例・成果を発信することで，教育業界はもちろん、社会一般におけるSDGsのさらなる浸透につなげることを目的とします。
今回は、第１弾の「SDGsへの取り組みスタートの推奨」を受けて、第２弾「本格実行の紹介」のムックとします。

＋

掲載する各大学にとってのメリット

- 企業の採用責任者やトップへ直接的にPR → 就職支援力アップ
- 受験生とその保護者へのPR → 受験者数アップ
- 一般社会へのPR → ブランド力アップ

信頼度の高い情報発信ツールを使っての情報提供

東洋経済 大学企画案　『SDGsに取り組む大学特集【第2弾】』

- 約7,000の上場企業、非上場優良企業への直接無料配布
- 各大学で抜き刷り版を受験生保護者、在学生や企業へ配布
- オンライン書店（Amazon）及び一般書店、大学生協等で販売
- WEBサイト等で広く発信

2. 冊子概要

極秘 WAVE LTD GROUP

全国約800大学の中から、SDGs達成に向けた教育・研究を具体的に推進している大学を取り上げ、取り組み事例とその社会的インパクトを1冊の冊子にまとめて刊行する

SDGsの世界での取り組みや教育・アカデミック分野におけるSDGsへの取り組み状況を社会に発信し、SDGsをより浸透させる	各大学のSDGsに関連する取り組みを紹介し、その意義や特長をアピールすることでブランディングにつなげる	各大学がそれぞれに告知・販促展開を行うことによって効果的に学内外へ発信

■冊子概要（予定）

●冊子名 ： 東洋経済 大学企画案 『SDGsに取り組む大学特集【第2弾】』

●仕様 ： A4変型、4色、無線綴じ（背表紙あり）

●ページ数： 100ページ程度（表紙4P含む）

●発行部数： 約10,000部
（掲載大学様数×100部＋上場企業と非上場優良企業の採用責任者やトップへの献本7,000部程度）
＋各大学での抜き刷り冊子でのPR（合計 約80,000部発行）

●発行時期： 2020年5月下旬～6月初旬
※大学：オープンキャンパス告知タイミング／企業：インターンシップ検討タイミング

●ターゲット： 企業の採用責任者やトップ、大学受験生及び保護者、自校の教職員・在学生（就活生）、大学業界関係者、一般消費者

2

3. 冊子の活用例

極秘 WAVE LTD GROUP

1 東洋経済新報社から、上場企業、非上場優良企業7,000～8,000社へ無料配布

2 100冊（無料進呈）を、学内の関係者に配布

3 ターゲット別に抜き刷り配布　受験者用／在学生（就活生）及び企業用／留学生用（外国語版）
【表紙＋特集ページ＋貴学追加記事ページ】（有料オプション）

4 貴学記事ページデータ（有料オプション）を、貴学WEBサイトなどへ自由に掲載

料金（税別）

・基本企画（冊子への広告掲載）
　1．記事ページ（カラー2ページ）　定価100万円
　2．記事ページ（カラー4ページ）　定価150万円

150万＋48万＋12万＝210万円

・オプション企画
　1．抜き刷り8ページ（大学広告ページ含む）冊子作成/1000部　30万円
　　/5000部　40万円
　　/10000部　48万円
　2．記事ページPDFデータ渡し（→大学のHP等へ掲載可能）　12万円

→企業へ無料配布され、PR効果が大きいので、重点施策事業「共同研究を誘致する活動強化」の予算760万円からの支出を検討したい。（10/9に相談予定）

4. 全体スケジュール

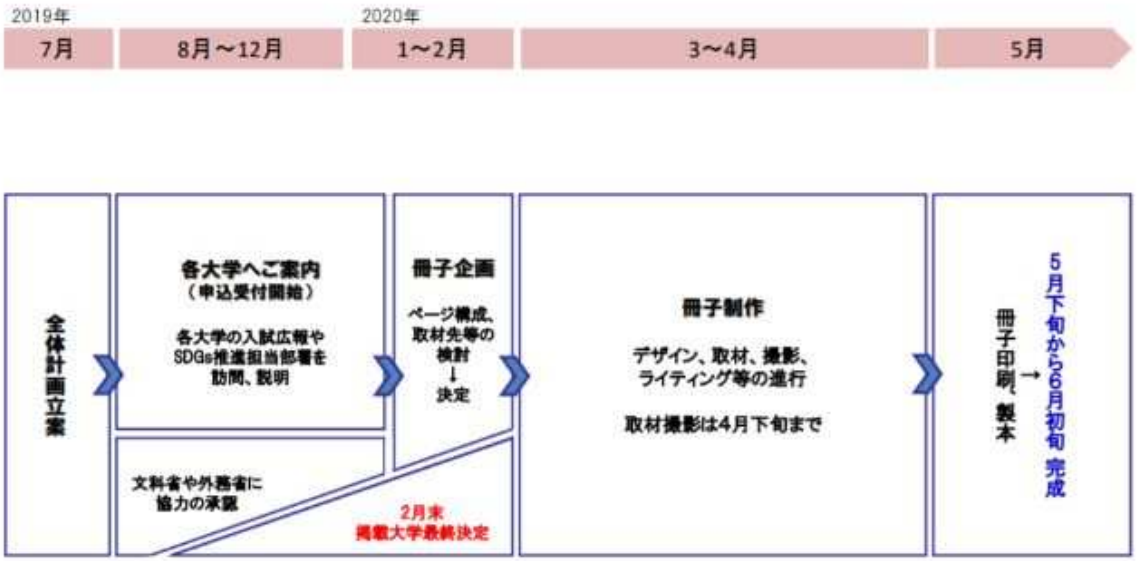
2019年
2020年
7月
8月～12月
1～2月
3～4月
5月
全体計画立案
各大学へご案内
（申込受付開始）
各大学の入試広報や
SDGs推進担当部署を
訪問、説明
文科省や外務省に
協力の承認
冊子企画
ページ構成、
取材先等の
検討
↓
決定
2月末
掲載大学最終決定
冊子制作
デザイン、取材、撮影、
ライティング等の進行
取材撮影は4月下旬まで
冊子印刷、製本
→
5月下旬から6月初旬 完成

東洋経済
ACADEMIE
SDGsに取り組む大学特集

国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場）

（平成２８年３月２８日制定）

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則（以下「規則」という。）第７条第２項の規定に基づき琉球大学（以下「本学」という。）の教育の充実を図るため雇用する者（以下「非常勤講師」という。）の人事に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「部局等」とは，学部（附属施設及び附属学校を含む。），大学院研究科，グローバル教育支援機構，地域連携推進機構，熱帯生物圏研究センター及び学内共同教育研究施設をいう。

２　この規程において「部局等の長」とは，前項に規定する部局等の長をいう。

（身分等）

第３条　非常勤講師の身分は，規則第２条第２号に規定するパートタイム職員とし，名称は，講師，講師（カウンセラー）又は講師（コーディネーター）とする。

（職務内容）

第４条　講師は，専攻分野に係る教授又は研究に従事する。

２　講師（カウンセラー）は，本学学生，生徒又は児童のもつ悩みや不安などの心理的問題について話し合い，解決のための援助・助言を行う。

３　講師（コーディネーター）は，本学教員が行っている研究と産業界・行政の研究ニーズを結びつけるための活動を行う。

（選考等）

第５条　講師は，部局等の長が，次条に定める事項により選考する。

２　講師（カウンセラー）は，臨床心理士などの資格を有する者のうちから保健管理センター所長が選考する。

３　講師（コーディネーター）は，産業界や公的な研究施設の研究ニーズを熟知している者のうちから地域連携推進機構長が選考する。

第６条　講師の選考に当たっては，国立大学法人琉球大学教員選考基準第４条を準用するものとする。

２　本学において講師となる者については，原則として資格審査を行うものとするが，以下に掲げる者については，資格審査を省略することができる。

(1) 本学において非常勤講師（講師（カウンセラー）及び講師（コーディネーター）を除く。）として雇用された経歴のある者
(2) 大学で専任講師以上の職にある者又はその職にあった者

（採用手続等）
第７条　医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）の非常勤講師の採用計画書の作成及びその手続きについては，年度ごとに定める「非常勤講師採用手続きについて」によるものとする。
２　学長は，医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）から提出された非常勤講師採用申請書に基づき次に掲げる書類の提出を依頼し，当該書類の提出を受けて，採用する。
(1) 略歴書
(2) 承諾書
(3) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。）
３　医学部，大学院医学研究科，医学部附属病院，熱帯生物圏研究センター，学内共同教育研究施設，グローバル教育支援機構（国際教育支援部門及び保健管理部門に限る。）及び地域連携推進機構の非常勤講師の採用にあっては，人事異動上申書に，次の書類を添付して発令予定日の２週間前までに学長へ上申するものとし，学長は，この上申を受けて当該非常勤講師を採用する。
(1) 略歴書
(2) 承諾書
(3) 国立大学法人琉球大学非常勤講師給与算定調書（医学部，医学部附属病院に限る。）
(4) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。）
４　学長は，雇用の通算期間が，学内の異なる職種等から継続した雇用期間を含め，継続して５年（労働契約法第１８条第２項による通算契約期間に算入しないこととされている期間は，当該講師の雇用期間に算入しない。以下同じ。）を超えることとなる講師（以下「雇用継続期間５年超過講師」という。）へ依頼を行う際は，翌年度の担当授業科目の依頼に併せて，無期労働契約への転換希望の有無及び無期転換後に担当できる授業科目について確認するものとする。

第８条　教育学部附属小・中学校の非常勤講師（以下「附属学校の非常勤講師」という。）の選考は，校長が行うものとする。
２　学長は，校長の推薦に基づき，採用するものとする。
３　前２項に定めるもののほか，附属学校の非常勤講師については，前条の規定に準じて取り扱うものとする。

（労働時間）
第９条　非常勤講師の労働時間は，その所属する部局等の長が定めるものとする。

（雇用期間）
第１０条　非常勤講師の雇用期間は，４月１日から１年間とする。ただし，年度の途中で雇用する者のその終期は，当該年度末までとする。
２　次年度以降も雇用する場合は，年度毎に改めて雇用するものとする。

（雇用更新の上限）
第１１条　非常勤講師の雇用契約期間は，原則として当該非常勤講師が満７０歳に達した日以後における最初の３月３１日までとする。

（無期労働契約への転換）
第１２条　雇用継続期間５年超過講師は，次に定める手続きにより，無期労働契約への転換を申し込むことができるものとする。
(1) 雇用継続期間５年超過講師は，第７条第４項の手続きにおいて，無期労働契約への転換希望の有無及び無期労働契約転換後の担当授業科目への意見の有無について回答するものとする。
(2) 前号により無期労働契約への転換を希望する講師で，無期労働契約転換後に担当できる授業科目についての意見があった場合，学長は当該意見を参考に当該講師の無期労働契約転換後に担当できる授業科目を６年目以降の当該有期労働契約が終了する３月前までに決定し，明示するものとする。
(3) 第１号により無期労働契約への転換の希望を申し出た講師については，６年目以降の当該有期労働契約が終了する２月前までに無期労働契約転換申込書（別紙様式１）（以下「申込書」という。）を学長へ提出しなければならない。
(4) 学長は，前号により申込書の提出があった場合は，速やかに無期労働契約転換申込受理通知書(別紙様式２)を当該講師に送付するものとする。
２　前項第１号により無期労働契約への転換の希望を申し出なかった講師は，６年目以降の当該有期労働契約が終了する４月前までに無期転換希望変更申込書（別紙様式３）により，無期労働契約への転換希望を学長へ申出ることができる。この場合，当該無期転換希望変更申込書において，無期労働契約転換後に担当できる授業科目について意見があった場合の取扱いは，前項第２号に準ずるものとする。
３　学長は，前２項に基づく手続きを踏まえ当該講師と無期労働契約を交わすこととし，当該講師は，当該有期労働契約が終了した翌日から無期労働契約へと転換するものとする。この場合，学長は労働条件通知書も併せて交付するものとする。

（無期労働契約後の手続等）
第１３条　学長は，前条の規定に基づき無期労働契約へ転換した講師（以下「無期労働契約講師」という。）に対しての年度ごとの担当授業科目について，前条第３項の無期労働契約において合意した授業科目のうちから担当させるものとする。
２　学長は，前項の規定にかかわらず，前条第３項の無期労働契約において合意した担当でき

る授業科目以外の授業科目を担当させる必要がある場合は，当該無期労働契約講師と合意のうえ担当できる授業科目を変更又は追加することができるものとする。この場合，改めて労働条件通知書を交付するものとする。

３　学長は，規則第１２条の規定にかかわらず，無期労働契約講師に対して，前条第３項及び前項において合意された担当できる授業科目以外に業務を命ずることはない。

（無期労働契約講師の定年）

第１４条　無期労働契約講師に係る定年は満７０歳とし，定年による退職の日は，満７０歳に達した日以後における最初の３月３１日とする。

２　前項の規定にかかわらず，７０歳を超えて無期労働契約講師となった場合の退職の日は，無期労働契約講師となった日以降における最初の３月３１日とする。

（準用）

第１５条　第１２条から前条の規定については，講師（カウンセラー），講師（コーディネーター）及び第８条に規定する附属学校の非常勤講師について準用する。

（人事異動通知書）

第１６条　非常勤講師の異動については，人事異動通知書を交付するものとし，国立大学法人琉球大学非常勤職員人事規程第７条の規定に準じて行うものとする。

（雑則）

第１７条　この規程に定めるもののほか，非常勤講師に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

１　この規程は平成２８年４月１日から施行する。

２　国立大学法人琉球大学非常勤講師実施要項（平成１６年４月１日制定）及び国立大学法人琉球大学非常勤講師の雇用に関する申合せ（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

３　第７条第４項に規定する雇用の通算期間は，平成２５年４月１日以降における最初の有期労働契約から適用する。

附　則（平成２９年５月１５日）

この規程は，平成２９年５月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

＜非常勤講師＞

別紙様式１

申請日　平成　　年　　月　　日

無期労働契約転換申込書

琉球大学長　殿

所属部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は，現在有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が５年を越えますので，労働契約法第１８条の規定に基づき，期間の定めのない労働契約へ転換の申込みをします。

＜非常勤講師＞

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

無期労働契約転換申込受理通知書

○○　○○　殿

琉　球　大　学　長

貴殿から平成　　年　　月　　日付けで提出されました無期労働契約転換申込書については，受理しましたので，通知します。

別紙様式３

平成　　年　　月　　日

琉球大学長　殿

所属部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

無期転換希望変更申込書

私は，現在の有期労働契約時に無期労働契約への転換を希望しませんでしたが，再度検討した結果，無期労働契約への転換を希望しますので申し出ます。

なお，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け琉大人第〇〇号にて提示された無期労働契約となった場合に担当できる授業科目への意見については，次のとおり回答します。

・無期労働契約となった場合に担当できる授業科目について

［　　］

※担当できる授業科目について，ご意見のある場合には具体的にお書きください。
※担当できる授業科目について，ご意見がない場合には「特になし」とお書きください。

＜留意事項＞
担当できる授業科目とは，開設する授業科目や専任教員の担当状況等を考慮し，毎年度相互の合意により担当する授業科目の範囲を示すものです。

重点施策推進経費　事業提案書

事業名	沖縄の亜熱帯・島嶼型の資源を基に更なる共同研究を誘致する活動の機能強化事業	事業番号	
事業概要	地域連携推進機構と研究推進機構に所属する教職員を中心に学内横断的な戦略的チームを編成し、国内外の民間企業等からの共同研究受入額及び数を向上させるためのグローバルな産学連携機能の強化事業を実施する。また、本提案は、本学の広報戦略とも密に関連する内容であるため、広報戦略担当部署とも連携して進め、本学のブランド力創造にも貢献できるよう実施する。		

実施体制		
氏名	所属部局・職名	役割分担
竹村　明洋	地域連携推進機構・副機構長（産学官連携部門長）	本取組における、地域連携推進機構と研究推進機構の産学連携活動の統括
島袋　亮道	地域連携推進機構・特命准教授	「２. 事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）の実施
羽賀　史浩	研究推進機構・上席 URA	「２. 事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）の実施

事業目的　適宜、図表等を用いてわかりやすく記載すること。

1．本学の機能強化との関連（中期目標・中期計画、新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等を記載下さい）

（１）総論

我が国の長期的な人口減による生産者人口の減少、大学進学率の上昇、経済活動や文化活動のグローバル化の進行、科学技術の更なる発展などにより、大学に対する社会の期待も変容している。その状況を踏まえ、文部科学省も各国立大学法人に対して変革を求めている。また、従来の運営費交付金以外の外部資金の自己調達による運営が強く求められている。

運営費交付金においては平成 16 年の法人化以降、10 年以上にわたって毎年 1%以上の割合で減少しており、外部資金獲得増のための施策の実施が国立大学法人の喫緊の課題となっている。その中、文部科学省と経済産業省は、民間企業との共同研究増加のための指針として、平成 28 年 11 月 30 日付で「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を取りまとめ、国立大学法人や国立研究開発法人による「本格的な共同研究」の必要性等を盛り込んだ指針を示し、これにより産学官の集中的な取組による指針の実効性確保と共同研究の拡大・深化を目指している。

本学は、本学が有する研究・教育資源と沖縄の有する亜熱帯・島嶼型の資源を基に、国内外の民間企業等と共同研究を実施する事で、受託研究や寄付金等の源泉である研究・教育シーズを創出している。研究・教育シーズは、本学の資産であり本学の持続的発展の源泉であるとともに、本学が行う地域貢献活動の源泉でもある。

ところが、本学の共同研究受入額は、受託研究受入額と比較した場合、少額となっており低迷している。文科省統計によると、本学における平成 28 年度の共同研究受入額は 1 億 3,334 万円、受託研究受入額は 9 億 4,078 万円、平成 29 年度の共同研究受入額は 1 億 4,491 万円、受託研究受入額は 11 億 5,443 万円となっている。共同研究受入額と受託研究受入額を比較すると、平成 28 年度の共同研究受入額は、受託研究受入額の約 14.1%、平成 29 年度は約 12.5%となっており、いずれの年度においても、受託研究受入額と比べ、共同研究受入額は少額となっている。なお、平成 29 年度の受託研究受入額が前年度よりも顕著に向上しているが、これは、本学がこれまで培ってきた研究実績の社会還元活動が功を奏している表れとして捉える事ができる。ただし、それら受託研究受入の源泉でもある研究・教育シーズを創出する共同研究の低迷には、大きな課題が残る。

また重点支援①を選択した同規模の他の地方大学との比較においても、本学の共同研究受入額は少額であり、低迷している実態が顕著に表れている。本学と鹿児島大学における共同研究受入額を比較すると、平成 28 年度の本学の共同研究受入額は、同年の鹿児島大学の 48.5%、平成 29 年度の本学の共同研究受入額は、45.1%となっており、他大学との比較においても本学の共同研究受入額は少額で低迷している。

伸びの弱い共同研究受入額を増額させ、将来の受託研究等を生み出す研究シーズの拡充に着手することが、研究力・教育力の強化を持続的に果たすうえで重要であり、そのための共同研究の誘致活動の機能強化が、本学の喫緊の課題である。

（２）第３期中期目標・中期計画における取組の位置づけ

本学は、平成 28 年度から開始されている第 3 期中期目標期間において、「地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にしなやかに対応できるイノベーティブな大学としての歩みを加速する」事を方針として掲げている。また、その方針の中においては、「③ 産学

官連携と国際連携による組織的な連携を通じて多様な力を結集し、大学資源を有効に活用して、教育研究力をグローバルに展開する」と定めている。その意味において、本取組は、地域連携推進機構と研究推進機構が組織的に連携し、本学のこれまでの卓越した亜熱帯・島嶼に関連する研究成果と、沖縄の持つ豊かな研究フィールドの双方を大学資源として戦略的に有効活用し、グローバルな視点に立った共同研究誘致活動を実施する事で、国際的な共同研究受入額及びその数を向上させる取組である。本取組は、本学の研究・教育力をグローバルに展開させる取り組みであり、第 3 期中期目標期間中の方針に合致するものである。

また、上記の国際的な共同研究の成果を基に、産学連携活動の一環として事業創出の支援まで実施する事で、本学は地域に大きな貢献を果たす事が可能となる。島嶼地域のニーズを起点としその課題解決を図る地域連携推進機構の取組と、島嶼の地域的特性を生かしたユニークな研究の活性化や研究成果の社会還元を支援する研究推進機構の取組は、民間事業創出（プロデュース）の観点から見れば、表裏一体の関係にあり、本来は連動して行われるべき取組である。それら両機構の取組を、地域貢献やその源となる研究成果を創出する研究企画の観点から融合させ、連携を強化し共に活動することは、研究成果の社会実装や事業創出の動きを加速させ、本学の後継の教育・研究成果の連鎖を生む力となる。

また国における議論では、「民間資金獲得等に応じて運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの導入」や、ボーダーレスな挑戦の必要性として、国外企業とも積極的に連携して共同研究を進めるべきとする、イノベーション創出の連鎖を起こす「イノベーション・エコシステム」の仕組みの構築が、大学に期待されている。

本取組によって本学は、グローバルな視野に立ち、地域の国際競争力を増すイノベーションを目指し、地域と密着した持続可能な大学ブランドを志向していくべきである。

（３）新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等について

上記までで述べたように、本学は、その強み・特色のある分野で、世界的な視野に立ち共同研究受入の向上を目指すべきである。そのためには、地域連携推進機構や研究推進機構といった部局の枠を超え、新しく学内横断的な産学連携活動の体勢を整備する事が必要である。第 3 中期計画の中間地点である平成 31 年度以降から、将来の第 4 期中期目標・中期計画も見据え、本学の地域貢献力や、その源泉である研究力・教育力を持続的に強化していくために、よりグローバルな視野に立った学内横断的な産学連携活動をその中核的な成長戦略の中心に据えるべきである。

２．事業期間内に実施する取組の具体的内容

上述した項目１．の内容を踏まえ、具体的には以下の活動を行う。

１）世界を視野に入れた共同研究の誘致活動の機能強化を図るため、効率的かつ効果的な共同研究誘致の活動を行うための学内横断的な戦略チーム体勢の構築

２）国内外の民間企業のニーズを把握している研究マッチング機関等とのネットワークの構築

・国内外の研究マッチング機関等とのネットワーク構築及び、それらとの連携による共同研究の誘致活動を行う。

３）共同研究受入の向上を前提とする学外人材とのネットワーク形成のための招聘研修会の開催

４）産学連携関連ウェブサイトの再構築費用（一部、外部業者委託）

・本学の研究教育シーズを広く国内外の関係機関に周知するため、及びこれらシーズに基づくグローバルな産学連携活動の円滑な実施を図るため、研究教育シーズのデータベースの整理や更新、及び産学連携活動に関連する本学ウェブサイトの再構築を、専門的業者と連携し実施する。

※１　2019 年 5 月現在、本学は国内 1 か所（東京オフィス）、国外 5 か所（台湾〔台北市〕、米国ハワイ州〔ホノルル市〕、ラオス国〔ビエンチャン市〕、ドイツ〔デュッセルドルフ市〕、ブラジル〔サンパウロ市〕）にサテライトオフィスを設置している。本提案が採択に至った場合には、それらの拠点を積極的に活用して、共同研究の誘致活動を実施する。その際には、本学の研究・教育及び研究開発事例等を用い、具体的に提示する。

※２　本学のサテライトオフィスの積極的活用とあわせ、地方自治体（例：沖縄県庁）の有する海外事務所等も活用し、連携しながら誘致活動を実施する。

※３　本提案は、本学の広報戦略とも密に関連する内容である。そのため、広報戦略担当部署とも連携し、本学のブランド力創造にも貢献できるよう実施する。

３．本事業により期待される成果（可能な限り、数値目標等も含めて記載下さい）

共同研究受入額（国、独法除く）及び受入数の増加

（2019年度所要額明細）

積　算　内　訳	金額（千円）	備　　考
謝金	1,000	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）に必要な講師謝金等
旅費	2,000	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）に必要な旅費等
備品費		
消耗品費		
印刷費		
外注費①	3,500	学外研究マッチング機関への業務委託費用
外注費②	3,500	産学連携関連ウェブサイト再構築業務
計	10,000	

（その他）

本提案の構想イメージ全体図

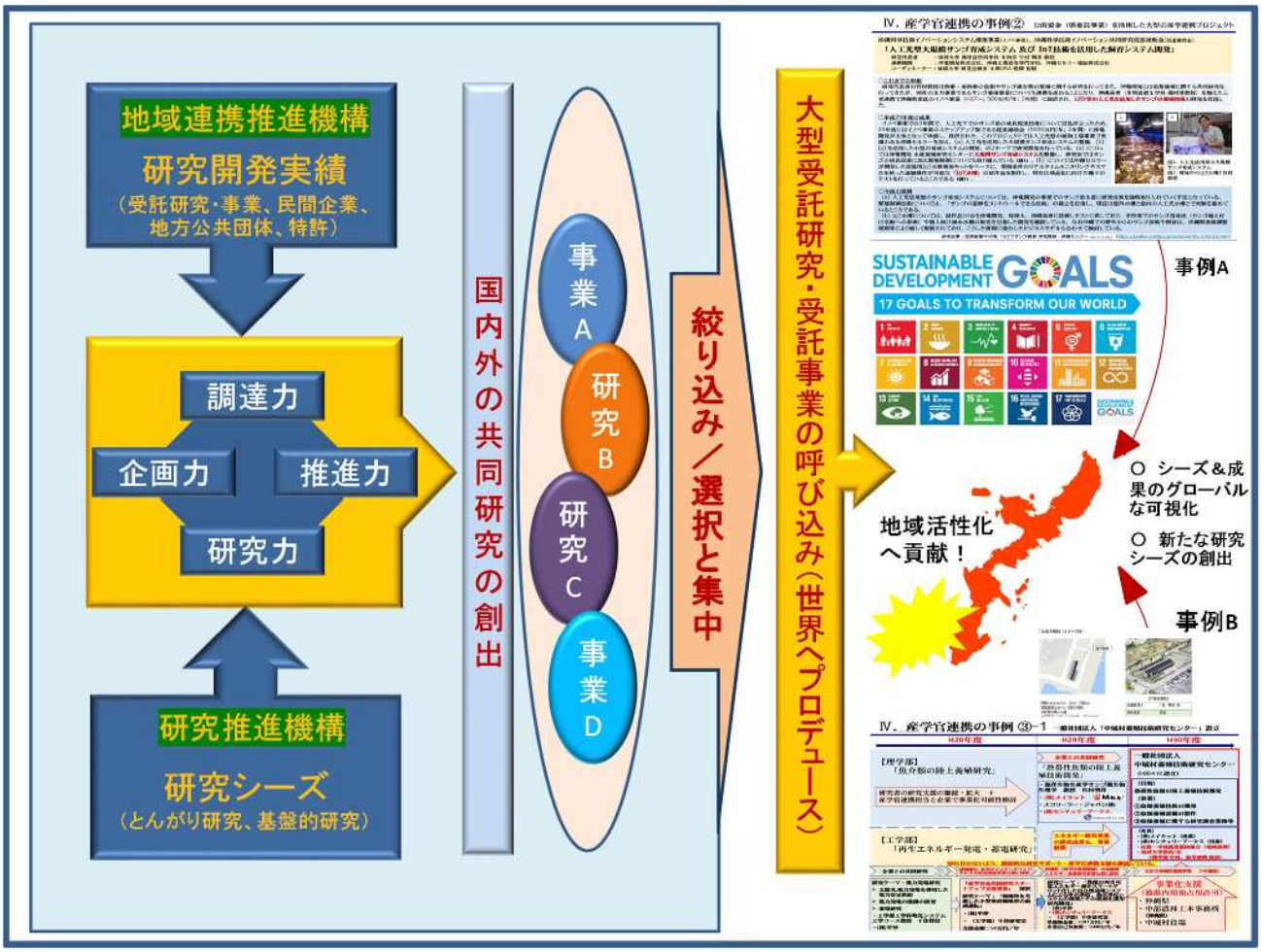

国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由） 本規定において、臨床由来のヒト試料の外部提供を禁止しているが、今後、ヒト試料（情報）を研究成果有体物として外部提供することが見込まれるため、倫理審査委員会で承認を得た場合を条件としてヒト試料（情報）の提供が行えるよう、所要の改正を行う。	
国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程	国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程
（目的） 第１条　この規程は，国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における研究成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め，もってその適正な管理を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この規程は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における研究成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め、もってその適正な管理を図ることを目的とする。
第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)「研究成果有体物」とは，研究・教育の成果として，又は研究・教育を行う過程において得られた材料，試料（試薬，微生物株，細胞株，ウイルス株，植物新品種，核酸，タンパク質，脂質，新素材，土壌，岩石，臨床由来のヒト試料 等），実験動物，試作品，モデル品，実験装置等並びに各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体であって，学術的価値，財産的価値その他の価値のあるもの（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。	第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)「研究成果有体物」とは，研究・教育の成果として，又は研究・教育を行う過程において得られた材料，試料（試薬，微生物株，細胞株，ウイルス株，植物新品種，核酸，タンパク質，脂質，新素材，土壌，岩石等），実験動物，試作品，モデル品，実験装置等並びに各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体であって，学術的価値，財産的価値その他の価値のあるもの（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。

(2) ～ (5)　　(略) ２　(略) **第３条～第５条**　(略) **第６条**　学長は，前条の申出を受理したときは，国立大学法人琉球大学発明審査委員会（以下「発明審査委員会」という。）に研究成果有体物の提供に関する事項を諮問し，その報告に基づき提供するか否かの決定をするものとする。 ２　発明審査委員会は，研究成果有体物を外部機関に提供する行為又は当該研究成果有体物が次の各号のいずれにも該当しないことを確認したうえで学長へ報告するものとする。 (1) 法令及び本法人の規則等に違反するとき。 (2) 国又は本法人の定める倫理に違反するとき。 (3) 外部機関の研究者が作製したもので，他の外部機関に対する提供が禁止されているとき。 (4) 個人の情報を特定することができるとき。 (5) 臨床由来のヒト試料であるとき（ただし，倫理審査委員会の承認を得た場合を除く。）。 ３　学長は、第１項の規定により研究成果有体物の提供に関する決定を行ったときは、申出の日から２ケ月以内に当該職員等に通知しなければならない。 **第７条～第１５条**　(略)	(2) ～ (5)　　(略) ２　(略) **第３条～第５条**　(略) **第６条**　学長は，前条の申出を受理したときは，国立大学法人琉球大学発明審査委員会（以下「発明審査委員会」という。）に研究成果有体物の提供に関する事項を諮問し，その報告に基づき提供するか否かの決定をするものとする。 ２　発明審査委員会は，研究成果有体物を外部機関に提供する行為又は当該研究成果有体物が次の各号のいずれにも該当しないことを確認したうえで学長へ報告するものとする。 (1) 法令及び本法人の規則等に違反するとき。 (2) 国又は本法人の定める倫理に違反するとき。 (3) 外部機関の研究者が作製したもので，他の外部機関に対する提供が禁止されているとき。 (4) 個人の情報を特定することができるとき。 (5) 臨床由来のヒト試料であるとき。 ３　学長は、第１項の規定により研究成果有体物の提供に関する決定を行ったときは、申出の日から２ケ月以内に当該職員等に通知しなければならない。 **第７条～第１５条**　(略)

附　則（令和　年　月　日） この規程は，令和　年　月　日から施行する。	

国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程

（平成２３年３月２９日制定）

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における研究成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め，もってその適正な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

(1)「研究成果有体物」とは，研究・教育の成果として，又は研究・教育を行う過程において得られた材料，試料（試薬，微生物株，細胞株，ウイルス株，植物新品種，核酸，タンパク質，脂質，新素材，土壌，岩石，臨床由来のヒト試料等），実験動物，試作品，モデル品，実験装置等並びに各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体であって，学術的価値，財産的価値その他の価値のあるもの（論文，講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。

(2)「職員等」とは，国立大学法人琉球大学職務発明等規程第２条第４号に規定する職員等をいう。

(3)「部局長」とは，教育研究等組織の長をいう。

(4)「作製」とは，研究成果有体物の創作，抽出又は取得をいう。

(5)「提供」とは，研究成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし，分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。

２　この規程において，研究成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には，その子孫・増殖物も研究成果有体物とみなす。

（帰属）

第３条　研究成果有体物は，別段の定めがある場合を除き，原則，本法人に帰属する。

（管理）

第４条　職員等は，研究成果有体物を作製したときは，適正に管理しなければならない。

２　職員等は，転退職し，又は在籍関係を終了した時に，部局長の許可なしに，職員等であった期間中に作製した研究成果有体物を持ち出してはならない。

３　職員等が転退職し，又は在籍関係を終了した場合で，部局長が認めたときは，当該研究

成果有体物を当該職員等に譲渡することができる。

（提供の申出）

第５条　職員等は，管理する研究成果有体物を有償，無償に拘わらず外部機関に提供しようとするときは，所属する部局等の長を経由して，学長に申し出なければならない。

（提供の決定）

第６条　学長は，前条の申出を受理したときは，国立大学法人琉球大学発明審査委員会（以下「発明審査委員会」という。）に研究成果有体物の提供に関する事項を諮問し，その報告に基づき提供するか否かの決定をするものとする。

２　発明審査委員会は，研究成果有体物を外部機関に提供する行為又は当該研究成果有体物が次の各号のいずれにも該当しないことを確認したうえで学長へ報告するものとする。

(1) 法令及び本法人の規則等に違反するとき。

(2) 国又は本法人の定める倫理に違反するとき。

(3) 外部機関の研究者が作製したもので，他の外部機関に対する提供が禁止されているとき。

(4) 個人の情報を特定することができるとき。

(5) 臨床由来のヒト試料であるとき（ただし，倫理審査委員会の承認を得た場合を除く。）。

３　学長は，第１項の規定により研究成果有体物の提供に関する決定を行ったときは，申出の日から２ケ月以内に当該職員等に通知しなければならない。

（学術・研究開発を目的とする提供）

第７条　学長は，学術・研究開発を目的とする研究成果有体物を提供する場合は，提供先との間で研究成果有体物の提供に関する契約を締結した後，研究成果有体物を提供先に無償で提供することができる。ただし，必要に応じ，提供に要する実費を請求することができるものとする。

（産業利用・収益事業等を目的とする提供）

第８条　学長は，産業利用・収益事業を目的とする研究成果有体物を提供する場合及び前条の目的以外を目的とする研究成果有体物を提供する場合，提供先との間で研究成果有体物の有償提供に関する契約を締結した後，研究成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

（補償）

第９条　本法人は，研究成果有体物の提供により収入を得たときは，当該職員等に対して研究成果有体物提供補償金（以下「提供補償金」という。）を支払うものとする。

２ 研究成果有体物を作製した職員等が複数ある場合の当該提供補償金は，当該職員等の間における研究成果有体物の作製に対する関与の程度に応じ，これを分配する。

３ 国立大学法人琉球大学職務発明等に対する補償金の支払要項第３条は，第１項規定による提供補償金の支払いに準用する。この場合において，「補償金」とあるのは「提供補償金」と，「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

（外部機関等からの研究成果有体物の受入）

第１０条　職員等は，外部機関等から当該外部機関の研究成果としての有体物（以下「外部研究成果有体物」という。）の提供を受けることができる。この場合，職員等は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外部研究成果有体物の提供を受ける際に，当該外部機関又は当該外部機関の研究に関与する者の書面による同意を得ることとし，相当の期間，当該書面を保管すること。

(2) 外部研究成果有体物の提供を受けることが，法令及び本法人の規則等に抵触しないことを確認すること。

(3) 提供を受ける外部研究成果有体物の取扱いに関する条件があるときは，文書をもってこれを確認すること。

(4) 提供を受ける外部研究成果有体物の取扱いに関し，前号の条件があるときは，これを履行すること。

（守秘義務）

第１１条　職員等は，研究成果有体物に関して，既に公表されたもの，公表することが認められたもの及び契約等において開示することが認められたものを除き，必要な期間，それらの秘密を守らなければならない。

２ 外部機関等から提供を受けた外部研究成果有体物についても前項同様とする。

３ 前項及び第１項の規定は，職員等が転退職し，又は在籍関係を終了した後も適用するものとする。

（研究成果有体物に関するデータ等の取扱い）

第１２条　研究成果有体物に関するデータ等の情報の取扱いについては，第５条から前条までの規定を準用する。

（庶務）

第１３条　この規程に定める庶務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）

第１４条　この規程に定めるもののほか，研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は，

学長の承認を得て地域連携推進機構長が別に定める。

（改廃）

第１５条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年８月２８日）

この規程は，平成２６年８月２８日から施行し，平成２６年７月１日から適用する。

附　則（平成２７年６月２３日）

この規程は，平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年７月１１日）

この規程は，平成２８年７月１１日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年３月３０日）

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和　年　月　日）

この規程は，令和　年　月　日から施行する。

（様式１）

日本医療研究開発機構　再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
（国内医療機関からのヒト（同種）体性幹細胞原料の安定供給モデル事業）提案書

課題名 （英語表記）	琉球大学を起点としたヒト（同種）体性幹細胞原料の安定供給システムの構築 Creating a support system for sustainable provision of human allogenic stem cell resources from University of the Ryukyus			
公募名（事業名）	日本医療研究開発機構　再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業 （国内医療機関からのヒト（同種）体性幹細胞原料の安定供給モデル事業）			
代表機関名	琉球大学			
モデルタイプ	モデル事業Ａ			
研究開発期間	平成　30 年　10 月　1 日　　～平成　33 年　　3 月　31 日（2 年 6 ヶ月間）（最大）			
分　野	細胞生物学			
分　科				
細　目				
細目表 キーワード	間葉系幹細胞、同種細胞、安定供給、倫理課題、脂肪、皮膚、歯髄、骨髄、軟骨、臍帯血			
細目表以外の キーワード				
責任者 氏名　※1	（フリガナ）	オオシロ　ハジメ		
	（漢字等）	大城　肇		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0213　中頭郡西原町字千原１番地			
電話番号	098-895-8183	ＦＡＸ	098-895-8185	
E-mail	knkaken@to.jim.u-ryukyu.ac.jp			
部局	―			
職名	学長			
経理事務担当者 氏名　※2	大宜見 一画	経理担当部局名・連絡先等	琉球大学医学部経営管理課研究支援第二係 電話番号：098-895-1060 FAX：098-895-1091 E-mail：ikkqkq2@to.jim.u-ryukyu.ac.jp	
研究開発代表者 氏名　※3	（フリガナ）	シミズ　ユウスケ		
	（漢字等）	清水　雄介		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1768	ＦＡＸ	098-895-1506	
E-mail	yyssprs@gmail.com			
部局	大学院医学研究科			
職名	教授			

研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	ウエダ　シンイチロウ		
	（漢字等）	植田　真一郎		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1195		ＦＡＸ	098-895-1447
E-mail	blessyou@med.u-ryukyu.ac.jp			
部局	大学院医学研究科			
職名	教授、臨床研究支援センター長、臨床研究教育管理センター長			
研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	ニシハラ　カズヒデ		
	（漢字等）	西原　一秀		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1191		ＦＡＸ	098-895-1431
E-mail	kazuhide@med.u-ryukyu.ac.jp			
部局	大学院医学研究科			
職名	准教授			
研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	アズマ　チナツ		
	（漢字等）	東　千夏		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1174		ＦＡＸ	098-895-1424
E-mail	chinatsu.a@excite.co.jp			
部局	医学部附属病院			
職名	講師			
研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	メカル　ケイコ		
	（漢字等）	銘苅　桂子		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1177		ＦＡＸ	098-895-1426
E-mail	f041252@eve.u-ryukyu.ac.jp			
部局	医学部附属病院			
職名	講師			
研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	イケハラ　ユミ		
	（漢字等）	池原　由美		
所属研究機関	琉球大学			
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地			
電話番号	098-895-1509		ＦＡＸ	098-895-1510

E-mail	yikehara@med.u-ryukyu.ac.jp		
部局	医学部附属病院		
職名	特命助教		
研究開発分担者 氏名	（フリガナ）	スナミ　ヒロシ	
	（漢字等）	角南　寛	
所属研究機関	琉球大学		
住所	〒903-0215　沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地		
電話番号	098-895-1766	ＦＡＸ	098－895-1766
E-mail	sunami@med.u-ryukyu.ac.jp		
部局	医学部		
職名	特命助教		

※1　責任者は代表機関に所属し、本研究開発全体に責任を負う者。なお、責任者は代表機関の役員相当から選出すること。

※2　経理事務担当者は代表機関において本研究開発の経理事務全体を担当する者。

※3　研究開発代表者は代表機関において本研究開発を中心に行う者。

※4　研究開発分担者等は人数に応じて適宜記入欄を追加してください。

各年度別経費内訳　　（単位：千円）

大項目		中項目	30 年度	31 年度	32 年度	年度	年度	計
直接経費	1. 物品費 *	備品費 **	3,800	1,000	1,000			5,800
		消耗品費	4,450	2,000	2,000			8,450
	2. 旅　費	旅　費	5,500	3,000	3,000			11,500
	3. 人件費・謝金	人件費	6,250	15,500	15,500			37,250
		謝金	4,000	4,000	4,000			12,000
	4. その他	外注費	4,000	3,500	3,500			11,000
		その他	2,000	1,000	1,000			4,000
	小　計		30,000	30,000	30,000			90,000
間接経費（上記経費の 30%目安）			9,000	9,000	9,000			27,000
合　計			39,000	39,000	39,000			117,000

* 本事業では研究用設備・試作品の購入はできません。
** 備品とは、取得価格が 10 万円以上（消費税込み）50 万円未満（消費税込み）で、かつ耐用年数が１年以上のものです。

研究組織情報（研究開発代表者及び研究開発分担者）

	氏名 （年齢） 研究者番号	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	30 年度 研究経費 （千円）	エフォート （%）
研究開発代表者	清水雄介 （45） 1032750	琉球大学	形成外科、組織移植、再生医療	3,000	10
		大学院医学研究科	医学博士 （慶應義塾大学大学院）		
		教授	研究統括、脂肪・皮膚採取		
研究開発分担者	植田真一郎 （58） 80285105	琉球大学	臨床薬理学、臨床研究品質管理、研究倫理	8,000	5
		大学院医学研究科	医学博士 （横浜市立大学医学部）		
		教授	産業利用倫理審査委員会設置、研究倫理、品質管理者		
研究開発分担者	西原一秀 （57） 30253892	琉球大学	口腔外科、口唇口蓋裂	3,000	20
		大学院医学研究科	博士（歯） （鹿児島大学大学院）		
		准教授	歯髄・骨髄採取		
研究開発分担者	東千夏 （45） 60579085	琉球大学	整形外科、関節外科、関節リウマチ	3,000	20
		医学部附属病院	医学博士 （琉球大学大学院）		
		講師	軟骨、骨髄採取		
研究開発分担者	銘苅桂子 （44） 30444912	琉球大学	産婦人科、生殖・内分泌、内視鏡下手術	3,000	10
		医学部附属病院	医学博士 （琉球大学）		
		講師	臍帯血採取		
研究開発分担者	池原由美 （45） 70773456	琉球大学	臨床研究、CRC	5,000	10
		医学部附属病院	修士 （琉球大学）		
		特命助教	IC 体制整備、産業利用倫理審査委員会設置、品質管理者		

研究開発分担者	角南寛 （45） 50374723	琉球大学	生物物理学、再生医工学、高分子化学	5,000	20
		医学部	博士（理学） （北海道大学）		
		特命助教	GMP 準拠の標準作業工程整備、GMP 準拠の体性幹細胞原料調製		
計　7 名			研究開発経費合計	30,000	

１．提案の概要

目的・目標

・琉球大学から企業へ、ヒト（同種）体性幹細胞原料（**「脂肪」「皮膚」「歯髄」「骨髄」「軟骨」「臍帯血」**）を安定的に供給できる体制を構築

・本州における地政学的リスクにかかわらず、沖縄県から原料供給できる**バックアップ支援体制**を整備

計画・方法

平成 30 年度

・研究目的で組織を採取し細胞を抽出するための臨床研究倫理審査委員会への審査申請

・ヒト（同種）原料の商用利用目的における倫理的課題の抽出と検討

・各種委員会設置、インフォームドコンセント（IC）実施体制・情報管理体制の整備開始

平成 31 年度

・商用利用可能なヒト（同種）原料提供を審議するための新たな**産業利用倫理審査委員会**設置準備

・自立運営のための検討委員会設置

・必要コストの算出、収益モデルの検討

・各組織処理、幹細胞抽出するための技術、プロトコールの策定

平成 32 年度

・標準作業管理手順書の策定

・臨床診療科から産業利用倫理審査委員会への審査申請

・商用利用目的での「脂肪」「皮膚」「歯髄」「骨髄」「軟骨」「臍帯血」の採取・処理

・企業向けに細胞・組織を提供する企業受付窓口の設置

・企業との架け橋となる専門コーディネーターの配置

・企業の希望に応じた組織・細胞の供給実施

・プロトコール公開

・長期的に自立運営可能な体制の構築

法的、倫理的、社会的課題への配慮

・専門コーディネーターが適切な IC を実施する体制を構築

・匿名化コードを用いた情報管理、トレーサビリティーを有する長期情報管理体制の構築

・組織採取時に必要最小限の侵襲に留めることを絶対要件とする

・産業利用可能な原料提供の倫理的課題を抽出し、産業利用倫理審査委員会を設置して議論を深める

・AMED が主宰する「安定供給実現に向けた委員会」に参加し、その最新の内容をフィードバックする

当該研究開発の科学的/医療的/社会的意義

・地政学的リスクを回避できる原料供給バックアップ支援体制を構築することにより、アジア諸国に向けて再生医療等製品を輸出できる体制を構築

・細胞製剤原料を安定的に企業へ供給できる体制を構築し、そのプロトコールを公開すれば、再生医療産業の普及に貢献することができ、より迅速に多くの患者へ恩恵をもたらすことが可能となる

２．研究開発の目的・目標

目的・目標

・琉球大学からヒト（同種）体性幹細胞原料（**「脂肪」「皮膚」「歯髄」「骨髄」「軟骨」「臍帯血」**）を安定的に供給し複数の企業が薬機法に基づき製造する再生医療等製品の原料を入手するための体制を構築
・本州における地政学的リスク（地震、大規模停電等）を回避し、原料供給を継続する**バックアップ支援体制**を整備

琉球大学の特色

・平成 36 年の琉球大学医学部移転の骨子の一つが再生医療の推進である
・研究推進機構・地域連携推進機構が本事業を支援し、必要な学内規則の改訂を行いやすい
・琉球大学はアジアに最も近く、細胞提供を受けた企業が海外に細胞製剤を輸出しやすい
（沖縄県では**アジア経済戦略構想**のもと那覇空港のアジアへの物流機能が強化されている）
・国内で最も新しい国立大学として、臨床診療科同志の垣根が低く協働体制を構築しやすい
・臨床応用を重視した再生医療研究を推進している

琉球大学の独自性

・沖縄県、ロート製薬株式会社と産官学連携の下に設立された GMP グレード細胞培養加工施設の存在
・ARO 機能、臨床研究倫理審査体制が整っており、脂肪・皮膚・軟骨の組織採取の実績が豊富
・国内初の顔面変形に対する培養脂肪幹細胞移植（第二種再生医療）の臨床応用実績あり
・ウインドウピリオドを勘案した組織採取を実施し、細胞培養上清液を企業に提供している実績あり

他研究との関係

再生医療産業活性化推進事業として「脂肪幹細胞ストック事業」を実施しており、脂肪幹細胞を収集、評価中である。同事業と本事業をシームレスに繋ぎ、質の高い幹細胞を継続的・安定的に企業へ供給できる体制を構築可能である

期待される成果と将来構想

・企業の求めるクオリティコントロールを保証しつつ、地政学的リスクを避けたバックアップ支援体制を構築する
・平成 36 年の琉球大学医学部移転における「国際医療拠点構想」の下、「琉球大学医学部及び同附属病院移転整備基本計画」が策定されており、産学官連携を進める先端医学研究センターに本事業の機能を集約させ、企業対応部門を開設する
・企業に対して原料提供から再生医療等製品製造までシームレスな支援体制を整備し、アジア諸国に向けて再生医療等製品を輸出できる体制を構築する
・必要に応じ本研究課題のモデル事業 B における仲介機関と連携する

３．研究開発の計画・方法

これまでの取組み及び現状

臨床を重視した再生医療研究

2016 年 3 月に国内初となる顔面変形に対する培養脂肪幹細胞移植を実施した。また自己培養脂肪幹細胞を用いた肝硬変治療や、ヒト（同種）脂肪幹細胞（ロート製薬株式会社）を用いた重症虚血肢治療の臨床研究を準備中である。

ベンチャー設立

研究代表者は 2017 年 7 月、株式会社 Grancell（琉球大学 1 号ベンチャー）を設立し、脂肪幹細胞の培養上清液を企業に提供できる体制を構築した。

脂肪幹細胞ストック事業

国内他アカデミア、民間企業、クリニックと連携し、脂肪幹細胞をストック中である。

琉球大学 Academic research organization(ARO)の設立と品質管理部門の設置

琉球大学全体の研究立ち上げから倫理審査、データ管理、品質管理を行う部門を設置した。調整事務局・データセンターを設置運営して複数の医師主導治験を行っている。

年次計画

平成 30 年度

臨床研究倫理審査委員会に研究申請を行う。臨床研究支援センター、臨床研究教育管理センター、研究推進機構、地域連携推進機構（以下、臨床研究支援部門）はヒト（同種）原料の産業利用目的における倫理的課題の抽出と検討を行い、各種委員会設置の準備を開始する。

平成 31 年度

臨床診療科は各組織採取・処理のプロトコール策定を行う。臨床研究支援部門は産業利用倫理審査委員会の設置を準備し、その規定を作成する。また自立運営のための検討委員会を設置し、必要コストの算出、収益モデルの検討、IC 実施体制、長期情報管理体制を構築する。

平成 32 年度

臨床診療科は組織処理の標準作業管理手順書を確定し、商用利用目的での組織採取の申請を産業利用倫理審査委員会に行う。臨床支援部門は企業向けに細胞・組織を提供する受付窓口を設置すると同時に、企業専門コーディネーターを配置する。採取された原料は企業の希望に応じて供給を開始する。ロート製薬株式会社、第一三共株式会社には、本申請時点で原料受入れにつき許諾の意思をいただいている。事業期間中に他の細胞製剤製造企業に向けても広告を行って参画を依頼する。最終的には自立運営体制の構築を目指す。本事業で研究開発されたプロトコールを公開する。

事業終了後の自立運営構想

本事業では従来の国立大学における

１．対患者　（倫理員会承認、IC に基づいた組織採取）

２．ラボ　（原料を企業が求めるレベルで維持管理、クオリティコントロール）

３．対企業　（交渉、契約、法務対応）

に対する別個の運用規則を束ねる学内規則の改訂が必須である。この点、琉球大学は平成 36 年の医学部移転に伴う組織制度改革が活発化しており、学内規則改訂を行いやすい素地がある。学内規則改訂を主導する研究推進機構や地域連携推進機構の支援も確約されており、産官学連携を基盤としている先端医学

研究センターの中に新しく企業対応部門を設置し、学内規則改訂を進めることが決定している。先端医学研究センターの企業対応部門は、企業から収益を上げるモデルを構築する予定である。既に実施中の沖縄バイオインフォメーションバンク事業においても、企業対応部門が企業へビッグデータ・試料を提供し、収益をあげるモデルの構築が進んでいる。本事業も同企業対応部門に組込んで収益を上げる計画である。

自立運営のためにはコストの算出と収益モデルの検討が欠かせない。我々は米国の American Type Culture Collection（ATCC）における運用規程を参考とする。すなわち、生物由来原料基準を遵守しつつ

A. 薬機法対応に向けた研究目的の提供
B. 薬機法承認後の製品製造のための提供
C. 薬機法以外の自由診療、化粧品等への提供

などのように原料提供の価格ランク分けを行い、収益を上げるモデルを提案する。また本事業の開始と同時に「自立運営構想のための検討委員会」の設置に向けて準備を始め議論を深める。

４．法的、倫理的、社会的課題への配慮について

琉球大学における支援体制

琉球大学ではこれまで、人を対象とする医学系研究の倫理指針に基づく審査委員会の設置のみならず、さらに高度に専門的な審査を独立した立場で行う特定認定/認定再生医療等審査委員会や、臨床研究法に基づく認定臨床研究審査委員会の設置を行い、医学研究・医療を適正に推進する体制を全学挙げて整備してきた。本事業でも企業への原料提供における倫理課題を抽出し議論を深めていく。

IC 体制の整備

・十分な教育を受けた臨床研究コーディネーターが、ドナーに対して生物由来原料基準に基づく必要項目を説明する体制を構築する
・対象者の理解に基づく適切な IC の取得を徹底する。例えばドナーが小児である場合には親権者による同意の代諾を必要条件とする
・同意撤回の機会、知的財産権・特許権等の経済的利益の帰属、提供後のフォローアップの必要性等についても明示する

個人情報への配慮、長期情報管理

・本事業で取り扱う細胞・組織の品質および安全性に関わる情報は、要配慮個人情報に該当する情報も含まれるため、IC における適切な説明を行うと共に、匿名化コードを用いた情報管理を厳重に行い、データの長期トレーサビリティーを確保する
・一連の業務について SOP を作成する

組織採取における配慮

・本事業における細胞・組織の採取では、**「必要最小限の侵襲」**に留めることを絶対条件とする
・「必要最小限の侵襲」の程度は採取部位、患者年齢等によっても異なるため、組織ごとに定義を含めた議論を深める
・可能な限り、通常廃棄処分される手術摘出物等を活用する

産業利用倫理審査委員会の設置

本事業では**産業利用倫理審査委員会を新たに設置**し ELSIE(Ethical, Legal and Social Issues)を専門的かつ多角的に審査できる体制を整える。委員には基礎医学・臨床医学・医薬品開発の専門家、倫理・社会学、法律、産学連携の有識者を加え、男女両性で構成し、一般の立場を代弁する琉球大学とは独立した立場の委員を複数名加え、透明性を確保した運営に努める。

産業利用倫理審査委員会の役割

・企業への原料提供の是非の審査
・組織・細胞の入手における IC 手続きの妥当性の確認
・組織・細胞入手から企業への提供までのプロセスにおける品質及び安全性担保の確認
・提供先企業に適切な原料利用を求め、企業への一定の抑止力となる
・審査結果は（企業の機密情報を守りつつ）可能な限り一般へ情報公開し、社会への情報公開の責任と再生医療における細胞・組織の提供の意義についての一般市民の理解、社会受容性の向上に寄与する
・科学技術の進歩に応じた製造工程や品質規格等の見直し
・医療機関の管理・監督に加え、本委員会による監視により、二重の監視機能で適正推進を担保

AMED 主宰の「安定供給実現に向けた委員会」への参加

AMED が主宰する「安定供給実現に向けた委員会」にも積極的に参加し、その最新の検討内容を実務者および産業利用倫理審査委員会にフィードバックし、社会的責任を担う体制を構築する

５．研究開発機関の実績

「代表機関　琉球大学」

琉球大学医学部は、亜熱帯島嶼地域である沖縄県の強みや優位性を活かした教育、研究、診療、社会貢献に積極的に取り組み、沖縄県及び我が国の医療分野等の発展に大きく貢献してきた。平成 27 年 7 月に、内閣府が中心となって「西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会」が設置され、沖縄において展開されるにふさわしい国際医療拠点構想の具体化に向けた検討が進められた。その具体案として平成 28 年 4 月 に先端医学研究センターが発足し、基礎と臨床の垣根を越えた先端的な医学研究の推進を目指すこととなった。先端医学研究センター内には、文部科学省「課題解決型高度医療人養成プログラム臨床研究マネジメント人材育成」事業により、ARO 機能を有する臨床研究教育管理センターが設置され、研究計画の作成から倫理審査への対応、データ管理、解析、品質管理に関して一貫した研究支援を提供する体制が構築されている。更に、平成 30 年 4 月の臨床研究法の施行に伴って、認定臨床研究審査委員会も設置された。臨床研究教育管理センターは本事業においても中心的な役割を果たす予定である。

一方、医学部附属病院は平成 27 年 3 月に形成外科を開設し、ヒト組織の採取や体性幹細胞の移植投与を担当させる体制を整えた。同年 4 月には再生医療研究センターを開設（後に先端医学研究センターの一部門となる）し、GMP グレードの細胞培養加工施設を設置した。同年 6 月には「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づく認定再生医療等委員会および特定認定再生医療等委員会を設置した。平成 28 年 3 月には形成外科が国内初の顔面陥凹変形に対する培養脂肪幹細胞移植を開始し、現在までに 4 例に再生治療を成功させている。更に、同年 6 月には先端医療実用化推進事業「培養脂肪幹細胞による肝硬変治療研究」が開始され、平成 30 年度中に肝硬変の再生治療が開始される見込みである。そのほかにもさまざまな臨床科が協働し、研究目的での皮膚採取や軟骨採取の豊富な実績を有する。

本学の研究推進機構と地域連携推進機構も本事業の支援を確約している。研究推進機構は 2015 年 1 月に本学の基盤となる研究の推進と特色ある研究分野の強化を図ることを目的に設立された組織であり、全学的な研究推進をサポートしている。地域連携推進機構は、地域連携企画室、産学官連携部門、生涯学習推進部門と大学 COC 事業及び COC＋事業（文科省事業）担当からなり、地方自治体と協働した「地（知）の拠点」の整備、学びの機会拡充や地域志向教育プログラムの開発・実施、産学官連携による共同研究、受託研究、受託事業の推進などを強化している。

産官学連携推進の方針の下、琉球大学ベンチャー認定の体制も構築されている。琉球大学 1 号ベンチャーに認定された株式会社 Grancell は、研究開発代表者が再生医療研究を推進する目的で平成 29 年 2 月に設立した会社である。研究推進機構、地域連携推進機構と研究開発代表者が連携し、被験者に対する適切な IC、臨床研究倫理審査委員会の承認の下、ウインドウピリオドを勘案した脂肪幹細胞培養上清液が同社に提供される体制を構築した。この体制構築を契機に、今後、さらに多数の企業へヒト組織原料の供給に繋がる素地が整備されたといえる。

平成 36 年には琉球大学医学部が西普天間地区へ移転する。それを契機として、琉球大学は再生医療とゲノム医療を中心とした「国際医療拠点」となることを目指し、全学をあげて準備を行っている。「国際医療拠点」の中心的役割を果たす先端医学研究センターは、脂肪幹細胞ストック事業を包含する沖縄バイオインフォメーションバンク事業を実施し、ビッグデータやヒト由来サンプルの収集を開始している。

別紙１

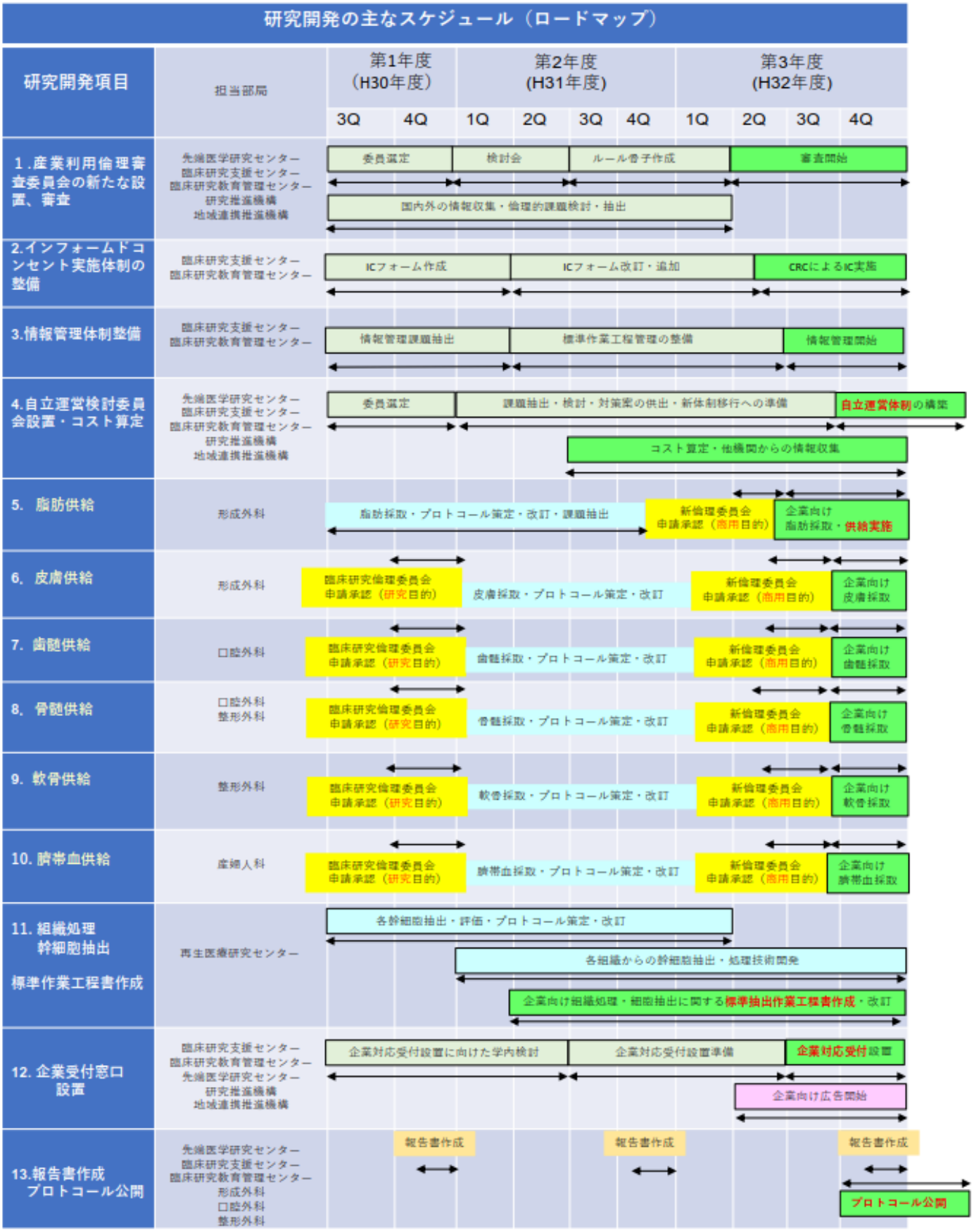
研究開発の主なスケジュール（ロードマップ）
研究開発項目
担当部局
第1年度（H30年度）
第2年度（H31年度）
第3年度（H32年度）
3Q 4Q 1Q 2Q 3Q 4Q 1Q 2Q 3Q 4Q
1.産業利用倫理審査委員会の新たな設置、審査
先端医学研究センター
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
研究推進機構
地域連携推進機構
委員選定
検討会
ルール骨子作成
審査開始
国内外の情報収集・倫理的課題検討・抽出
2.インフォームドコンセント実施体制の整備
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
ICフォーム作成
ICフォーム改訂・追加
CRCによるIC実施
3.情報管理体制整備
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
情報管理課題抽出
標準作業工程管理の整備
情報管理開始
4.自立運営検討委員会設置・コスト算定
先端医学研究センター
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
研究推進機構
地域連携推進機構
委員選定
課題抽出・検討・対策案の供出・新体制移行への準備
自立運営体制の構築
コスト算定・他機関からの情報収集
5. 脂肪供給
形成外科
脂肪採取・プロトコール策定・改訂・課題抽出
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 脂肪採取・供給実施
6. 皮膚供給
形成外科
臨床研究倫理委員会 申請承認（研究目的）
皮膚採取・プロトコール策定・改訂
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 皮膚採取
7. 歯髄供給
口腔外科
臨床研究倫理委員会 申請承認（研究目的）
歯髄採取・プロトコール策定・改訂
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 歯髄採取
8. 骨髄供給
口腔外科
整形外科
臨床研究倫理委員会 申請承認（研究目的）
骨髄採取・プロトコール策定・改訂
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 骨髄採取
9. 軟骨供給
整形外科
臨床研究倫理委員会 申請承認（研究目的）
軟骨採取・プロトコール策定・改訂
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 軟骨採取
10. 臍帯血供給
産婦人科
臨床研究倫理委員会 申請承認（研究目的）
臍帯血採取・プロトコール策定・改訂
新倫理委員会 申請承認（商用目的）
企業向け 臍帯血採取
11. 組織処理 幹細胞抽出
標準作業工程書作成
再生医療研究センター
各幹細胞抽出・評価・プロトコール策定・改訂
各組織からの幹細胞抽出・処理技術開発
企業向け組織処理・細胞抽出に関する標準抽出作業工程書作成・改訂
12. 企業受付窓口設置
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
先端医学研究センター
研究推進機構
地域連携推進機構
企業対応受付設置に向けた学内検討
企業対応受付設置準備
企業対応受付設置
企業向け広告開始
13.報告書作成 プロトコール公開
先端医学研究センター
臨床研究支援センター
臨床研究教育管理センター
形成外科
口腔外科
整形外科
報告書作成
報告書作成
報告書作成
プロトコール公開

別紙２

実施体制図

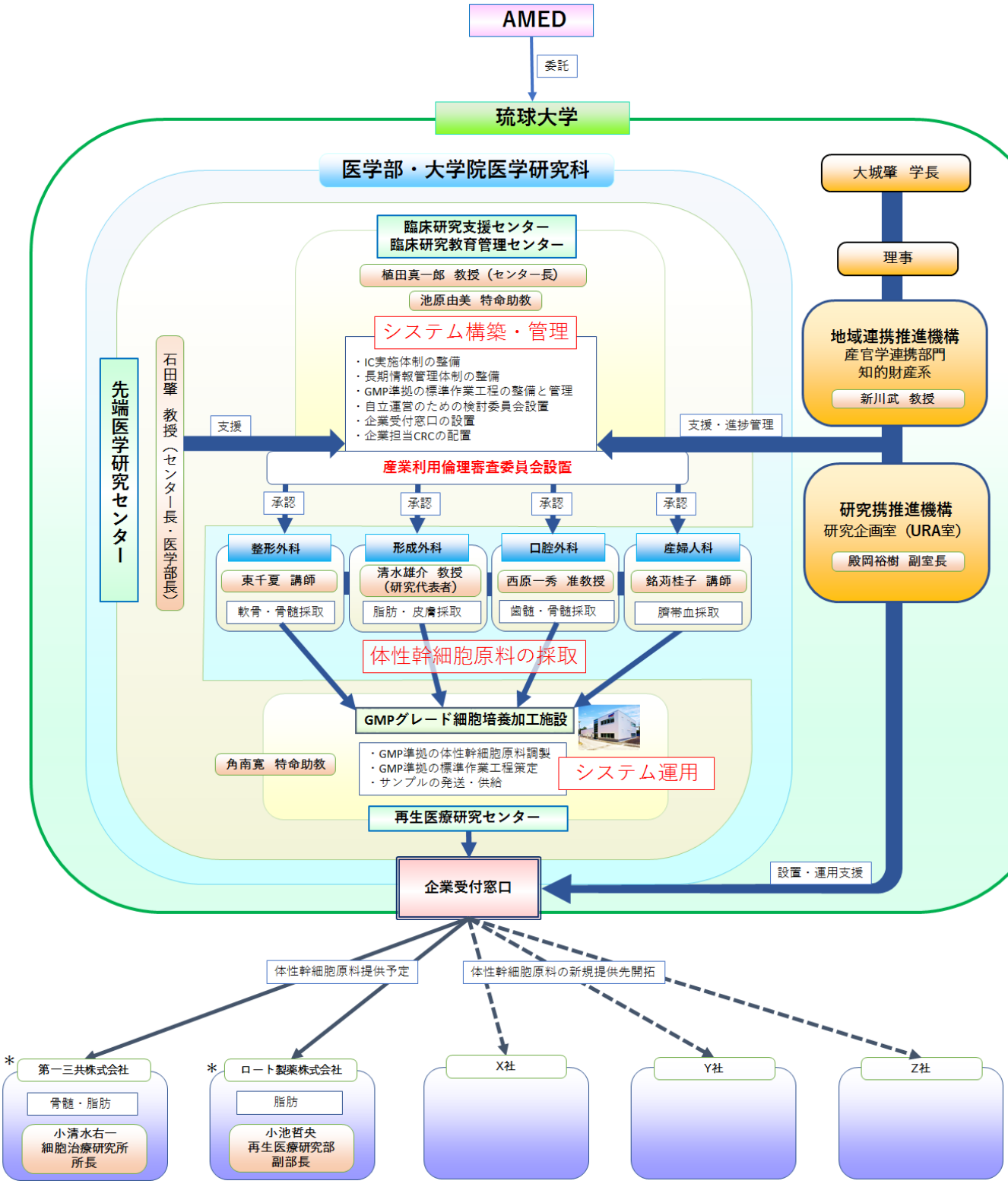

＊本事業の申請時点で協力機関としての参加はしないが
将来的な細胞原料受入れ協力につき許諾をいただいている

令和元年 9 月 13 日

地域連携推進機構長　殿

国際地域創造学部
准教授　大島順子

平成 31 年度公開講座の開講追加について

（お願い）

この度、平成 31 年度公開講座において開講（2020 年 3 月 8 日実施希望）の追加をお願いしたく、ここにその詳細をお伝えいたします。本来、年度開始前の所定時期に申請すべきでしたが、開講日の日程調整が間に合わず、申請の機会を逸してしまいました。今回開講を希望する講座の主なる担当講師（玉川大学教育学部　寺本潔教授）は国内そして沖縄において観光教育の推進を牽引する方であり、県内の教員から開講を要望する声も届いております。所定の時期における申請ではありませんが、ご配慮頂き、開講追加に向けてご検討頂きますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

以下、講座において主に担当する講師についての情報を記載いたします。

記

1. 担当講師の氏名及び所属
　寺本　潔（玉川大学教育学部教授）

2. 担当講師の琉球大学における指導経験
　平成 26~28 年度教員免許状更新講習「観光の教育力と教材開発」＠琉球大学を担当

3. 担当講師の実績（抜粋）※別紙参照
・2019 年 3 月「観光教育のモデル授業検証・普及事業」（観光庁主催）における専門的指導（https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/kyoiku_juujitsu.html）
『観光を題材に、地域への愛着と誇りを　観光教育シンポジウム開催』
（https://www.asahi.com/dialog/articles/12244397）　2019 年 3 月 27 日 web 掲載
・2015 年 12 月 3 日「学校周辺に観光資源がいっぱい　石小児童らが調べ学習」
（http://www.y-mainichi.co.jp/news/28878/

4. その他
・開講実施希望日として、第一希望：2020 年 3 月 8 日（日）第二希望：2020 年 3 月 15 日（日）第三希望：2020 年 2 月 23 日（日）を挙げて頂いています。
・来沖に伴う移動及び宿泊に係る費用は、担当講師ご本人払いです。

以上

平成31年度公開講座実施計画書

部局名

① 講座名	観光基礎人材育成とその指導法を学ぶ体験的講座						
② 講座の種類	(一般)・ 専門	③ 受講対象者	市民一般※	④ 募集人数	30 人	⑤ 修了証の発行	(要)・ 不要
⑥ 共催など							
⑦ 会場	琉球大学					⑧ サテライト配信	可 ・(否)
⑨ 受講料	1. 単価表の通り（下記に金額記入） 2. 表によらない（金額及び理由を記入） 3,180 円	単価表によらない場合(増額、減額)の理由→ 又は 全学免除(無料)を希望する場合の理由→	理由(単価表によらない場合のみ記入) 理由(全学免除(無料)を希望する場合、理由を選択)				
⑩ 講座の開設趣旨・内容等	観光を基幹産業とする沖縄において、インバウンド(訪日客)やイントラバウンド(国内からの客)の急増に対応した宿泊施設や交通機関に勤務する人材育成は急務となっています。従来、様々な場において実務的な対応力研修は実施されてきましたが、本講座は実務家研修というよりも、一般市民も獲得しておくべき観光基礎人材としての資質・能力に関わる内容を軸としています。広く観光現象や地域の価値を理解し、その対応力やマインドを育成するためのプログラムを体験的に受けて頂くものです。小中高等学校段階における観光の学びを推進するためのスキルも磨きます。						
⑪ 担当講師(代表者に○をつける)	氏名(所属・職名)						
	○ 大島 順子 (国際地域創造学部准教授)						
	寺本 潔 (玉川大学教育学部 教授)						

⑫ プ ロ グ ラ ム

実施日	時間	講座内容	担当講師
3月8日(日)	9:30～16:30	講義および演習	大島・寺本

⑬ 必要経費希望額の積算内訳	・講師謝金:寺本先生には、講座全体6時間(昼食の1時間を除く)間)のうち、5時間をご担当して頂きます。(規程により謝金をご準備頂きますようお願い申し上げます。)		
	合 計		円
⑭ 備 考	※対象とする主な受講者は、観光基礎人材育成のための教育に関心を持つ市民、または観光を題材とした学びや指導法を獲得したい教員とします。		

【別紙】

担当講師プロフィール

寺本　潔（てらもと　きよし）

1956 年熊本市生まれ。筑波大学大学院修了、筑波大学附属小学校教諭を経て、1983 年愛知教育大学助手、助教授、教授。2009 年４月より玉川大学教育学部教授に就任。

現在、教育学部長・通信教育部長・全人教育研究センター長・健康教育研究センター長を兼務。専門は、社会科教育・生活科教育、人文地理学、観光教育、安全教育。

【地域／社会活動】

愛知県義務教育問題協議会座長、文部科学省学習指導要領作成協力者（社会：平成 10 年版、20 年版）、中央教育審議会専門委員（社会）を経て、現在、日本生活科総合的学習教育学会理事、日本社会科教育学会幹事、日本地理教育学会評議員、ちゅうでん教育振興財団評議員。大日本図書の生活科教科書、教育出版の小・中学社会科教科書及び帝国書院小・中社会科地図帳の執筆者も務めている。昨年から「沖縄県の小中学校における津波防災教育」（国土地理協会助成）をテーマに調査研究に入り、成果を報告書として公刊した。

【業績】

主著に『子どもの初航海―遊び空間と探検行動の地理学』（古今書院、2004 年）『図解型板書で社会科授業』（黎明書房、2008 年)、『人気教師の仕事術』（黎明書房、2005 年）、『エコアップ大作戦全３巻』（大日本図書、1998 年）、『総合的な学習で町づくり』（明治図書、2001 年）、『犯罪・事故から子どもを守る学区と学校の防犯アクション 41』（黎明書房、2006 年）、『里海探偵団が行く！調べる・育てる海の幸』（農文協、2010 年）など 35 冊。『観光教育への招待―社会科から地域人材育成まで』（寺本潔・澤達大 編著、ミネルヴァ書房 2016 年４月）は、観光学術学会の教育・啓蒙著作賞を受賞。

※以下、特に沖縄における業績（講演活動や研究教育活動）についてお伝えします。

・2001 年に沖縄県指定校の石垣市立石垣小学校（桃原由紀子校長）の総合学習指導でかかわり、石垣市教育研究所で講演をされました。
・2003 年に那覇市教育研究所で講演され、琉球大学附属小学校や県内の多くの先生方との共同執筆により、『風土に気付き→地域を再発見する総合学習－沖縄からの提案』（明治図書、2003 年５月）を刊行。
・2009 年４月『言語力が育つ社会科授業』（教育出版）を嘉納英明（名桜大教授）、山内かおり氏（琉球大学附属小学校）、道田泰司（琉球大教授）を刊行。
・2008～2009 年、こども未来財団助成により沖縄市において防犯をテーマに安全教育実践（授業公開も含む）を宮里小中学校との連携で展開し、沖縄市において 100 人規模の防犯シンポジウムにて講師を担当。
・平成 26~28 年度教員免許状更新講習「観光の教育力と教材開発」（会場：琉球大学）において講師を担当。
・過去 4 年間、琉球大学教育学部附属小学校社会科研究部の授業研究を指導助言。また、沖縄県小学校社会科研究会の講師として、講演を県内で行っている。

別紙1

平成31年度　琉球大学公開授業計画書

学部・学科	国際地域創造学部・国際言語文化プログラム
授業科目名 （科目番号）	フランス語会話入門 I（前期）/ II（後期）
単位数	
担当教員名 （職名）	デルバール・フランク
初回開講日 （曜日・時限）	10月1日 火曜日　3時限（12時50分～14時20分）
授業時間	90分
開催会場 （教室）	4-305
受講人員 （5～10名以内）	5人以内
授業内容（冊子印刷の関係により**100文字以内**でお願いします） この授業はフランス語会話と文法の基本を身につけることを目的とします。	
受講者への連絡方法	
備考	

別紙1

平成31年度　琉球大学公開授業計画書

学部・学科	国際地域創造学部・国際言語文化プログラム
授業科目名 （科目番号）	フランス文化研究 III
単位数	
担当教員名 （職名）	デルバール・フランク
初回開講日 （曜日・時限）	10月4日 金曜日 5時限（16時20分～17時50分）
授業時間	90分
開催会場 （教室）	3－404
受講人員 （5～10名以内）	5人以内
授業内容（冊子印刷の関係により**100文字以内**でお願いします） フランスで使われるフランス史や国語の教科書の一節などを講読し、中級レベルのフランス語の文法や語彙を身につける企画です。	
受講者への連絡方法	
備考	教科書の購入不要

別紙1

平成31年度　琉球大学公開授業計画書

学部・学科	国際地域創造学部
授業科目名 （科目番号）	表現法 II
単位数	なし
担当教員名 （職名）	デルバール・フランク
初回開講日 （曜日・時限）	10月4日 金曜日　4時限(14時40分～16時10分)
授業時間	90分
開催会場 （教室）	3－404
受講人員 （5～10名以内）	5人

授業内容（冊子印刷の関係により**100文字以内**でお願いします）

この授業はフランス人の日常場面を対象とした中級レベルのフランス語会話を勉強する授業です。聴く・読む・話す・書くの四つのコミュニケーション能力を身につけることを目的としてます。

受講者への連絡方法	frankdb@ll.u-ryukyu.ac.jp
備考	間帯と教室は4月5日ごろから公表されますので、お気軽にご相談ください

『２１世紀フォーラム』
（企画案）

ジェンダー協働推進室

１．講師

髙橋　裕子 氏（津田塾大学　学長）

【略歴】

1980年津田塾大学学芸学部英文学科卒業。89年米・カンザス大学でPh.D.取得。90年桜美林大学専任講師、93年から助教授。97年津田塾大学助教授、2004年から教授。2016年4月から現職。アメリカ学会会長。日本学術会議連携会員。

専門は、アメリカ社会史（家族・女性・教育）、ジェンダー論。

著書に『津田梅子の社会史』（玉川大学出版部、アメリカ学会清水博賞）等。

２．テーマ（キーワード）

『社会における女性の活躍促進　“変革を担う、女性”』（仮）

－上位職登用とリーダーシップ
　（女性たち自身が昇進を望まない、人材がいない、のは本当か？）
－ロールモデルの重要性（ロールモデルが担う役割）
－様々な意思決定の場に参画する女性が増えていく、ということ
－「TSUDA VISION 2030」“変革を担う、女性”から考える
－上位職からみた男女共同参画（女性へのエール）
－大学（教職員）の意識改革
－学生にとって安心・安全なキャンパスとは
－アドミッションポリシーから考える性の多様性の尊重

３．対象

教職員、学生、一般（地域の方々）

＜参考：津田塾大学における女性研究者支援＞

・平成20年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業　採択

女性研究者支援センターを設立し、女性研究者の研究活動を支援するための環境整備、女性研究者の裾野拡大のために女性研究者と女性学生との交流の場の提供、特に女性理工系学生向けのキャリアパスの相談の充実化等の取組を支援した。

・平成28年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」採択（代表機関：電気通信大学）

共同実施機関の日本電信電話株式会社先端総合研究所と共に、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や研究力向上のための取組、上位職への積極登用に向けた取組を支援している。

「第４３回沖縄の産業まつり」の取り組みについて

１．日時　　令和元年 10 月 25 日（金）～ 27 日（日）　午前 10 時 ～ 午後 7 時

２．場所　　那覇市奥武山公園　県立武道館アリーナ棟

３．主催者　　沖縄の産業まつり実行委員会

４．出展主体

①主体機関：　沖縄産学官イノベーション協議会

②事務局　：　琉球大学地域連携推進機構産学官連携部門
沖縄総合事務局経済産業部地域経済課

③出展予定機関（下記の沖縄産学官イノベーション創出協議会メンバーへ出展募集中）

・企業、経済団体(沖縄振興開発金融公庫、コザ信用金庫、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄工業連合会、沖縄海邦銀行、バイオ･サイト･キャピタル、沖縄 TLO)

・大学、研究機関(**琉球大学**、沖縄国際大学、沖縄高専、沖職能開大、OIST、女子短大)

・支援機関　（トロピカルテクノプラス、沖縄県健康産業協議会、沖縄県情報産業協会、沖縄県発明協会、科学技術振興センター、中小企業基盤整備機構、沖縄県産業振興公社、南西地域産業活性化センター、沖縄県環境・エネルギー研究開発機構、沖縄 IT イノベーション戦略センター)

・行政等　（沖縄県(企画部･商工労働部)、沖縄総合事務局、工業技術センター）

５．企画概要　　沖縄産学官イノベーション創出協議会では、沖縄地域のイノベーションについて県民に幅広く周知広報を行うこととしていることから、沖縄のイノベーション創出を県民にわかりやすく紹介するため、県内関係機関が一体となって、 下記テーマの下、ブース出展等を行う。
「テーマ： 沖縄のイノベーション創出に向けて 」

６．出展内容　　**①ミニ・オープンラボ（６テーマ程度）**

「沖縄のイノベーション創出に向けて」におけるパネル展示
大学等の研究機関の保有技術や研究成果等を展示し、沖縄の新しい知の現場を紹介する。併せて、企業等の共同研究、技術移転の成果を展示し、大学の知を活用した沖縄の新しい産業の芽を紹介する。
※１ブース、Ａ１ポスター２枚掲示可能

②こども科学実験室（２テーマ程度）

小中学生および親子を対象に、大学、沖縄高専、TLO および企業等による実験教室や体験ワークショップ等を開催する。
実験室（別スペース）は設置せず、中央ステージ前を活用する。
※時間は約 1 時間～1 時間 30 分程度を予定

第43回　沖縄の産業まつり　出展者一覧

ブース出展

所属	研究者氏名		概要・タイトル	備考
	職	担当教員		
地域連携推進機構	准教授	玉城　理	「琉球大学ブランド商品開発支援事業」開発商品紹介	
地域連携推進機構	准教授	玉城　理	「イノベーション創出人材育成事業」事業紹介	
研究基盤センター	技術専門職員	儀間　真一	大学の研究機器を利用してみませんか？	
国際地域創造学部	教授	荒川　雅志	沖縄コーヒープロジェクト ～沖縄産コーヒーを世界へ・食×農×観光の沖縄新産業創出～	
工学部	教授	瀬名波　出	新次元に突入する水産業　～流れがCO2を資源に変える～	
工学部	准教授	渡嘉敷　健	沖縄県内のコンクリート住宅の音環境対策研究の紹介	

屋内展ステージ前利用

所属	研究者氏名		概要・タイトル	備考
	職	担当教員		
地域連携推進機構	准教授	玉城　理	「イノベーション創出人材育成事業」事業内での支援者紹介	

2019 年 10 月 1 日
與儀作成

福井大学視察報告書

日時：9 月 27 日（金）14：00～17:00
場所：福井大学文教キャンパス
メンバー：
（琉球大学）
地域連携推進機構　副機構長　竹村　明洋
研究推進機構研究企画室　主席 URA　殿岡　裕樹
総合戦略部地域連携推進課　課長　金城　徹
総合企画戦略部地域連携推進課産学連携推進係　係長　與儀　あゆみ

（福井大学）
産学官連携本部　本部長　米沢　晋
研究企画・管理部　URA　河上　寛、徳田　加奈
知的財産・技術移転部　URA　中山　淑恵
（研究推進課研究企画管理・知的財産担当主査兼任）

総合企画戦略部門研究推進課長兼産学官連携推進本部　郡　喜美男
研究推進課　課長補佐　金森　周仁
研究推進課　研究企画管理・知的財産担当　吉本　博樹、村中　良成
（産学官連携本部　研究企画・管理部兼任）
研究推進課　研究総務担当　大久保　和代

まず、琉球大学（與儀）より、資料を基に琉球大学での産学連携の取組を紹介、次に福井大学産学官連携本部長の米沢氏より、資料（平成 30 年度の活動概要と令和元年度の活動指針）を基に福井大学での産学連携等の取組の紹介があった。

【福井大学の産学連携の体制及び取組紹介】主に米沢氏が説明
・2019 年 4 月 1 日より産学官連携・地域イノベーション推進機構を設置。その機構の下に新組織となる地域創生推進本部と産業化研究特区、従来組織である産学官連携本部を置いている。
・地域創生推進本部ではこれまでの COC,COC+の取組を活かす形で組織されている。主に人材育成の取組を実施する組織である。「ことづくり」をキーワードにコンソーシアムを設置。専任教員が 1 名在籍。
・産業化研究特区は文部科学省の概算要求の予算を元に組織化した。期間は 3 年間。特区の中に集中型の組織として「繊維・マテリアル研究センター」を設置。運営部門に専任教員 1 名在籍（概算要求の予算で配置。）研究部門に専任教員と兼任教員が在籍。センターの専任教員は合計教授 2 名、准教授 1 名。この特区では、主に地域企業群や金融機関と連携し、「生産技術開発コンソーシアム」を設置。
・産学官連携本部には専任教員が 3 名（教授・准教授・助教各 1 名）おり、この 3 名がメインとなっている。また、この本部には、新たにテクニカルイノベーション共創センター（t-URA）を組織化し、助教と URA が所属しており、生産技術開発コンソーシアムに対し、高度テクニカルサービスの提供を

行っている。
・産学官連携本部の産業人材育成部は、地域創生推進本部のことづくりコンソーシアムと連携し、MOT教育やプラットフォームの提供を行っている。
・機構内の2部門・1特区は互いに連携し、活動している。
・同じ建物の中に教員・コーディネーター・事務職員が在席しており、ほとんどの決裁は産学官連携本部内で済むとのことであった。
・産学連携コーディネーターとして、学外の方を非常勤として任命している。給与は企業持ち。
※学外者：JAEA（日本原子力研究開発機構）や福井銀行（チームとして参加）
・医学部については、別途産学連携の担当がいるが、産学連携コーディネーターやURAの貼り付けはなし。産学官連携本部の知財担当（特命教員）が月1回のペースで医学部を訪問し、発明に関する相談受付を行っている。
・産学連携の取組として、先行事例集をまとめた冊子「あっどうも、産学官連携本部です。」を発行。現在、Vol.2発行に向け準備中。
・福井県内企業との連携組織として、「産学官連携本部協力会」を設置。会費制で年間1口5万円。現在の参加企業数は230ほどである。協議会の会費は、大学への寄附金となり、この資金を元に産学連携コーディネーターを採用している。
・産学官連携本部協力会の事務局は福井経済同友会。同友会の会員の3割ほどが本協力会の会員と重複している。
・大学から協力会会員へのサポートの一つとして、中小企業庁が実施しているものづくり補助金の申請書作成サポートを実施している。大学がサポートした申請書の採択率は高いとのこと。申請書の作成サポートを行うことで、大学側は企業のニーズを聞き取ることができるため、情報戦略の一環として実施している。
・新しい取組として、2019年11月からURAの活動強化として、企業の課題のヒアリングを行うコンシェルジュ窓口を設置する。URAやコーディネーターが企業を訪問し、聞き取った企業課題を大学資源とマッチングする取組である。本取組については、学長・理事と地元企業トップとの懇談会において提案された案を具体化したものである。
・知的財産に関する取組として、発明の全てに専任の教員がアドバイスを行っている。知財に関するFDも実施。発明を評価する委員会については、毎回委員会委員全てが参加する訳ではなく、発明内容によって、発明を行った教員のコーディネーターと専門分野の教員4-5名で開催している。
・Design-i 採択の成功要因について、福井県内でアクティブに活動している鯖江市に注目し、大学から声かけした。鯖江市も非常に協力的であり、鯖江市側から総括プランナーの推薦があった。市町村と連携してプログラムを作り上げられたことが採択された要因と考えているとのこと。ただ、次年度も事業継続できるかはハードルが高いため、現在、実績づくりに奔走しているとのことであった。
・利益相反マネジメント業務について、大学本部では定期の自己申告内容のマネジメントを実施しており、臨床研究の利益相反マネジメントについては医学部にて実施しているとのことであった。定期の自己申告期間は 1 年間。自己申告内容の確認作業については、本学同様の確認作業を実施しているとのこと。また、利益相反に関して相談できる外部の人間は不在とのことであった。相談先としては、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業に採択された東北大学の相談窓口を利用しているとの情報提供があった。

平成30年度の活動概要と令和元年度の活動指針

令和元年6月24日

福井大学産学官連携本部

1

平成30年度組織概要

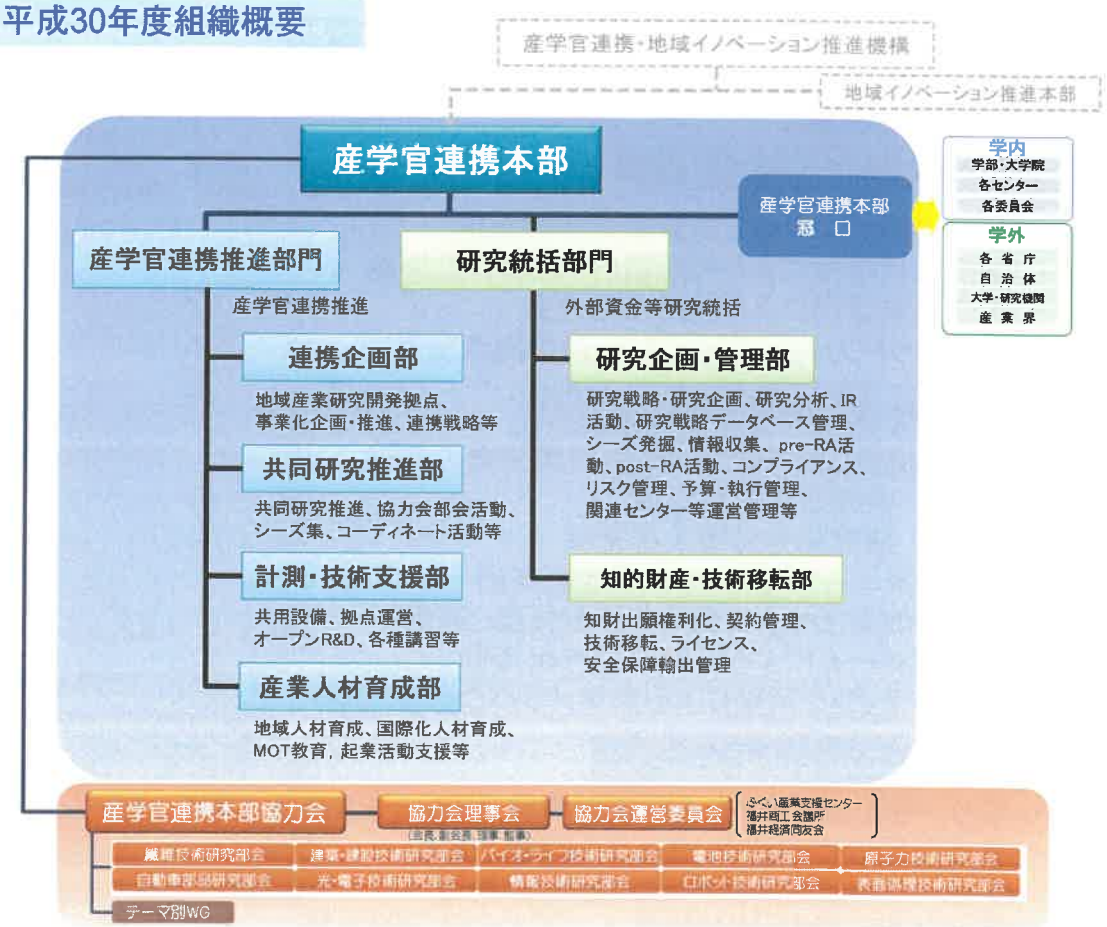

2

イノベーション対話推進（ニーズ対応の研究推進支援）

産学官連携本部協力会

福井大学産学官連携本部

福井商工会議所　運営委員会　ふくい産業支援センター

福井経済同友会　事務局

研究部会：地域の産業活性化と新規産業・事業興し推進

◎繊維技術
◎光・電子技術
◎ライフ・バイオ技術
◎ロボット技術
◎原子力技術

廃炉技術WG

電池技術WG

表面処理技術WG

導電性糸WG（予）←知財フォーラムから

医工連携WG

CFRP研究開発拠点←県との共同企画へ

◎情報技術
◎建築・建設技術
◎自動車部品
◎電池技術
◎表面処理技術

共同研究、国プロ等に展開

産学官連携本部の活動概要

1. 研究開発推進

1-(1) 知的財産活用のしくみ

- 研究の源流まで遡る知財創出活動実現
- 学内人材活用による知財創出、管理の効率化
- 専門人材活用による技術移転推進
- 地域ネットワークを駆使した知財の融合促進

URA機能　学内IP人材育成
知財教育　リスクマネジメント
技術移転推進室　学内FS
ふくい知財フォーラム　foip戦略

1-(2) 共同・受託研究推進のしくみ

- 地域と協働したプロジェクト型共同研究の実現
  - 共同研究拠点形成
  - 研究開発支援人材確保
- シーズ＆ニーズのマッチング活動実施
- シーズの高度化を支援する体制構築、運用
- 小規模チームによる分野別重点化活動
- コンサルティング活動による大学ノウハウの有効活用

国プロ等申請、実施
地域イノベーションエコシステム形成事業
foip活動　共同研究拠点活動
オープンR&Dファシリティ
プロダクト志向WG　対話促進
コーディネーター　申請支援
技術相談　水曜測会定
マッチングイベント継続的参加
経営・技術革新工学副専攻

新技術説明会
FUNTEC
テクノフェア
JAIST連携
講演会
近経局事業
等

2. 高度産業人材育成のしくみ

- 試作や試し売りなどを含む実践教育カリキュラム構築、運用
- 産業現場即応実践カリキュラム構築、運用
- グローバル産業人材育成プログラム構築
- 高校生等へのキャリア教育

MOT実践道場　大井ファンド
企業塾　ILF　教員 学生
交流協定締結　BNKオフィス
高大接続　ミッション遂行型海外研修
リケジョ育成　キャリアセミナー

高大接続 | リケジョ育成

質問4 理系を活かしたお仕事って、東京に行かないとないの？

最先端のIT企業や有名企業の多くが集まる街・東京。理系の勉強をしたあと、そのスキルを活かすためには、やっぱり東京で就職することを考えないといけないのかな……。そんな不安を抱えた人も多いはず。でも、そうと決めつけるのは、早いのです！「理系のお仕事」で世界をリードする企業は、実は日本各地に存在しています。

たとえば、福井県福井市にある日華化学株式会社は、石鹸やシャンプーをはじめ、身近な生活のさまざまな場面で利用されている界面活性技術で世界をリードする化学会社。

3月9日と21日には、福井大学と共同で、地元で活躍する先輩リケジョとの交流イベント**<福井大学×日華化学×Rikejo 福井で働き、世界を動かすリケジョになろう！>**が開催されました。

その様子をのぞいてみよう！

高大接続 | リケジョ育成

福井で働き、世界を動かすリケジョになろう！

福井大学 × 日華化学 × Rikejo

当日は、福井大学にほど近い日華化学のNICCA INOVATION CENTERにて、ワークショップと先輩リケジョ交流会が開かれました。

ワークショップでは、まず参加者が自分たちの髪質をチェック。同じような髪質だった人とグループを組み、「なりたい髪質」を目指したシャンプーやトリートメントの配合を考えました。

界面活性技術が、自分たちの身の回りで活かされていることが実感できますね！

イベントで参加者たちと交流した、日華化学デミコスメティックス化粧品研究部商品開発グループ・森野志歩さんは、こんなメッセージをくれました。

「私は大学院まで出たので、せっかくなので、自分でしかできない仕事にチャレンジしたいと思っていました。そうしたことがモノづくりで実現できると感じたのが、福井にある日華化学でした。いまは、日華化学の仲間と一緒に、モノづくりを通じて全国へ、世界へ、自分たちの仕事を発信することができています。ちなみに、福井は地方だと思っていません（笑）。急行も止まるし、他都市へのアクセスも良いので！」

マーケットに意識を向ける教育の事例

都市部大学との学生の交流も

【広報】福井の大学生が作った純米大吟醸酒「福の愉」の発売が開始されました（2月10日）

福井大学では、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を推進しております。福井大学では、産学官連携本部、医学部、工学研究科の教職員4名が、同事業における「ふくいブランド創出分野」を担当しております。

（公）京都技術科学センター主催
「平成29年度テクノ愛」大学の部

優秀賞　シミ落とし綿棒
奨励賞　ポンプ式酸素マスク
奨励賞　色の変わるチーク

7

年度別協力会会員数

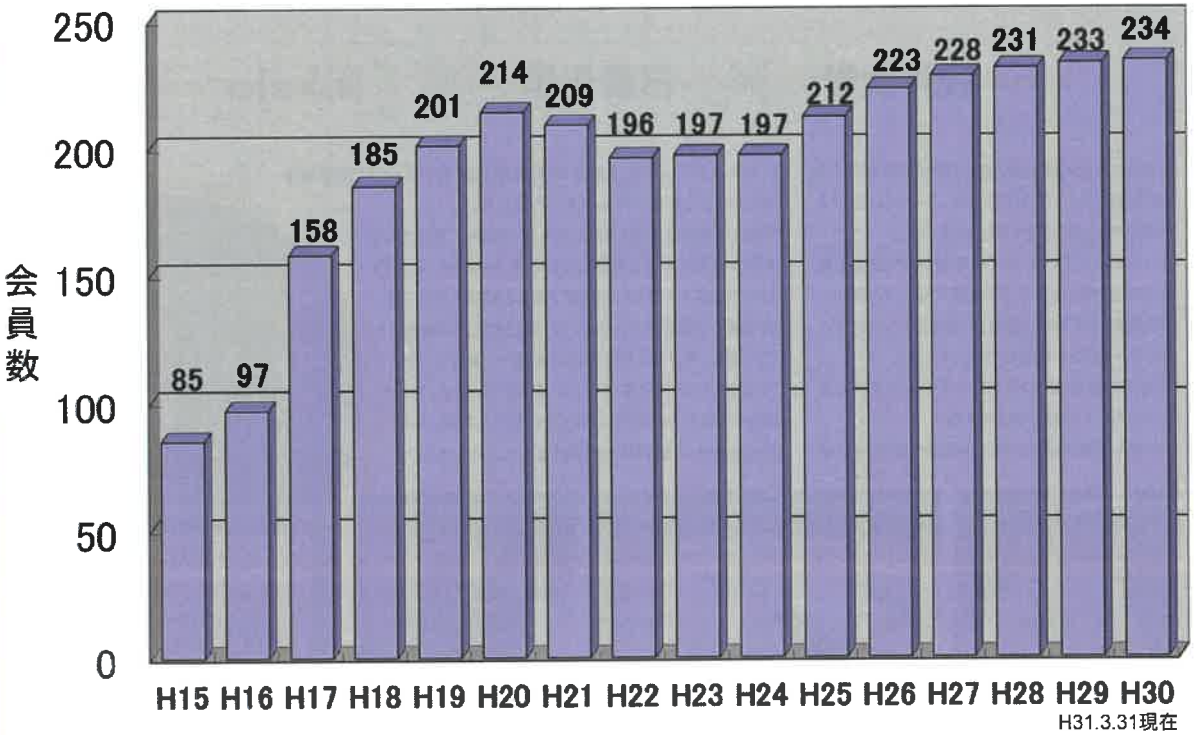

H31.3.31現在

8

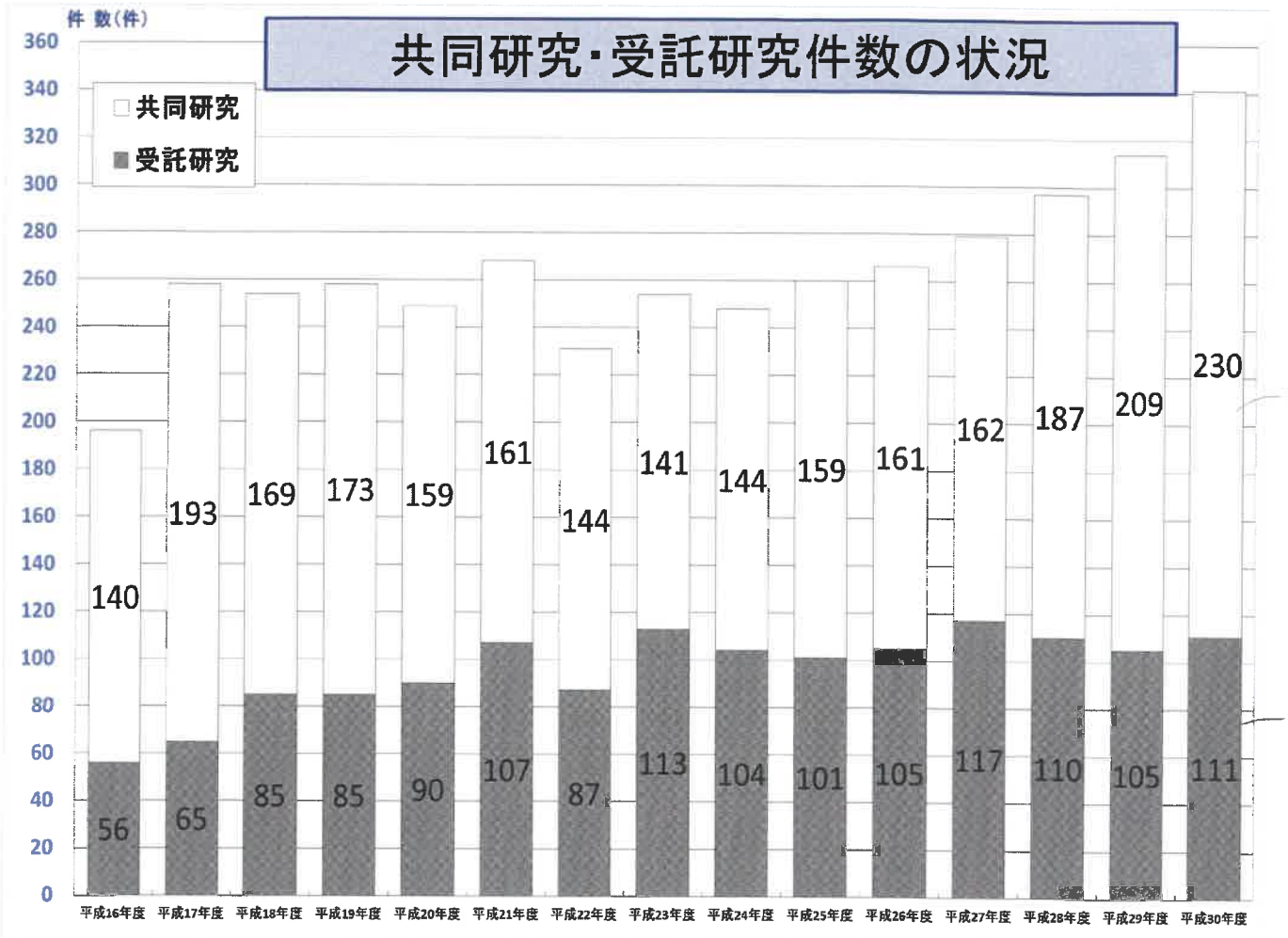
共同研究・受託研究件数の状況
件 数(件)
共同研究
受託研究
140 193 169 173 159 161 144 141 144 159 161 162 187 209 230
56 65 85 85 90 107 87 113 104 101 105 117 110 105 111
平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

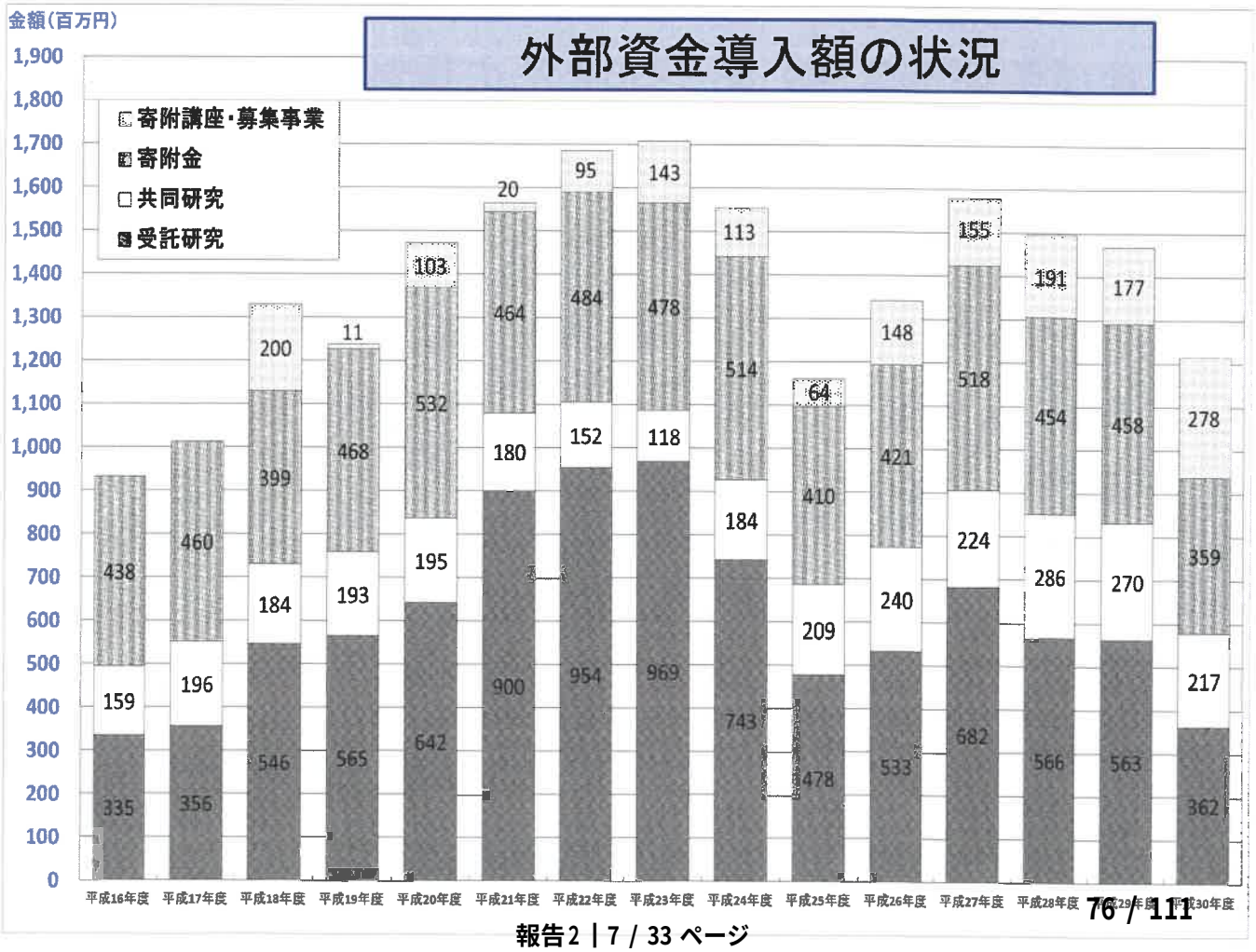
外部資金導入額の状況
金額(百万円)
寄附講座・募集事業
寄附金
共同研究
受託研究
438 159 335
460 196 356
200 399 184 546
11 468 193 565
103 532 195 642
20 464 180 900
95 484 152 954
143 478 118 969
113 514 184 743
64 410 209 478
148 421 240 533
155 518 224 682
191 454 286 566
177 458 270 563
278 359 217 362
平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成30年度

あっどうも、産学官連携本部です。

ことのお返しができればということでの研究成果は国際規格にして海外でていただきたいですね。

回、山田技研さんとさまざまなやり取さていただき、研究の先にある、社会にものをつくる、という点で貴重な勉強と思っています。基礎研究にとどま終的な社会の出口までを見据えて、企でビジネスにしていくことが重要だと改めて感じています。

山田・ありがとうございます。私どもにとっては今進めていることと自体が新たな発見であるという実感があります。お互い持っているテーマが同じだった中で、我々ができなかったところを示唆していただきました。そこから使っていただける製品を作り、それを世の中にどう広げるかというところで、これからもよろしくお願いいたします。

藤本・山田社長には塩分濃度測定車両をご提供いただくなどたいへんご協力いただいております。今後さらに試験が続きますが、一層のお力添えをお願いしたいと思います。

世界の寒冷地が抱える
道路における雪氷問題に
日本の技術で貢献したい

地域活性化の「軸」をつくるための体制

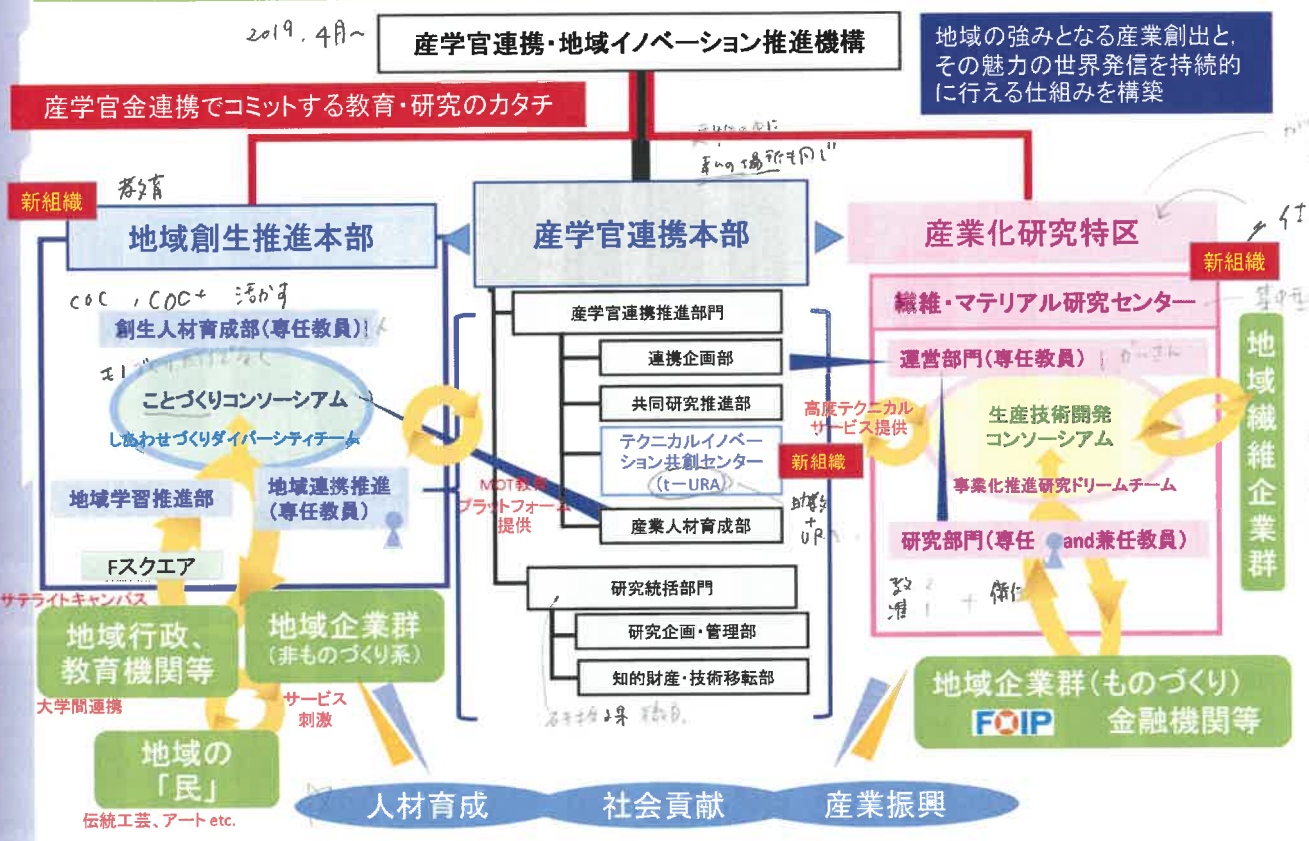

産学官連携本部の地域を志向したキャリア・アントレプレナーシップ養成のための新体制

経営・技術革新工学副専攻

MOT,実践道場

大学院工学研究科 産業創成専攻 経営・技術革新工学コース の設置

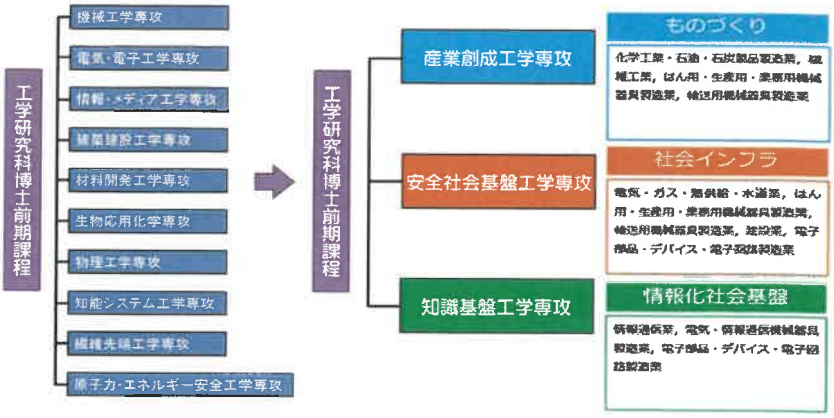

■ 産業創成専攻 経営・技術革新コース について

（産業創成工学専攻について）

「ものづくり」の産業グループに対応し，産業界の技術と大学の「知」を直結させ，「ものづくり」を通じて産業基盤を創成し，「ことづくり」ができる地域産業のリーダーとなる高度専門技術者及び研究者の育成に必要な科目を設置します。

（経営・技術革新工学コースについて）

平成32年4月より、これまで産学官連携本部が担ってきた経営・技術革新工学副専攻を基盤とし、さらに専門化させた経営・技術革新工学コースを主専攻内に設置します。

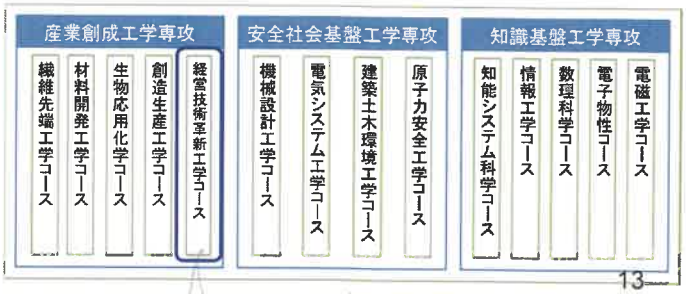

ニーズを研究源流に届ける工夫（URA活動の強化）

お困りごとの解決につながる大学の資源をご提供いたします。

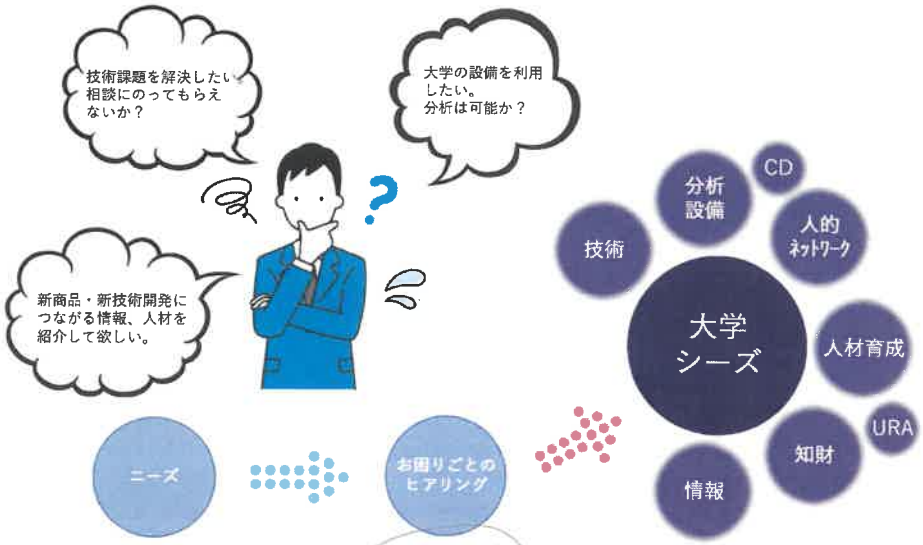

技術課題・経営課題をお持ちの企業様

企業様に直接伺います！

大学の資源とのマッチング

コンシェルジュ

URA、CD

申請支援

ものづくり補助金申請サポート

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/190423mono.htm

15

基本方針は変わりません

- 地域産業の活性化に資する研究活動推進

  技術移転推進、地域ビジョンに基づく戦略的研究推進、
  オープンイノベーション推進機構との連携、持続的な情報提供

  地域型ベンチャーアプローチ　Society5.0への挑戦

  「稼ぐ力」への挑戦！

- 自律型高度産業人材の輩出

  MOTを大学院でメジャー化して活動を定着・展開、
  実践教育プログラム提供、グローバル産業人材育成プログラム提供、
  イノベーション支援人材育成プログラム提供

  母校から母港へ　学び続けられる大学

地域企業の皆様へ「技術開発」と「人材育成」に関するソリューションを提供！

UNIVERSITY OF FUKUI HISAC
Headquarters for Innovative Society-Academia Cooperation
福井大学 産学官連携本部

福井大学産学官連携本部協力会

福井大学産学官連携本部協力会は、福井大学の産学官連携活動に賛同する法人又は団体等で構成される会員制組織です。協力会では、産官学の交流の場を広げ、県内外の企業・産業の活性化と技術の高度化に関する援助と推進、講習会・セミナー等による技術者の教育・育成などの事業を行っています。

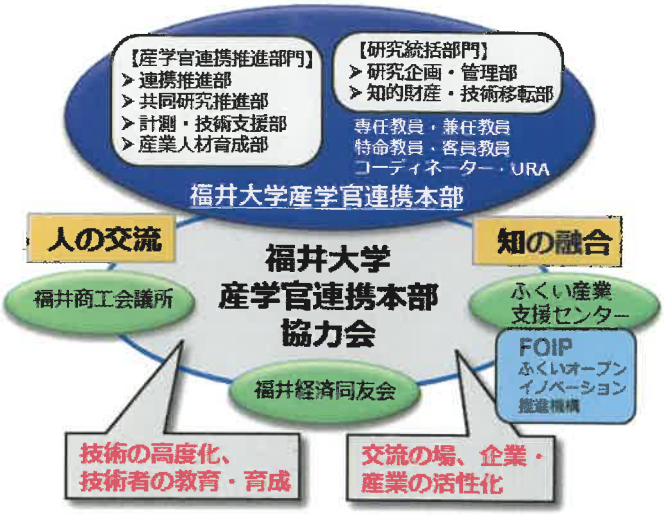

運　営

本協力会では，各種事業が企業の皆様のニーズにあったものとするためと，会員の皆様に明瞭な活動報告を行うことができるように，福井大学産学官連携本部の他に，福井経済同友会，(公財)ふくい産業支援センター，福井商工会議所の外部機関と協力して運営委員会を組織し，活動の管理運営を行っています。また，活動の経理を取りまとめる事務局は，福井経済同友会内に設置し，毎年春に行われる総会にて活動報告及び収支報告を行っています。

産学官連携本部協力会の事業

キャリアアップセミナー

次年度に大学・大学院を卒業予定の学生を中心に、全学生を対象としたセミナーで，企業と学生が企業活動を意識しながら直接対話できる場を提供します。協力会企業のみが参加できます。

全学合同企業説明会

就職活動実施対象学生に対し、企業情報を集中的に提供し、マッチングを図る説明会です。協力会企業は参加費等に関する支援が受けられます。

FUNTECフォーラム

福井大学と産業界の交流会で，大学の研究シーズ発表や福井大学の産学官連携戦略の紹介，文部科学省・経済産業省の講演などを実施し，大学と産業界の技術交流，共同研究の促進を目指しています。

トップ懇談会

産学官連携本部協力会の会員企業と学長等大学トップとの懇談会です。大学に対する提言や様々な視点からの意見交換をダイレクトに行える場を設けています。

研究部会活動

大学教員と会員企業で構成され，講演会や研究室見学・企業見学などを実施して，共同研究やプロジェクトを創出することを目的に活動しています。また大学のコーディネータによる，個別相談等のサポートにより，会員企業の皆様の利便性向上に努めています。

各種講演会・イベントのご案内

会員と教員の交流の場であるFUNTECフォーラムをはじめ，大学が開催する産学官連携関連の講演会などイベントのご案内を発信しています。

入会・技術相談等に関するお問い合わせは：**福井大学産学官連携本部へ**
TEL：0776-27-8956　FAX：0776-27-8955　Email:office@hisac.u-fukui.ac.jp

国立大学の機能強化を推進するための組織整備の例（令和２年度新規分）

・地域の教育研究拠点として地方創生に資する教育研究組織の設置や、Society5.0に向けた人材育成や世界最高水準の教育研究を実現するための体制の構築に対して重点的に支援。

«卓越研究»

京都大学
がん免疫総合研究センター

がん免疫治療法に関する諸課題を世界に先駆けて解決するため、臨床・基礎を統合し、分野横断的に国内外の研究者が結集する「がん免疫総合研究センター（仮称）」を設立し、新時代のがん免疫治療の開発拠点を構築

九州大学
先進電気推進飛行体研究センター

「先進電気推進飛行体研究センター」を設置し、工学系を中心として電気推進システム・機体、運航制御システム等の研究開発を行うと同時に、都市設計、社会インフラ、法規制の変更を中心とした社会システム、ライフスタイル、災害時の危機対応の変革の概念を明示・発信

東北大学
国際放射光イノベーション・スマート研究センター

次世代放射光施設を活用し、学術的挑戦性と産業的革新性の融合が誘発する産学共創の世界トップレベルの研究開発拠点を構築し、産官学金からなるリサーチコンプレックスを形成し、イノベーション・エコシステムの構築とグローバル・リーダー育成等を推進

福井大学
産学官連携・地域イノベーション推進機構

若者の流出抑制等に対応するため、地域のリソースを組織的に結集した「地域ダイバーシティプラットフォーム」を形成し、「教育」の観点から、地域の高等学校や行政、企業といった多様な機関・人々を巻き込んだ新しい人材育成の仕組みを構築

«地方創生»

山形大学
エクステンションサービス機構

地域社会の多様な教育ニーズに応え、技術革新や社会情勢の変化に対応した社会人のキャリアアップ・キャリアシフトや、多様な世代・ジェンダーの再チャレンジなど、学外を対象としたリカレント教育プログラム等を学外組織と連携して提供

宮崎大学
地域資源情報活用センター

地域資源情報活用センターを設置し、オープンデータ利活用やＡＩ時代の人材育成に対応した新たな拠点として、県内地方自治体や全学との連携体制の下、宮崎大学による地方創生支援の新しい拠点を形成

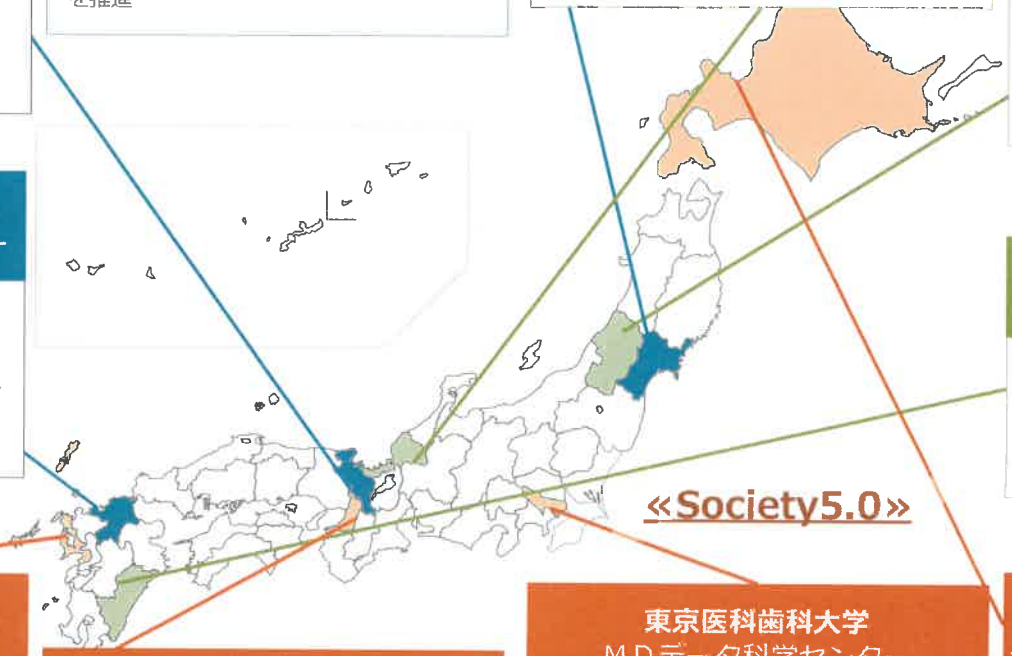

«Society5.0»

長崎大学
情報データ科学部

「情報データ科学部」を設置し、全ての学生に、情報データ科学分野に必要な基礎的知識、社会の諸問題を多角的に分析し課題解決や価値創造を図るための論理的思考力、等を身につけさせ、これまでにない新たな価値を創造しうる人財を養成

大阪大学
科学技術と社会研究センター

AIに代表される新規技術における倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に対応するため、関係する学術領域の知見を結集して総合的な研究等を行う機能を有する中核拠点を形成

東京医科歯科大学
ＭＤデータ科学センター

附属病院等の既存組織と有機的に連携する「MDデータ科学センター」を設置し、ビッグデータやＡＩ技術の活用など、新たな学問領域としてメディカルデータサイエンスをけん引する中核的基盤を構築することで、新しい医歯学における教育・研究・医療を担う人材の養成

北海道大学
人間知・農・ＡＩ研究教育センター

「人間知・脳・ＡＩ研究教育センター」の機能の拡充により、学部生全員を対象とする統一的プログラムを提供するとともに、大学院生に対して、産業界からの要請も踏まえ、ＰＢＬ型の教育プログラムを展開し、ＡＩへの理論的・技術的理解のみならず，人間や社会の趨勢にも精通した人材育成を推進

組　織

平成31年４月１日現在

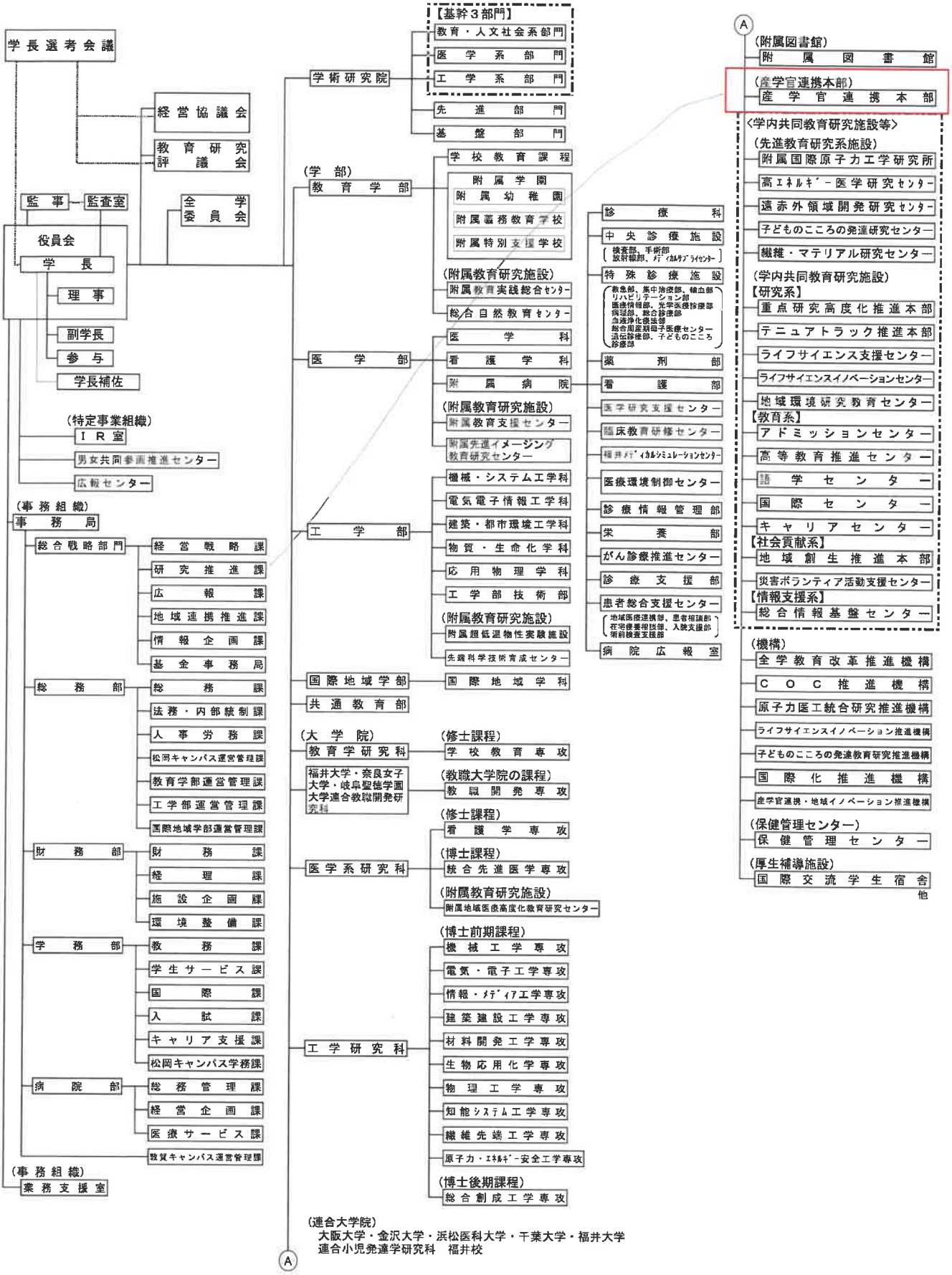

（参考）

福井大学利益相反マネジメント規則（抜粋）

（定義）

第２条　この規程において「職員等」とは，本学と雇用契約関係にある者をいう。ただし，ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。

（利益相反マネジメントの対象者）

第３条　産学官連携活動に従事している職員等のうち次の各号に該当する者を利益相反マネジメントの対象者とする。

（１）国立大学法人福井大学職員兼業規程（平成１６年福大規程第１０号）第４条第１号から第３号までに規定する，営利企業の兼業，自営の兼業及び営利企業以外の団体の兼業に該当する兼業を学長の許可を得て行う職員

（２）職員等自らが保有する知的財産権を本学以外の第三者に承継，使用許諾する職員等

（３）共同研究，受託研究及び受託研究員等各種研究員の受け入れにより学外者と研究交流する職員等

（４）外部から寄附金，設備や物品の供与を受ける職員等

（５）前４号の相手側から物品を購入する職員等

（６）その他研究活動に関し外部から何らかの便宜を供与された，又は供与されることが想定される職員等

（職員等からの相談）

第８条　職員等は，産学官連携活動に伴い利益相反に関する疑義が生じた場合は，随時，カウンセラーに相談できるものとする。

（職員等からの自己申告）

第９条　職員等は，第３条各号に規定する対象者に該当する場合は，委員会からの求めに応じ，別途定める利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出しなければならない。

福井大学 規程集（学内者用）

トップページに戻る

最上位 > 第5編 学術研究

福井大学における臨床研究に係る利益相反管理規程

平成21年９月17日
福大医規程第７号

（趣旨）

第１条　この規程は，福井大学における臨床研究に係る利益相反ポリシーに基づき，臨床研究の実施者及び関係者の利益相反の存在を明らかにした上で，臨床研究に係る利益相反の適切な管理を行うため，必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第２条　福井大学学術研究院医学系部門に「福井大学臨床研究利益相反審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，臨床研究に係る利益相反自己申告書（別紙様式第１号）（以下「申告書」という。）により審査を行い，利益相反の管理等を行う。

（組織）

第３条　審査委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学系部門長が指名する教員　　若干名
(2) 医学系研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）委員長
(3) 有識者（学外の者を含む。）　　若干名
(4) 総務部松岡キャンパス運営管理課長
(5) 総務部人事労務課課長補佐

２　前項第１号及び第４号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

３　審査委員会に委員長を置き，第１項第１号の委員のうちから医学系部門長が指名する。

（申告書の提出等）

第４条　臨床研究実施者（教員，医師，歯科医師及び研究者等）は申告書を作成し，研究ごとに関係書類を添えて，審査委員会に提出しなければならない。

また，研究継続中は，毎年４月１日現在における利益相反の状況を申告書にて報告しなければならない。

２　臨床研究関係者（審査委員会委員，所属長及び産学連携関係者等）は，就任時等に申告書を審査委員会の要求に応じて随時提出するものとする。

３　臨床研究実施者及び臨床研究関係者の得る経済的利益や経営関与の態様に変更があった場合は，直ちに審査委員会へ申告書を再提出しなければならない。

４　申告書は，本人，配偶者及び生計を一にする扶養家族で１枚とする。

（審査の方法）

第５条　審査委員会は，申告書の記載内容を確認し，利益相反において福井大学における臨床研究に係る利益相反ポリシーに従い審査を行う。

２　審査委員会は，必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，意見等を聴くことができる。

（審査結果の報告）

第６条　審査委員会は，倫理審査委員会委員長に対して，臨床研究利益相反審査結果報告書（別紙様式第２号）により審査の結果を報告する。

（指導等）

第７条　審査委員会は，必要と認めた場合は，臨床研究実施者に審議の結果を臨床研究利益相反審査結果通知書（別紙様式第３号）により通知し，利益相反に関する指導・勧告を行うことができる。

また，研究継続中の利益相反状況については，委員会は必要と認めた場合，臨床研究実施責任者に審議の結果を臨床研究利益相反継続審査結果通知書（別紙様式第４号）により通知し，利益相反に関する指導・勧告を行うことができる。

２　臨床研究実施者は，審査委員会の求めに応じて，前項の指導・勧告に対する是正結果を報告　しなければならない。

３　臨床研究実施者は，審査委員会の決定に対して不服がある場合は，審査委員会に対し再度審査を求めることができる。

（事務）

第８条　審査委員会の事務は，総務部松岡キャンパス運営管理課において処理する。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか，利益相反の管理等に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成21年９月17日から施行する。

２　この規程の施行後，最初に任命される第３条第１項第１号及び第４号の委員の任期は，同条第２項の規定にかかわらず，平成22年３月31日までとする。

３　福井大学医学部附属病院における臨床研究に係る利益相反管理規程（平成21年福大医病規程第４号）は，廃止する。

附　則（平成24年12月20日福大医規程第10号）

この規程は，平成24年12月20日から施行し，改正後の規定は，平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成28年３月17日福大医規程第９号）

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年12月15日福大規程第198号）

この規程は，平成28年12月15日から施行し，平成28年４月１日から適用する。

附　則（平成31年3月30日福大規程第76号）

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

福井大学 規程集（学内者用）

トップページに戻る

最上位 > その他（ポリシー等）

福井大学における臨床研究に係る利益相反ポリシー

平成２１年９月１７日

１　目的等

このポリシーは，臨床研究実施者及び臨床研究関係者と，被験者及び大学を取り巻く利益相反の存在を明らかにし，社会の理解と信頼を得て，臨床研究の適正な推進を図ることを目的とする。

本ポリシーの対象者は，大学の構成員全員に広く適用されることを前提として制定された「国立大学法人福井大学利益相反マネジメントポリシー」と，本ポリシーの双方について遵守することが求められる。

２　適用範囲

本ポリシーは，福井大学の臨床研究実施者及び臨床研究関係者が，国内及び国外において行うヒトを対象とした臨床研究に適用する。

３　利益相反の定義

臨床研究に係る利益相反とは，臨床研究実施者及び臨床研究関係者が被験者及び大学と連携をとりながら行う臨床研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と，社会に開かれた教育・研究を実践する大学人としての責務，又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

なお，臨床研究実施者とは，臨床研究に直接関わる教員，医師，歯科医師，研究者，契約により研究に関わる研究員及び学生等をいい，臨床研究協力者（コーディネータ等）を除く。臨床研究関係者とは，福井大学臨床研究利益相反審査委員会の委員，臨床研究実施者の所属長及び臨床研究に関する産学連携関係者等をいう。

４　利益相反の開示

利益相反に係る開示対象及び開示対象者の範囲は次のとおりとする。

(1) 開示対象

①　経済的利益

知的財産権の取得，株式又は新株予約権の取得（未公開株を含む。），金銭収入（実施料収入，兼業報酬，寄付金等を含む。），借入，役務提供の受領等

②　経営関与による経済的利益

役員，顧問就任等

(2) 開示対象者の範囲

①　臨床研究実施者及び関係者

②　①に規定する者の配偶者及び生計を一にする扶養家族

③　その他福井大学臨床研究利益相反審査委員会が必要と判断した者

５　実施手順

「福井大学における臨床研究に係る利益相反管理規程」に従って実施するものとする。

附　則

1　このポリシーは，平成２１年９月１７日から施行する。

2　福井大学医学部附属病院における臨床研究に係る利益相反ポリシーは，廃止する。

別紙様式第１号

受付番号：　　受付日：　　年　　月　　日

臨床研究に係る利益相反自己申告書

福井大学臨床研究利益相反審査委員会委員長　殿

研究題目	
申告する委員会名	福井大学医学系研究倫理審査委員会
申告者名	
	□ 臨床研究実施者　□ 臨床研究関係者　（該当するものにチェック）
所属・職名	
連絡先	TEL： Email：

１．申告研究者（当該研究に関係するものについて漏れなく記載すること。）

１）外部活動（診療活動を除く全てを記載）

外部活動の有無	□ 有　□ 無	（該当するものにチェック）
（有の場合のみ，企業・団体ごとに記載）		
企業・団体名		
役割（役員・顧問等）		
活動内容		
活動時間（時間／月）		

２）企業・団体からの収入

（診療活動による報酬及び本務先給与等を除き，複数の場合は，列記すること。）

収入の有無	□ 有　□ 無	（同一外郭組織からの年間合計収入が100万円以上の場合にチェック）	
（有の場合のみ，企業・団体ごとに下記の項目にて記載）			
(1)　企業・団体名			
報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演謝礼等	万円／年

2．申告研究者の家族（1親等まで）（当該研究に関係するものについて漏れなく記載すること。）

1）外部活動（診療活動を除く全てを記載）

外部活動の有無	□ 有　□ 無	（該当するものにチェック）
（有の場合のみ，企業・団体ごとに記載）		
企業・団体名		
役割（役員・顧問等）		
活動内容		
活動時間（時間／月）		

2）企業・団体からの収入（診療活動による報酬を除き，複数の場合は，列記すること。）

収入の有無	□ 有　□ 無	（年間の合計収入が同一外郭組織から100万円以上の場合にチェック）	
（有の場合のみ，企業・団体ごとに下記の項目にて記載）			
(1) 企業・団体名			
報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演謝礼等	万円／年

3．申告研究者の産学連携活動

1）資金提供

申請臨床研究に係るもので，申告者もしくは所属分野が関与した共同研究，受託研究，コンソーシアム，実施許諾・権利譲渡，技術研修，委員等の委嘱，依頼出張，客員研究員，・ポストドクトラルフェローの受け入れ，研究助成金・奨学寄附金の受け入れ，依頼試験・分析などを含む。		
産学連携活動	□ 有　□ 無	（年間の合計受け入れ額が同一外郭組織から100万円以上の場合にチェック）
企業名		
活動内容（該当するものにチェック）	□ 共同研究　□ 受託研究　□ コンソーシアム □ 実施許諾・権利譲渡　□ 技術研修　□ 委員等の委嘱 □ 依頼出張 □ 客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ □ 研究助成金・奨学寄附金の受け入れ □ 依頼試験・分析 □ その他（　　）	
授受金額	万円／年	

※各分野等で一括して授受した場合は，代表者等が授受金額を記載すること。

2）薬剤・機器等の提供

申請臨床研究に係る企業等からの薬剤・機器等の提供に関するもの		
薬剤・機器等の提供	□ 有　　□ 無	（該当するものにチェック）
薬剤・機器等名及び数量		
提供元		
相当額		

※相当額については，分かれば記載すること。

4．申告研究者の産学連携活動の相手先のエクイテイ

エクイテイ equity とは，公開・未公開を問わず，株式，出資金，ストックオプション，受益権等をいう		
エクイテイ保有の有無	□ 有　　□ 無	（該当するものにチェック）
企業名		
エクイテイの種類（数量）		

＊記載例：　公開株（100 株：時価 430 万円相当），未公開株（発行株総数の８％）

5．多施設共同研究における主たる研究機関の利益相反状態

利益相反	□ 有　　□ 無	（該当するものにチェック）

6．インフォームドコンセント（ＩＣ）への記載

上記いずれかの項目で「有」とした研究者において，研究計画書に利益相反に関するＩＣへの記載をしているか否か。		
記載の有無	□ 有　　□ 無	（該当するものにチェック）

私の臨床研究に係る利益相反に関する状況は上記のとおりであることに相違ありません。

報告日　平成　　年　　月　　日

申告者名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注：

1）申告日より起算して，１年間の活動・報酬について記載すること。

2）研究継続については，毎年４月１日に申請書を更新した形で提出すること。

3）研究実施期間中に新しく利益相反状態が発生した場合には，すみやかに自己申告書を提出すること。

福井大学 規程集（学内者用）

トップページに戻る

最上位 > 第5編 学術研究

国立大学法人福井大学利益相反マネジメント規則

平成28年７月20日
福大規則第２３号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，国立大学法人福井大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）の趣旨に基づき，国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動における利益相反を適正に管理することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「職員等」とは，本学と雇用契約関係にある者をいう。ただし，ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。

（利益相反マネジメントの対象者）

第３条　産学官連携活動に従事している職員等のうち次の各号に該当する者を利益相反マネジメントの対象者とする。

(1) 国立大学法人福井大学職員兼業規程（平成１６年福大規程第１０号）第４条第１号から第３号までに規定する，営利企業の兼業，自営の兼業及び営利企業以外の団体の兼業に該当する兼業を学長の許可を得て行う職員

(2) 職員等自らが保有する知的財産権を本学以外の第三者に承継，使用許諾する職員等

(3) 共同研究，受託研究及び受託研究員等各種研究員の受け入れにより学外者と研究交流する職員等

(4) 外部から寄附金，設備や物品の供与を受ける職員等

(5) 前４号の相手側から物品を購入する職員等

(6) その他研究活動に関し外部から何らかの便宜を供与された，又は供与されることが想定される職員等

（利益相反マネジメントの判断基準）

第４条　産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として，次の各号に定める事項を利益相反マネジメントの判断基準とする。

(1) 職員等が，本学における職務に対して，個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（個人としての狭義の利益相反）

(2) 本学が，本学の社会的責任に対して，本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（大学（組織）としての狭義の利益相反）

(3) 個人的な利益の有無に係わらず，職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（責務相反）

第２章　利益相反マネジメントの体制

（利益相反マネジメント委員会）

第５条　本学における利益相反マネジメントに関する次の各号に規定する事項を審議等するため，利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 利益相反マネジメントポリシー等の制定及び改廃の検討

(2) 利益相反問題の防止に関する施策の検討及び実施

(3) 第９条の規定による自己申告書の内容の検討及び調査

(4) 必要な状況調査

(5) 調査情報の評価

(6) その他利益相反に関する事項の審議等を行う。

（委員会の組織）

第６条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事（研究、産学・社会連携担当）

(2) 学部選出の教員　　各学部１名

(3) 産学官連携本部知的財産部長

(4) 産学官連携本部の専任教員　　１名

(5) 人事労務課長

(6) 研究推進課長

２　前項第２号及び第４号の委員は，各部局長の推薦に基づき学長が委嘱する。

３　前項の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長を置き，理事（研究、産学・社会連携担当）をもって充てる。

５　委員長は，必要に応じて委員会を招集し，その議長となる。

６　委員長が必要と認めるときは，第１項に規定する委員以外の者を委員に加えることが出来るほか，外部専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し，助言を求めることが出来る。

（利益相反カウンセラー）

第７条　職員等の利益相反問題に関するカウンセリングを行うため，利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

２　カウンセラーは委員会委員が兼務するものとし，委員長が必要と認めるときは，外部専門家をカウンセラーとして委嘱することが出来る。

３　カウンセラーは，職員等から利益相反に関する相談があった場合は，カウンセリングを行うとともに，内容を委員長に報告するものとする。

第３章　利益相反マネジメントの手続き等

（職員等からの相談）

第８条　職員等は，産学官連携活動に伴い利益相反に関する疑義が生じた場合は，随時，カウンセラーに相談できるものとする。

（職員等からの自己申告）

第９条　職員等は，第３条各号に規定する対象者に該当する場合は，委員会からの求めに応じ，別途定める利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出しなければならない。

（情報の調査，検討等）

第１０条　利益相反に関する情報の調査，検討及び対処方法は，次の各号に規定するとおりとする。

(1) 委員会は，職員等からの利益相反に関する相談，自己申告書による情報及び必要な状況調査による情報について，ポリシー及び第４条各号に規定する判断基準をもとに利益相反に関する評価を行うとともに，必要に応じ，カウンセラーから該当する職員等に対しカウンセリングを行うなどし，問題解決にあたる。

(2) 委員長は，必要に応じ委員会の審議内容について，学長に報告する。

(3) 職員等は，委員会の評価等に不服がある場合は，委員長への申し出により，委員会に再評価等を求めることができる。

（情報公開）

第１１条　委員会は，本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学内外に公表することにより社会等に対する説明責任を果たす。

２　委員会が許容し得ると判断した行為については，その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

３　委員会は，学内外への情報公開にあたって，職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

（情報の取扱い）

第１２条　委員会は，職員等からもたらされた利益相反に関する情報を適切に保管しなければならない。

２　委員会委員は，任務中に知り得た利益相反に関する情報を，任期中及び退任後も，他に漏らしてはならない。

（研修等）

第１３条　委員会は，利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

（事務）

第１４条　この規則に係る事務は，総合戦略部門研究推進課及び総務部人事労務課が処理する。

第４章　雑則

第１５条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，委員会の議を経て，学長が定める。

附　則

１　この規則は，平成28年７月20日から施行する。

２　国立大学法人福井大学利益相反マネジメント規程（平成17年福大規程第27号）は，廃止する。

福井大学 規程集（学内者用）

トップページに戻る

最上位 > その他（ポリシー等）

国立大学法人福井大学利益相反マネジメントポリシー

平成１７年４月１日

１．目　的

知の時代に入り，我が国の知の基盤を支える大学の役割はますます重要となっている。産学官連携の一層の推進だけでなく，大学の多様な知的活動を通じた社会貢献への期待，さらには大学の在り方そのものに対する社会の関心も，これまでになく高まっている。

一方，産学官連携が進み，技術移転の推進や兼業の規制緩和等により民間企業と大学・職員との関係が深化してきたことにより，大学の教育・研究への影響に配慮する必要性も一層高まっている。

本ポリシーは，このような状況の中，産学官連携活動を積極的に推進している福井大学（以下「本学」という。）としても，産学官連携や技術移転を進めていく上で避けることのできない利益相反への対応について，本学における基本的な考えを整理し，産学官連携活動を進めている職員を支え，意欲的な職員等の能力が最大限に発揮できるような環境づくりという点に重きをおきマネジメントするための指針とする。

なお，臨床研究及び臨床試験における利益相反への対応については別に定めることとする。

２．利益相反の概念

(1) 利益相反の概念を次のように整理する。（別添資料参照）

ア　広義の利益相反

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念

イ　狭義の利益相反

職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入，兼業報酬，未公開株式等）と，教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状況

ウ　責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて，本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

エ　個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち，職員等個人が得る利益と職員等個人の本学における責任との相反

オ　本学（組織）としての利益相反
狭義の利益相反のうち，本学組織が得る利益と本学組織の社会的責任との相反

なお，狭義の利益相反と責務相反の異同としては，どちらも大学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが，その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反，「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反，と区別する。

3．利益相反マネジメントの基本的な考え方

(1) 本学が利益相反への対応策を講ずることは，本学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し，本学のインテグリティ（社会的信頼）を維持・確保するとともに，産学官連携の健全な推進を図るために必要不可欠である。

(2) 社会的な利益が期待できるにもかかわらず不適当な状況に至るおそれがある場合には，社会や本学そして職員等の正当な利益配分を管理しつつ，関連情報を学内外でできる限り開示することにより透明性を確保し，ひいては国民の疑惑を生じさせないようにする。

(3) 本学が推進している産学官連携活動の中では，利益相反が日常的に生ずる状況であることを認識し，本学としての対応策を講ずる。

(4) 本学が利益相反への対応策を講ずることは，本学が職員等個々人の産学官連携活動に適切に関与することにより，より深刻な事態に陥ることを未然に防止するという，組織としてのリスク管理の一環である。

(5) 利益相反に関する社会への説明責任を職員等と本学が適切に分担することにより，職員等が安心して産学官連携に取り組める環境を整備する。

(6) 学生を産学官連携活動に関与させる場合には，教育指導の観点だけでなく，学生の教育を受ける権利の保障，学生が選択できる自由の確保，といった観点も考慮する。

4．利益相反マネジメント委員会の設置

本ポリシーの目的を達成するため，本学に利益相反マネジメント委員会を設置する。

<u>添付資料</u>

- 利益相反（広義）(ア)
  - 利益相反（狭義）(イ)
    - 個人としての利益相反 (エ)
    - 本学(組織)としての利益相反 (オ)
  - 責務相反 (ウ)

福井大学／利益相反に関する自己申告書（平成30年1月～平成30年12月）

国立大学法人福井大学利益相反マネジメント規程第９条に基づき，過去一年間の状況について以下のとおり申告します。

所　属：　　職　種：　　氏　名：

１．本調査は産学官連携活動に従事している職員等に対して行なうものです。
２．各設問に該当の場合は□欄にチェック願います。
３．臨床研究実施者で，「臨床研究に係る利益相反自己申告書」を提出済の場合は，この申告書の提出は不要です。

申　告　内　容

☐ **１．短期間の兼業活動（兼業規程第４７条に規定）**

あなたが，「兼業許可申請書の提出が必要ない兼業」（１日限りの場合又は２日以上６日以内で総従事時間数が１０時間未満の場合）を行った場合で，報酬総額が一兼業先当たり５万円以上（年間）の場合に記入してください。ただし，先方から本学宛に依頼文が届き，学内手続きがなされている場合は記入不要です。

兼業先：
総時間数：　　報酬総額：

☐ **２．知的財産権の承継等**

あなたが自らの知的財産権を本学以外の第三者に承継，使用許諾した場合に記入してください。

総契約件数：　　年間報酬総額：

☐ **３．外部からの便宜供与　（共同研究，受託研究，寄附金に係るものは対象外）**

あなたの研究活動に関し，外部から何らかの便宜を供与されたり，供与されることが想定される場合記入してください。なお，内容については差し支えのない範囲で記入してください。

相手側の名称：
研究活動の内容：
便宜供与の内容：

☐ **４．金銭等の取得　（共同研究，受託研究，寄附金に係るものは対象外）**

次のいずれかの事項に該当する場合はチェックマークを入れてください。ただし，何らかの形で，本学での届出がなされているものは除きます。

☐ 外部の会議への出席・発表に対して支払われた日当（講演料等）が，一企業等から年間５０万円以上の場合
☐ 執筆に対しての原稿料が，一企業等から年間５０万円以上の場合
☐ 研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの提供が，一企業等から年間５万円相当以上の場合

☐ **５．株式等の取得**

あなたが産学官連携活動に関連して，エクイティ（株式，ストックオプション（新株予約権），合同会社への出資持分等）を取得した場合はチェックマークを入れてください。

☐ **６．共同研究への学生の参加**

あなたが行っている外部機関との共同研究に学生を参加させた場合記入して下さい。なお，卒業論文，修士論文の研究テーマとして指導の場合は除きます。

学生の従事時間数：　　時間（年間，一人当り）
報酬の有無：　有　・　無　　有の場合その金額：一人当り　　円（年額）
研究テーマ：
学生が関与する内容：

☐ **７．その他，利益相反に関する申告事項**

■提出期限：2019年2月28日（木）
■照会先：　不明な点は，下記にお問い合わせ下さい。
・１については人事労務課（文京：8）　野尻（2021）　佐々木（2025）
・２～６については研究推進課（文京：8）　金森（2053）　中山（2810）　北河（2054）

利益相反に関する相談書

平成　　年　　月　　日

利益相反マネジメント委員長　殿

（相談者）所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【相談内容】

相談内容の区分

該当するものについてすべてチェックください。

- □　企業等との共同研究・受託研究に関して
- □　企業等からの寄附金に関して
- □　特許等知的財産を企業に技術移転することに関して
- □　設備，備品，役務等の購入に関して
- □　株式に関して
- □　ベンチャーの設立に関して
- □　大学院生等学生に関して
- □　外部からの便宜供与（ベンチャー企業からの報酬等）
- □　その他

（相談の概要）

※相談書は厳重に取扱い、国立大学法人福井大学利益相反マネジメント規程第11条で定める場合を除き、個人情報を第三者には提供いたしません。

ふくい
オープンイノベーション
推進機構

～産学官金が連携して県内企業のものづくりを強力にサポート～

Fukui Open Innovation Promotion Agency

ふくいオープンイノベーション推進機構

FOIP

設立のねらい

我が国の産業は、先端材料の開発など技術革新が著しく、企業を取り巻く状況は一層激しさを増しています。

本県においても、イノベーション創出に向け、企業や地域の枠を超えた連携による技術的課題解決の必要性が生じており、これまで以上の産学官連携の強化が急務となっています。

そのため**県内の企業や大学・高専、公設試等の研究機関に金融機関を加えた、産・学・官・金が組織の境界を越えて連携し、**外部人材も活用しながら課題解決にあたる開かれたネットワーク体制の構築が必要です。

そこで、**幅広い人材・組織・ネットワークを活用して研究開発力の向上を図る体制を築くとともに、新たな事業の創出**を行うため、「ふくいオープンイノベーション推進機構」を設立しました。

オープンイノベーション推進機構設立 産・学・官・金 連携体制

海外の研究機構を参考にした組織・人材システムを設立し、産学官金の叡智を結集して、県内企業のイノベーション（技術開発）を応援し、Hidden Champion（世界的グローバルニッチトップ企業）の創出を目指します。

連携イメージ

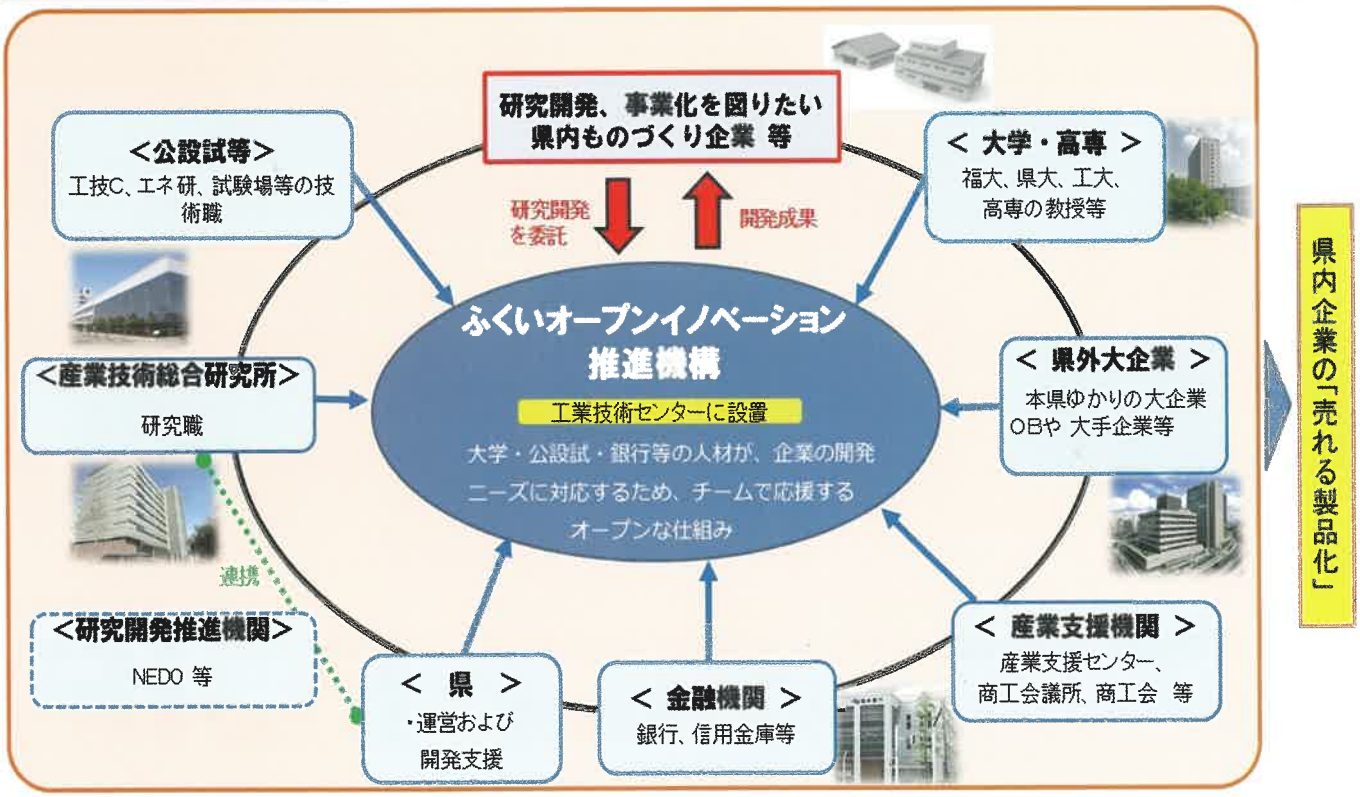

事業計画

企業、大学・高専、県内外の研究機関および金融機関が連携を高め、革新的な研究、製品開発を支援するとともに、事業化に向けた技術営業を推進します。

【ネットワークの構築】

- 大学・高専、他機関間のネットワーク構築（人材データベースの構築）
- 登録研究者・技術者の企業への派遣（企業現場・拠点における研究開発）
- 研究会や異業種交流会の実施（研究会発のプロジェクト創出）

【共同研究・受託研究】

- 共同研究や受託研究の実施（運営、進捗管理）
- 国の競争的資金の獲得
- 県の技術開発補助制度へのサポート
- 大型研究プロジェクトの実施

【技術営業】

- シーズ・ニーズ調査および情報提供
- 国内外の商談会など、事業化に向けた支援
- メーリングリストや機関紙など情報発信、広報事業
- 研究開発資金計画や事業化に向けた融資など経営相談

オープンイノベーション推進機構 ご利用の流れ

企業から研究課題について委託を受け、オープンイノベーション推進機構が保有する研究人材データベース等を駆使して、最適な研究チームにより研究開発を行います。そして、研究の成果を委託企業様が実用化し、製品販売につなげます。

「ふくいオープンイノベーション推進機構」への参加募集

本機構に参加する企業・研究者を募集しています。自社技術だけでは事業化するのが難しいとお困りの方、研究成果を製品化に結び付けたいとお考えの方、ぜひこの機会にご登録ください。

1　機構会員の特典

- 企業の事業化に向けた県内外支援機関との最適なマッチングを図ります
- 人材データベース（機構内機関等）へのアクセスによりパートナーを探求できます
- セミナー・イベントの案内や共同研究等に関する各種情報等が入手できます
- 各大学、研究機関が所有する研究設備を利活用できます

2　対象（分類）

- 会員（機構の設立趣旨に賛同する企業または個人）
- 構成機関（県内外の大学、高専、研究機関、金融機関）

3　会費

無料（但し、各事業実施にともなう経費は負担いただく場合があります）

4　申込方法

下記申込書にご記入の上、そのままFAXでお申し込みください。

インターネットによる申し込み：

http://www.fklab.fukui.fukui.jp/kougi/foip/sanka.php

5　問い合わせ・申し込み先

〒910-0102　福井市川合鷲塚町61字北稲田10　福井県工業技術センター　企画支援室

TEL．0776-55-0664／FAX．0776-55-3430

Mail．foip@fklab.fukui.fukui.jp

ホームページ．http://www.fklab.fukui.fukui.jp/kougi/foip/

申 込 書

登録種別：　法人　・　個人　（どちらかに○を付けて下さい）

機　関　名		業種	
代　表　者	役職	氏名	
住　　所	〒		
電 話 番 号	（　　）　－	FAX	（　　）　－
連絡担当者	所属・役職	氏名	
	電話（　　）　－	メールアドレス	

第31回国立大学法人共同研究センター長等会議　次第

1．日程及び開催場所

日程：令和元年10月3日（木）14:00～4日（金）12:00

会場：ホテルメトロポリタン盛岡NEW　WING

2．会議日程

10月3日（木）初日

13:00～　受付

14:00　開会

挨拶（岩手大学学長　岩渕　明）

14:10　議題事項

1）会議名称の変更について

2）参加費の変更について

3）次年度当番校について

4）第32回国立大学法人共同研究センター等教員会議報告

東北大学　未来科学技術共同研究センター　特任教授　佐久間　恵二　氏

14:40　基調講演「文部科学省における産学連携の取組について」

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課

大学技術移転推進室長　北野　允　氏

15:05　研究会Aキーノートスピーチ「オープンイノベーションの取組について」

株式会社アイカムス・ラボ　代表取締役　片野　圭二　氏

15:50　休憩

16:05　研究会Aパネルディスカッション「オープンイノベーションの取組について」

・ファシリテーター：信州大学　産学官連携・地域総合戦略推進本部　林　靖人　氏

・副ファシリテーター：岩手大学　三陸復興・地域創生推進機構　今井　潤　氏

・パネリスト：

室蘭工業大学　地方創生研究開発センター　吉成　哲　氏

筑波大学　産学連携部産学連携企画課　永井　明彦　氏

岐阜大学　研究推進・社会連携機構　産官学連携推進本部　王　志剛　氏

京都大学　オープンイノベーション機構　工藤　真弓　氏

熊本大学　熊本創生推進機構　清水　聖幸　氏

・コメンテーター

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課　北野　允　氏

株式会社アイカムス・ラボ　片野　圭二　氏

17:25　閉会

17:40　情報交換会開会

19:00　情報交換会閉会

10月4日（金）2日目

8:30　開場

9:00　研究会Bキーノートスピーチ「産学連携支援人材の育成と確保について」

金沢工業大学大学院　イノベーションマネジメント研究科　教授　高橋　真木子　氏

9:45　休憩

10:00　研究会Bパネルディスカッション「産学連携支援人材の育成と確保について」

・ファシリテーター：鳥取大学　研究推進機構　居島　一仁　氏

・副ファシリテーター：岩手大学　研究推進機構　対馬　正秋　氏

・パネリスト：

大分大学　産学官連携推進機構　富畑　賢司　氏

山梨大学　社会連携・知財管理センター　還田　隆　氏

北陸先端科学技術大学院大学

産学官連携本部産学官連携推進センター　山本　外茂男　氏

群馬大学　研究・産学連携推進機構　伊藤　正実　氏

東北大学　未来科学技術共同研究センター　長谷川　史彦　氏

・コメンテーター

金沢工業大学大学院　イノベーションマネジメント研究科　高橋　真木子　氏

11:25　次年度登板校挨拶

11:40　閉会

12:00　エクスカーションバス出発（参加者のみ）

小岩井農場視察研修

17:00　エクスカーション終了

令和元年10月18日以降 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

※前回からの追記事項は赤字入力

組織名	主要事項
地域連携企画室	○目的別人材育成プログラムの開発・実施 ・地域企業（自治体）お題解決プログラム(後学期火５限) ・IoTシステムセキュリティ実践講座（7/20（土）～2/15（土）全4回） ・地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成プログラム（10/6（日）～12/21（土）全15回） ・地域円卓マネジメント会議（10/26～2/2 全5回） ・クラウドファンディング実践講座（10/5～12/1 全5回） ・ブロックチェーンテクノロジーコース基礎編（11/2） ・社会的インパクト投資基礎概論（12/25～12/28 全4回） ・ファシリテーションの技法と地域振興（11/9～1/18 全5回） ・キャリアデザインとジェンダーⅡ（10/3～1/30 全15回） ・ソーシャルキャピタル構築講座（島マス記念塾in 琉大）（11/30～2/8 全15回）
	○２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業の遂行
	○琉球大学地域連携ＦＤ・ＳＤ 研修会（仮称）の検討
	○地域協働プロジェクト推進事業の遂行
	○与那国町及び伊江村とのICT実証実験の実施（調整中）
	○地域連携推進機構の機能強化に向けた体制整備についての検討 （地域連携に関するワンストップ窓口機能の整理含む）
	○交流人材バンク設置に向けた検討（機能，体制，規則等）
	○包括連携協定締結に向けた検討・調整 ・大阪市港区　※調整中 ・沖縄県中小企業家同友会　※調整中
	○宜野湾市議会とのパートナーシップ協定の検討・調整
産学官連携部門	○沖縄県「イノベーション創出人材育成事業」の遂行
	○沖縄県「沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業」の遂行
	○産学官金スタートアップ支援事業の遂行
	○琉球大学ブランド商品開発支援事業の遂行
	○九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金の支援
	○２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業の遂行
	○沖縄の産業まつりへの出展支援（屋内展） 日時：10月25日（金）～27日（日）10：00-19：00
	○県外マッチングイベントへの参加支援 アグリビジネス創出フェア2019（11/20（水）～11/22（金））於：東京ビッグサイト 新技術説明会（12/3（火））於：JST東京本部別館1Fホール エコプロ2019（12/5（木）～12/7（土））於：東京ビッグサイト
生涯学習推進部門	○地域創生副専攻の運営
	○地域共創型学生プロジェクト「ちゅらプロ」（学内公募）の実施
	○正課外地域実践プロジェクト（学内公募）の実施
	○地域共創による地域志向実習（久米島、宮古島、石垣、うるま、南城、宜野湾、西原）
	○「知のふるさと納税」（八重山9/17～9/18、久米島9/24～9/25）の報告書作成

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（平成３１年４月１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域・社会連携担当））	牛窪（うしくぼ） 潔（きよし）	１号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 （副学長・副理事（産学官連携担当））	竹村（たけむら） 明洋（あきひろ）	２号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	３号委員	
4	生涯学習推進部門長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	４号委員	
5	産学官連携部門　准教授	玉城（たまき） 理（おさむ）	５号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門　准教授	柴田（しばた） 聡史（さとし）	５号委員	専任教員
7	地域連携企画室　特命准教授	小島（こじま） 肇（はじめ）	６号委員	特命教員
8	地域連携企画室　特命准教授	島袋（しまぶくろ） 亮道（あきみち）	６号委員	特命教員
9	地域連携企画室　特命准教授	畑中（はたなか） 寛（ひろし）	６号委員	特命教員
10	産学官連携部門　教授 （工学部　教授）	瀬名波（せなは） 出（いずる）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
11	産学官連携部門　教授 （理学部　教授）	眞榮平（まえひら） 孝裕（たかひろ）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
12	総合企画戦略部長	新田（にった） 早苗（さなえ）	９号委員	
13	総合企画戦略部 地域連携推進課長	金城（きんじょう） 徹（とおる）	１０号委員	
14				
15				

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

〔平成２８年２月２３日
制　　定〕

（趣旨）
第１条　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における地域連携，産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し，地域社会における人材の育成，産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

（部門等）
第３条　前条の目的を達成するため，機構に次の室，部門，系及びセンターを置く。
(1) 地域連携企画室
(2) 産学官連携部門
ア 研究開発支援系
イ 知的財産系
ウ 起業支援系
(3) 生涯学習推進部門
ア 社会教育系
イ 地域志向教育系
２　前項１号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
３　交流人材センターに関し必要な事項は，別に定める。

（業務）
第４条　機構においては，次に掲げる業務を行う。
(1) 地域連携企画室
ア 機構全体の統括，方向性に関すること。
イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
ウ 機構とグローバル教育支援機構，研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。

(2) 産学官連携部門
ア 民間機関等との共同研究，受託研究その他研究開発の支援に関すること。
イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
ウ 知的財産の創生，内容評価，特許出願，管理及び活用に関すること。
エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
オ 知的財産の補償，表彰及び啓発普及に関すること。
カ 知的財産の技術移転に関すること。
キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門
ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
エ 地域志向教育の推進に関すること。
オ 地域人材の育成に関すること。
カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
キ その他生涯学習に関すること。

（組織）
第５条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 併任教員
(8) コーディネーター
(9) その他の職員

（機構長）
第６条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。
２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。

（副機構長）
第７条　副機構長は，機構長の職を補佐するとともに，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
２　副機構長は，本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（室長）
第８条　室長は，当該室の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　室長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部門長）
第９条　部門長は，当該部門の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　部門長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（地域連携推進会議）
第１０条　機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。

（地域連携推進協議会）
第１１条　機構に対する評価・助言等を行うため，地域連携推進協議会を置く。
２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（運営会議）
第１２条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）
第１３条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。
(1) 機構の管理運営に関すること。
(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。
(3) 機構の事業計画に関すること。
(4) その他機構に関すること。

（運営会議の組織）
第１４条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 機構長が指名する併任教員　若干人
(8) コーディネーター
(9) 総合企画戦略部長
(10) 地域連携推進課長
(11) その他機構長が必要と認めた者
２　前項第７号及び第１１号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）
第１５条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。
２　議長は運営会議を招集し，主宰する。
３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１６条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（専門委員会）
第１７条　機構に専門的事項を審議するため，専門委員会を置くことができる。

（事務）
第１８条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）
第１９条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃）
第２０条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。

附　則
１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。
３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。
４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。
附　則（平成３０年３月３０日）
この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

令和元年度第１１回 地域連携推進機構運営会議 座席表

令和元年９月１３日（金） １４：００～１６：００
（本部管理棟２階 第二会議室）

陪席

富永　千尋
（研究企画室 特命教授）
※陪席

柴田　聡史
（生涯学習推進部門）

陪席

畑中　寛
（地域連携企画室）

島袋　亮道
（地域連携企画室）

竹村　明洋
（副機構長　兼
産学連携推進部門長）

牛窪　潔
（機構長）

背戸　博史
（地域連携企画室長　兼
生涯学習推進部門長）

小島　肇
（地域連携企画室）

入 口

（欠席）

金城　徹 （地域連携推進課長）	新田　早苗 （総合企画戦略部長）	
眞榮平　孝裕 （産学連携推進部門）	瀬名波　出 （産学連携推進部門）	玉城　理 （産学連携推進部門）